

「淡海子ども・若者プラン(案)」について

1. 趣旨

本県では、平成27年(2015年)3月に「淡海子ども・若者プラン」を改定し、平成27年度(2015年度)から5年間を計画期間として、本県における子ども・若者育成支援施策を総合的に推進する取組を進めてきたところです。

この間、地域におけるつながりの希薄化、子育ての負担感や不安感の増大、児童虐待相談件数の増加、子ども・若者の健やかな育ちを阻害する有害情報の氾濫など、子育て家庭や子ども・若者を取り巻く環境は厳しさを増してきています。

また、令和元年(2019年)10月から始まった幼児教育・保育の無償化や「児童虐待の防止等に関する法律」、「児童福祉法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正など制度・法的な動きもあり、これらを踏まえ、子どもが生まれる前から自立するまでの子ども・若者育成支援施策を総合的かつ体系的に構築し、計画的に見直し、推進していくため、今後5年間の中期的な計画を策定するものです。

2. 策定経過

平成30年(2018年)	11月15日	子ども若者審議会(第11回)
平成31年(2019年)	2月6日	子ども若者審議会(第12回)
令和元年(2019年)	7月~8月	子ども若者審議会部会による分野別審議(各2回)
	9月6日	子ども若者審議会(第13回)
	10月4日	厚生・産業常任委員会への報告(骨子案)
	11月7日	子ども・若者審議会(第14回)
	11月~12月	市町意見照会
	12月13日	厚生・産業常任委員会(原案)
	12月~1月	県民政策コメントの実施(※)
令和2年(2020年)	2月14日	子ども若者審議会(第15回)

※県民政策コメントおよび市町への意見照会

・意見・情報の募集期間

令和元年(2019年)12月20日から令和2年(2020年)1月20日

・提案のあった意見・情報数

4人・団体から19件

3. 今後の予定

令和2年(2020年)	3月10日	厚生・産業常任委員会報告(最終案)
	3月下旬	「淡海子ども・若者プラン」の策定・公表

添付資料

- (1) 次期淡海子ども・若者プラン(原案)に対して出された意見とそれらに対する滋賀県の考え方について
- (2) 淡海子ども・若者プラン案(概要)
- (3) 淡海子ども・若者プラン案
- (4) 参考資料

次期淡海子ども・若者プラン（原案）に対して出された意見とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果等について

令和元年12月20日（金）から令和2年1月20日（月）までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「次期淡海子ども・若者プラン（原案）」について意見・情報の募集を行った結果、4人・団体の方から、19件の御意見が寄せられました。

これらの御意見については、その他関係機関等からいただいた御意見とあわせて、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を別添のとおり取りまとめました。

なお、取りまとめにあたり、提出された御意見の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された御意見の内訳

項目	件数
I 計画の策定について	
II 子ども・若者をめぐる主な現状と課題	
〔子ども・若者を取り巻く社会環境〕	0
〔子ども・若者の育ち〕	0
〔青少年の健全育成〕	0
〔社会的養護〕	0
〔子どもの貧困〕	1
〔ひとり親家庭〕	0
III 3つの基本理念	0
IV 具体的な施策の推進	
1 社会全体で子育て・子育てを応援	0
2 安心・安全な子育て環境	0
3 子ども・若者の健やかな育ち	3
4 青少年の健全な成長	0
5 社会的養護の推進	5
6 子どもの貧困対策	7
7 ひとり親家庭への支援	0
計画推進の目標値一覧	3
V 計画の推進に向けて	
	合計 19

3 提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方 別紙のとおり

次期淡海子ども・若者プラン(原案)に提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方

番号	頁・行	意見・情報の内容	意見・情報等に関する考え方
Ⅱ 子ども・若者をめぐる主な現状と課題			
1	43頁	「児童・生徒の生活保護(教育扶助)および就学援助の受給割合」のグラフについて、生活保護(教育扶助)受給者数と就学援助の受給者数を棒グラフなどで追加してみてもどうか。	御意見どおり、生活保護(教育扶助)受給者数と就学援助の受給者数をグラフで追加します。
Ⅳ 具体的な施策の推進			
3 子ども・若者の健やかな育ち			
2	80頁 25行～	虐待・貧困・不登校・ひきこもりなど要支援状態の子ども若者たちにとって参加しやすい居場所(夜の居場所や不登校やひきこもりの若者が参加しやすい居場所など)づくりの推進も追加しておく必要があるのではないか。	御意見を踏まえ、「ア 子ども食堂等の居場所づくりの推進」の取組に次のとおり追記します。 「様々な事情から学校に行きづらくなっていたり、家庭の中で安らぎを感じられない状況にある子どもたちが安心してすごせる居場所づくりを公私協働で進めます。」 (P80 27行～)
3	28頁 7行 81頁 26行～	「近江商人」は本県が生み出した偉人であり、その考え方(三方良し)や近江商人がつくった企業(デパート、総合商社ほか)について、淡海の子供たちはもっと時間をかけて学ぶべきではないか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正、追記します。 「(1)子どもの「夢と生きる力」を育む教育・学習の充実」 【修正前】 「滋賀の豊かな自然、歴史、文化や地域、企業と連携した学び、先人の心を大切にしたい学び」 【修正後】 「滋賀の豊かな自然、歴史、文化や地域、企業と連携した学び、「近江の心」とも言うべき先人の心を大切にしたい学び」 (P28 7行～) 「○「豊かな心」を育む」 「・ 全ての子どもにとって居場所のある学級・学校づくり等を進める中で、先人から受け継いだ「近江の心」に学びながら豊かな道徳性や社会性・創造性を培い、互いの人権を尊重し、多様な人と共に生きていこうとする心と態度を育みます。」を追記 (P82 2行～)
4	82頁 34行～	子ども若者の健やかな育ち、学校教育等の充実において、消費者教育の必要性についても触れていただきたい。	御意見を踏まえ、次のとおり追記します。 ○ 消費者教育の推進 ・ 成年年齢の引き下げやキャッシュレス化等、社会の変化に対応して消費者教育を推進します。 (P83 16行～)
5 社会的養護の推進			
5	87頁 1行～	子ども若者に対して利用の危険性に関する広報啓発や情報発信だけでは被害にあった子ども若者をより追い込むことになるため、性被害にあった子ども若者のための相談窓口(ネットで24時間対応できるもの)の設置が急務ではないか。	相談窓口については、カテゴリ別に県のホームページに掲載されており、犯罪被害に関する窓口も設けられています(メール対応有り)。御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「・ 青少年の性に関する問題に対応するため、インターネットに係る児童買春や「自撮り被害」を含む児童ポルノ事犯などの取り締まりのほか、SNSなどの適切な利用方法や有害サイト利用に伴う危険性に関する広報啓発、情報発信などの取組を強化します。」 【修正後】 「・ 青少年の性に関する問題に対応するため、インターネットに係る児童買春や「自撮り被害」を含む児童ポルノ事犯などの取り締まりのほか、SNSなどの適切な利用方法や有害サイト利用に伴う危険性に関する広報啓発、情報発信、被害者相談などの取組を強化します。」 (P88 1行～)

番号	頁・行	意見・情報の内容	意見・情報等に関する考え方
6	89頁 23行～	子ども若者の自殺予防として相談窓口を通しての相談支援やSNSの活用による相談窓口周知や自殺予防の情報発信もちろん大事であるが、自殺を防ぐ保護因子として顔の見える居場所が効果的である。自殺予防やひきこもり対策としてアウトリーチ活動の取組を計画に記載して欲しい。	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 「・ 心に悩みを抱える子ども・若者の自殺予防を図るため、こころのほっと相談や自殺対策推進センターによる自殺予防電話相談など様々な相談窓口を通して相談支援を行うとともに、大学と連携した取組や若年層を中心に人気のあるSNSの活用により、相談窓口の周知や自殺予防の情報の発信等を行います。」</p> <p>「・ 県立精神保健福祉センター内のひきこもり支援センターにおいて、本人や家族からの相談を受けるとともに、当事者の会や家族交流会など、同じ思いを抱えた人々と出会える場、悩みなどを相談し合える場を提供します。」</p> <p>【修正後】(P90 25行～) 「・ 心に悩みを抱える子ども・若者の自殺予防を図るため、こころのほっと相談(対面型相談)や自殺対策推進センターによる自殺予防電話相談、SNSの活用による相談窓口の周知など若年層への対策を強化します。」</p> <p>「・ 県立精神保健福祉センター内のひきこもり支援センターにおいて、本人や家族からの相談を受け、必要に応じてアウトリーチ(訪問活動)を行うとともに、当事者の会や家族交流会など、同じ思いを抱えた人々と出会える場、悩みなどを相談し合える場を提供したり、市町等が支援する困難事例への技術的助言を行います。」</p>
7	94頁 1行～	DVの啓発についてはデートDVも含めて子ども自身にしっかりと啓発し、どこに相談すれば良いかをはっきり伝えておく必要がある。	DVについては、別途策定している「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」において、デートDVに関する教育、研修など若年層への啓発強化や被害の早期発見に向けた広報・啓発として相談窓口の周知を明記しています。
8	95頁 19行～	一時保護やその解除を行う際、子ども自身の意思があまりに尊重されていないため、専門家による総合的なアセスメントも大事であるが、「子ども自身の意思の確認」を記載して欲しい。	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり追記を行います。</p> <p>「・ 一時保護やその解除を行う際には、子どもに丁寧に説明をするとともに、子どもの意見を聴取するよう配慮します。」 (P97 21行～)</p> <p>また、施設入所措置や措置解除などが子どもの意向に一致しない場合等は、専門家の意見を聴取するため、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会を積極的に活用する旨、別途記載しています。 (P103 7行)</p>
9	98頁 21行	家庭復帰に向けた取組として、市町・関係機関と連携、見守り支援とあるが、民間での居場所活動がとても効果的に機能しているため、「民間の居場所活動の利用」も含めて欲しい。	子どもの居場所づくりは、御指摘のあった家庭復帰も含め様々な点で効果があるものと考えており、上記2で回答している取組等を推進することにより、家庭復帰の取組にもつなげていきたいと考えています。
6 子どもの貧困対策			
10	104頁～	対策の順番について、国の「子供の貧困対策に関する大綱」においては、1 教育の支援、2 生活の安定に資するための支援、3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、4 経済的支援、5 子供の貧困に関する調査研究等、6 施策の推進体制等の順番となっており、プランも国の大綱の順番に準じるべきではないか。	御意見のとおり記載の順番を変更します。

番号	頁・行	意見・情報の内容	意見・情報等に関する考え方
11	105頁	国の「子供の貧困対策に関する大綱」では、支援が届いていない子供・家庭への対策について、「居場所での生活習慣や育成環境の改善に関する支援」や「放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得や食事の提供等を行う居場所づくり」、「食事の提供を行う場合の食育への配慮」などの点が抜けているのではないかと。	御意見をいただいた事項については、子どもの居場所づくりに関しては、前記2番で追記する取組の中で進めてまいります。また、食育の配慮に関しては、「○食育の推進(P64)」、「○「健やかな体」を育む(P82)」、「○子どもの食事・栄養状態の確保(P108)」に記載しています。
12	110頁	国の「子供の貧困対策に関する大綱」に書かれている外国人児童生徒への支援が入っていない。	「外国人幼児児童生徒に対する支援」については「1 社会全体で子育てを応援」における重点的取組として「(3)共生社会に向けた多様なニーズへの支援 イ 外国人幼児児童生徒等に対する支援(P58～)」に記載しています。
13	111頁 5行	地域による学習支援について、国の「子供の貧困対策に関する大綱」における「NPOやフリースクール等と各地方公共団体との連携を促進」や「信頼できる大人との出会いの場となるよう、多様な地域住民の参画を促す」などの点が抜けているのではないかと。	「地域による学習支援」については、淡海子ども・若者プランの基本理念や施策を進める視点において、学習支援を含めた地域の取組を重要なものと位置づけており、「○安心して外出できる環境の整備(P77 15行～)」や「○子どもの学習・生活支援(P119 20行～)」などに学習支援を含めた取組を記載しています。
14	111頁 11行	高等学校等における就学継続のための支援について、滋賀県のスクールソーシャルワーカーは高校には派遣形態しかとれていない。せめて定時制通信制高校・特別支援学校へのスクールソーシャルワーカーの配置は急務である。	県立高等学校におけるスクールソーシャルワーカーによる支援については、各校からの要請に応じて行っており、さらに、次年度は定時制通信制高校や特別支援学校への支援を広げたいために、学校が活用しやすい方法について検討しているところです。
15	111頁 11行	モデル的に実施している高校内居場所カフェでフードバンクと連携して高校生の食の支援なども行っており、このような取組の拡大も触れておいて欲しい。	御意見の取組については、前記2番で追記する取組の中で検討してまいります。
16	111頁 19行	国の「子供の貧困対策に関する大綱」に書かれている「在学中の妊娠・出産を機に高校を中退する者もいるが、生徒が妊娠した場合には、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を」という項目を加えて欲しい。	御意見を踏まえ、次のとおり追記します。 「・学習面の課題や経済的理由、妊娠など様々な事情により就学継続が困難な生徒について、それぞれの事情に応じた適切な支援や教育上必要な配慮を行います。」 (P107 12行～)
計画推進の目標値一覧			
17	数値 目標	「27 青少年立ち直り支援センター(あすく)での支援プログラム終了率」について、目標(80.0%)が現状(82.7%)と比べて低くなっているが、支援プログラム終了率の目標は高いほうが良いのではないかと。	当該目標は、計画期間の各年において80.0%以上を目指すものであり、現計画期間の完了率は、平均で約75%であったことから、目標値は変更せず、平均値を追記します。 【修正前】 平成30年度実績 82.7% 【修正後】 平成30年度実績 82.7%(H26～30の平均約75%)
18	数値 目標	ショートステイ・トワイライトステイの充実がこの計画では出ているが、児童福祉施設や里親を対象とした形でない民間団体主体のトワイライトステイ(特に滋賀県ならではの取り組みとして全国から注目される高齢者施設などを活用したフリースペース)の促進は数値目標も含めて入れるべきである。	フリースペース等の夜の居場所づくりは、現在、公私協働で取組を進めているところであり、数値目標については、他の取組状況を踏まえ、全体を見据えながら検討してまいります。

番号	頁・行	意見・情報の内容	意見・情報等に関する考え方
19	数値目標	滋賀県で取り組んでいる生活困窮世帯やひとり親家庭への学習生活支援の利用者数を数値目標に加えてはどうか。	生活困窮世帯やひとり親家庭の学習生活支援については、市町の実情は様々であり、県として統一した数値目標の設定は困難ですが、引き続き前記2番で追記した取組の中で進めてまいります。

◇滋賀県児童虐待防止計画へのパブリックコメント等による修正点の反映

20	92頁 9行	「産後うつ予防や乳児への虐待予防を図るため、産婦健康診査事業を実施する市町の増加に向けた支援を行います。」について、産婦健康診査事業だけでなく、産後ケア事業でも支援しているため、産後ケア事業についても追記してはどうか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「産後うつ予防や乳児への虐待予防を図るため、産婦健康診査事業を実施する市町の増加に向けた支援を行います。」 【修正後】 「産後うつ予防や乳児への虐待予防を図るため、産婦健康診査事業や産後ケア事業を実施する市町の増加に向けた支援を行います。」 (P94 9行～)
21	92頁 12行	虐待予防等の推進として、「ハイリスク妊産婦・新生児の早期発見・早期対応を図るため・・・」との記載については、「ハイリスク妊産婦は虐待をする。」という誤解を与えるのではないかと。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正前】 「ハイリスク妊産婦・新生児の早期発見・早期対応を図るため、医療機関と市町の連絡体制の再構築を行い、市町の取組を強化します。」 【修正後】 「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見・早期対応を図るため、医療機関と市町の連絡体制の再構築を行い、市町の取組を強化します。」 (P94 12行～)
22	93頁 31行～	「妊娠・出産・産褥期は母子の愛着形成やその後の子どもの健全な発達に重要な時期であることから、市町や関係機関と連携し、産後の母子への支援を推進します。」について、産後の母子支援に父親やパートナーを含めるべきではないかと。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「○産後の母子を支援する仕組み ・妊娠・出産・産褥期は母子の愛着形成やその後の子どもの健全な発達に重要な時期であることから、市町や関係機関と連携し、産後の母子への支援を推進します。」 【修正後】 「○産後の母子等を支援する仕組み ・妊娠・出産・産褥期は母子の愛着形成やその後の子どもの健全な発達に重要な時期であることから、市町や関係機関と連携し、産後の母子やその家族への支援を推進します。」 (P95 32行～)
23	99頁 3行～	自立支援の仕組みづくりの記述部分にアフターケアという言葉を用いた記述を明記されたい。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「児童養護施設等、里親、ファミリーホームに措置等されている子どもの自立支援の仕組みづくりのため、施設、里親、行政による協議会を開催します。」 【修正後】 「児童養護施設等、里親、ファミリーホームに措置等されている子どものアフターケアも含めた自立支援の仕組みづくりのため、施設、里親、行政による協議会を開催します。」 (P101 8行～)

番号	頁・行	意見・情報の内容	意見・情報等に関する考え方
24	数値目標	家庭養育優先原則を踏まえた国の目標値に対して、里親に関する数値目標が低いのではないか。子どもの権利を第一に考え、家庭養育を進めていく積極的な姿勢を示すべきではないか。	御意見を踏まえ、里親等へ委託する子ども数の捉え方を「里親委託が可能な子ども」から「里親委託が必要な子ども」に改めるとともに、年齢ごとに設定されている国の基準に沿って目標値を以下のとおり修正します。 【修正前】 令和6年度 39.1% 【修正後】(P126 数値目標35) 令和6年度 48.3% (3歳未満)52.2% (3歳以上就学前)46.2% (学童期以降)48.2%
25	数値目標	一時保護やショートステイで預かった子どもが、同じ学校に通い続けることができるよう、各中学校に最低1家庭の里親登録を目標にするべきではないか。	御意見を踏まえ、次のとおり数値目標を追加します。 【追加】(P126 数値目標37) 中学校区別の養育里親登録率 現状 68.0% 令和6年度 100%
26	数値目標	子どもの安心度100%の前提として、子どもの権利ノートのことや、自分が大切に守られていることをまず知る必要がある、安心度100%を目指すことは唐突すぎると思われるため、以下の数値目標を新たに加えてはどうか。 ・子どもの権利ノートの内容を知っている 100% ・自分は大切にされている 100%	御意見を踏まえ、目標値に以下の指標を追加・修正します。また、目標値の修正に合わせて、以下のとおり原案を修正します。 【追加】(P125 数値目標31) 子どもの権利ノートの内容を知っている 現状: 37.6% 目標値: 令和6年度 100% 【修正前】 里親のもとや児童養護施設等で暮らす子どもたちの安心度 【修正後】(P125 数値目標32) 里親のもとや児童養護施設において、「安心して暮らすことができている。」と感じている子どもの割合 現状: -、令和6年度 100% 【修正前】 「・児童養護施設、里親等の代替養育を受けている子どもにアンケートを実施し、当事者である子どもの安心度を調査します。」 【修正後】 「・児童養護施設、里親等の代替養育を受けている子どもを対象に、施設や里親等のもとでの暮らしに関するアンケートを実施します。」 (P99 35行～)

◇その他関係機関等からの意見等による修正			
	9頁	「小学校」、「中学校」、「小・中学校」の表記について、「小学校・義務教育学校(前期)」、「中学校・義務教育学校(後期)」、「小・中・義務教育学校」と表記すべきではないか。	御意見を踏まえ、「小学校」と「中学校」に下記の注釈をつけることとします。 【小学校】小学校、義務教育学校(前期課程)ならびに特別支援学校(小学部) 【中学校】中学校、義務教育学校(後期課程)、中等教育学校ならびに特別支援学校(中学部) (P9)
	16、17頁	・保育士実態調査結果を確定値にするとともにグラフ等を修正	・円グラフ → 棒グラフに変更 ・集計方法の変更 (原案)回答者が5つ選んだ理由のうち、1番目に選んだものを集計 (変更案)回答者が5つ選んだ理由全てを集計 (P16、17)

番号	頁・行	意見・情報の内容	意見・情報等に関する考え方
	43頁	児童・生徒の生活保護(教育扶助)および就学援助の受給割合(グラフ)について、グラフが何を指しているのかわかりづらいのではないか。	<p>御意見を踏まえ、次のとおり追記します。</p> <p>「また、子どもの貧困率ではありませんが、本県における児童・生徒の生活保護(教育扶助)および就学援助の受給割合は平成23年から平成27年の間、12%台で推移しています。」 (P42 17行～)</p> <p>「(※)(生活保護(教育扶助)受給者数+就学援助受給者数)÷小学校および中学校の児童数」 (P43 6行)</p>
	43頁 16行	スーパーバイザーをどこに配置するのか。また、スーパーバイザーとは何なのかわかりづらいのではないか。	<p>スーパーバイザーの配置は例示であるため、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 「調査結果からは、支援者の育成・適切な支援のためにスーパーバイザーの配置が必要といった課題も浮かび上がり、支援が必要な方へのアプローチの仕方や、多職種連携の仕組みの構築が必要と考えられます。」</p> <p>【修正後】 「調査結果からは、支援者の育成・適切な支援が必要といった課題も浮かび上がり、支援が必要な方へのアプローチの仕方や、多職種連携の仕組みの構築が必要と考えられます。」 (P43 20行～)</p>
	67頁 2行	子育てに関する情報提供について、インターネットによる情報提供では一方的な発信となってしまう。	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 「・ 誰もが容易に県内の子育てに関する様々な情報を入手できるように、インターネット等を活用した積極的な情報提供を行うことで子育て家庭で感じる孤立感や子育てに係る負担感の軽減を図り、安心して子育てが出来る環境づくりをすすめます。」</p> <p>【修正後】 「・ 誰もが容易に県内の子育てに関する情報を着実に入手できるように、インターネットや様々な手段により積極的な情報提供を行うことで子育て家庭で感じる孤立感や子育てに係る負担感の軽減を図り、安心して子育てが出来る環境づくりをすすめます。」 (P67 2行～)</p>
	80頁 32行 81頁 22行	滋賀県が持つ読書環境の素晴らしさを生かした、子育てにおいて自力のつく方法論が抜け落ちているように思うので、盛り込んでみてはどうか。	<p>御意見を踏まえ、次のとおり追記・修正します。</p> <p>「・ 就学前における子育て支援の取組とも連携した保護者への読書啓発の働きかけや、学校・図書館等の関係機関、ボランティア等と協した取組を通して、全ての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくりを進めます。」 (P81 2行～)</p> <p>【修正前】 「・ 子どもが社会の変化等に対応し、新しい時代を切り拓いていけるよう、英語等の外国語能力を育成する教育や国際理解教育をはじめ、コミュニケーション能力、情報活用能力、職業教育、理数教育、プログラミング教育の推進等、必要となる知識・能力の育成を図ります。」</p> <p>【修正後】 「・ 子どもが社会の変化等に対応し、新しい時代を切り拓いていけるよう、英語等の外国語能力を育成する教育や国際理解教育をはじめ、コミュニケーション能力、情報活用能力、職業教育、理数教育、プログラミング教育、<u>子ども読書活動の推進等</u>、必要となる知識・能力の育成を図ります。」 (P81 30行～)</p>

番号	頁・行	意見・情報の内容	意見・情報等に関する考え方
	110頁 25行～	県立学校へのスクールソーシャルワーカーの派遣について追記	<p>【修正前】 「・福祉等の関係機関と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える小学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校や市町教育委員会の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣します。また、児童生徒の感情や情緒面を支援するため、公立小学校・中学校や県立高等学校にスクールカウンセラーを配置・派遣します。」</p> <p>【修正後】 「・福祉等の関係機関と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える小学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校、市町教育委員会や県立学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣します。また、児童生徒の感情や情緒面を支援するため、小中学校や県立学校にスクールカウンセラーを配置・派遣します。」 (P106 18行～)</p>
	その他	滋賀県児童虐待防止計画の修正を反映	社会的養護に関する記載について、別途策定している滋賀県児童虐待防止計画の修正を反映。

※ 頁・行欄の該当頁等は、県民政策コメントで公表した「次期淡海子ども・若者プラン(原案)」に沿っています。

I プランの策定について

1 策定の趣旨
平成27年3月策定の淡海子ども・若者プランが令和元年度で終期を迎えることに伴い、子ども・若者を取り巻く社会環境の変化、県民ニーズを踏まえ現プランを見直し、次期計画を策定する。

2 計画の位置付け
○ 本県における子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するための計画。
○ 「滋賀県基本構想」等、県の関係する諸計画との整合性を図る。
○ 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」(子ども・子育て支援法)
・「都道府県子ども・若者計画」(子ども・若者育成支援推進法)
・「自立促進計画」(母子及び父子並びに寡婦福祉法)
・「都道府県行動計画」(次世代育成支援対策推進法)
・「都道府県子どもの貧困対策計画」(子どもの貧困対策の推進に関する法律)も含む位置付けとする。

3 計画期間
5年:令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

II 子ども・若者をめぐる主な現状と課題

<子ども・若者を取り巻く社会環境>
・少子化が進行する中、子どもを生き育てる希望を高め、それを叶えるため、社会全体で子育てを支える機運を醸成し、多様なニーズに対応する切れ目のない支援が必要
・保育所等利用児童数は増加傾向にあり、待機児童が発生する中、幼児教育・保育の無償化が令和元年10月から開始され、さらなる就学前児童の受け皿確保が必要
・障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していけるよう、きめ細かな支援が必要

<子ども・若者の育ち>
社会情勢が著しく変化しており、子どもの生きる力の一層の育成を図ることが必要。また、就労支援などにより社会的・職業的自立を図ることが必要

<青少年の健全育成>
地域におけるつながりの希薄化などにより、若者が地域で幅広い年代の人々と関わり、様々な体験をする機会が減少する中、主体的な地域活動や社会貢献活動等への参加促進が必要

<社会的養護>
児童虐待相談件数が増加し、保護者や子どもへの対応も複雑化、困難化。児童虐待の未然防止・早期発見、早期対応とともに、子ども家庭相談センターの体制強化等、児童虐待への対応強化が必要

<子どもの貧困>
子どもの相対的貧困率は13.9% (H28国民生活基礎調査)と改善は見られるが、支援を必要とする子ども・家庭は依然として多く存在。現在から将来にわたって、子どもが健やかに育つ環境づくりが必要

<ひとり親家庭支援>
ひとり親の世帯数が増加する中、仕事と家庭を両立し、経済的に自立するための支援とともに、ひとり親家庭に対する支援施策の認知度が低く、十分に活用されていないことを踏まえ、支援に関する広報・周知が必要

III 3つの基本理念

1 子ども・若者が夢を持って健やかに育つ 2 保護者が子どもを育てる喜びを実感し、ともに育つ 3 地域ぐるみで子育てを応援し、地域が元気になる

IV 具体的な施策の推進

子ども・若者、保護者、地域が目指す3つの基本理念のもと、5つの視点とSDGsの視点で7つの基本施策を進めます。

施策を進める5つの視点とSDGsの視点

- 子どもを社会の主役に
- 地域の多様な主体が参画し、みんなで支えあう
- 支援を、必要とするすべての人に
- 生まれる前から自立までの切れ目のない支援
- 地域の実情を踏まえた「滋賀ならではの」取組

7つの基本施策

- 1 社会全体で子育て・子育てを応援**
(1) 子どもの人権が尊重される社会環境づくり
(2) 子ども・若者の育成支援についての理解の促進
(3) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援
- 2 安心・安全な子育て環境**
(1) 安心・安心に子どもを生き育てることができる環境づくり
(2) すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実
(3) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実
(4) 子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり
(5) 仕事と家庭の両立支援
- 3 子ども・若者の健やかな育ち**
(1) 様々な主体の参画による子どもを地域で支え育む取組の推進
(2) 「生きる力」を育む学校教育等の充実
(3) 若者の社会的自立・職業的自立の促進
- 4 青少年の健全な成長**
(1) 青少年の健全育成の推進
(2) いじめの加害者や非行少年等への対応
- 5 社会的養護の推進**
(1) 児童虐待の未然防止
(2) 児童虐待の早期発見・早期対応
(3) 子どもの保護・ケア
(4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援
(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化
- 6 子どもの貧困対策**
(1) 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援
(2) 貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援
(3) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援
(4) 世帯の生活を下支えるための経済的支援
- 7 ひとり親家庭への支援**
(1) 自立のための就労支援
(2) 安心・安全な子育て・子育てのための生活支援
(3) 生活の安定と自立のための経済的支援
(4) きめ細かな相談体制と情報提供

具体的な取組(★は重点的取組)

- ・子どもの権利条約や滋賀県子ども条例による意識醸成
- ・企業や地域による支援の促進
- ・外国人幼児児童生徒に対する支援(★)
- ・妊産婦からの切れ目のない支援体制の整備
- ・子育てで子育てを支える地域の子育て支援の充実
- ・保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保および資質の向上(★)
- ・学校、通学路、園外活動時および地域における安全の確保
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現のための取組
- ・子ども食堂等の居場所づくりの推進(★)
- ・「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む
- ・若者の就職支援の充実
- ・青少年活動の活性化による自立性や社会性を獲得する機会の充実(★)
- ・非行少年等の立ち直り支援の充実
- ・未然防止に有効な子育て支援等の充実(★)
- ・保健・医療・福祉・教育等の連携による早期発見と支援(★)
- ・児童養護施設、里親委託等の受入れ体制の整備
- ・親子関係の修復・家庭復帰
- ・子ども家庭相談センターの機能強化
- ・学校と福祉等関係機関等との連携強化(★)
- ・子どもの生活支援
- ・保護者に対する就労の支援
- ・生活保護世帯に対する支援
- ・自立を目指した能力開発の支援
- ・仕事と子育ての両立を図る子育て・生活支援の充実
- ・養育費確保のための支援
- ・支援が届きにくい家庭への対応強化(★)

主な数値目標

- 家庭教育支援チームを組織する市町数
H30:6市町→R6:12市町
- 認定子ども園等利用定員数
H30:58,562人→R6:61,500人
- 認定子ども園等従事者数
H30:9,744人→R6:11,933人
- 遊べる・学べる淡海子ども食堂開設数
H30:115か所→R6:300か所
- しが若者ミーティング参加者数
H30:— → R6:300人
- 携帯電話等フィルタリング設定率
H30:52.9% → R6:65.0%
- 養育支援訪問事業で家事支援をメニュー化している市町数
H30:10市町→全市町
- 産婦健康診査事業の取組市町数
H30:2市→R6:全市町
- 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率
H28:92.2%→R6:99.2%
- 養育費を受け取っている母子家庭の割合
H30:33.3%→R6:50.0%
- 母子家庭の暮らし向きに対する意識調査結果:(たいへん)苦しい割合
H30:65.2%→
R6:国民生活基礎調査における児童のいる世帯の生活意識の状況「大変苦しい」や「苦しい」の計

V プランの推進について

行政、家庭、学校、企業、県民等それぞれが役割を果たし、計画を推進します。PDCAサイクルに基づいて、点検評価・進行管理・計画を見直し、当事者の声を反映していきます。

淡海子ども・若者プラン

～子どもの笑顔と幸せあふれる滋賀を目指して～

(案)

令和2年（2020年）●月

滋 賀 県

目 次

I	計画の策定について	1
	(1) 計画策定の背景と趣旨	
	(2) 計画の位置づけ	
	(3) 計画の期間	
	(4) 計画における「子ども・若者」の定義	
II	子ども・若者をめぐる主な現状と課題	3
	〔子ども・若者を取り巻く社会環境〕	3
	(1) 少子化の進行	
	(2) 子どもが生まれる前から「切れ目のない子育て支援」の充実	
	(3) 社会全体（地域、企業）で子育てを支える環境づくりの推進	
	(4) 共生社会に向けた子ども・若者の多様なニーズへの支援	
	〔子ども・若者の育ち〕	28
	(1) 子どもの「夢と生きる力」を育む教育・学習の充実	
	(2) 若者の社会的自立・職業的自立の促進	
	〔青少年の健全育成〕	33
	(1) 青少年活動の活性化	
	(2) 非行防止、立ち直り支援の充実	
	(3) 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援	
	〔社会的養護〕	37
	(1) 社会的養護をめぐる状況	
	(2) 増加する児童虐待相談への対応	
	〔子どもの貧困〕	42
	(1) 貧困が連鎖せず、生まれ育った環境により子どもの将来が左右されない環境づくり	
	〔ひとり親家庭〕	46
	(1) 子育てと仕事を両立しながら自立を目指す就業支援・生活支援	
	(2) 生活の安定と自立のための経済的支援	
	(3) 支援制度の利用と周知	

Ⅲ	3つの基本理念	52
Ⅳ	具体的な施策の推進	53
	施策を進める5つの視点	53
	持続可能な開発目標(SDGs)の視点を生かした取組の推進	54
	7つの基本施策	55
	1 社会全体で子育て・子育てを応援	55
	(1) 子どもの人権が尊重される社会環境づくり	
	(2) 子ども・若者の育成支援についての理解の促進	
	(3) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援	
	2 安心・安全な子育て環境	60
	(1) 安心・安全に子どもを生き育てることができる環境づくり	
	(2) すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実	
	(3) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実	
	(4) 子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり	
	(5) 仕事と家庭の両立支援	
	3 子ども・若者の健やかな育ち	80
	(1) 様々な主体の参画による子どもを地域で支え育む取組の推進	
	(2) 「生きる力」を育む学校教育等の充実	
	(3) 若者の社会的自立・職業的自立の促進	
	4 青少年の健全な成長	86
	(1) 青少年の健全育成の推進	
	(2) いじめの加害者や非行少年等への対応	
	5 社会的養護の推進	92
	(1) 児童虐待の未然防止	
	(2) 児童虐待の早期発見・早期対応	
	(3) 子どもの保護・ケア	
	(4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援	
	(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化	

6	子どもの貧困対策	106
	(1) 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援	
	(2) 貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援	
	(3) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援	
	(4) 世帯の生活を下支えするための経済的支援	
7	ひとり親家庭への支援	117
	(1) 自立のための就労支援	
	(2) 安心・安全な子育て・子育ちのための生活支援	
	(3) 生活の安定と自立のための経済的支援	
	(4) きめ細かな相談体制と情報提供	
	計画推進の目標値一覧	123
V	プランの推進について	128
	1 それぞれが果たす役割	
	2 計画の推進体制	
	3 点検評価・進行管理・計画の見直し	

I 計画の策定について

1 (1) 計画策定の背景と趣旨

2 滋賀県においては、平成 18 年（2006 年）3 月に滋賀県子ども条例を制定し、
3 子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てること
4 ができる環境づくりを進めるため、県、保護者、県民、育ち学ぶ施設それぞれの
5 責務を明らかにしました。

6 平成 22 年（2010 年）3 月には、子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的
7 的に推進するための中期的な計画として「淡海子ども・若者プラン」を策定し、
8 平成 27 年（2015 年）3 月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子ども
9 子ども・子育て支援新制度」の本格施行等を踏まえて、同プランを改定し、子ども・
10 子育て環境日本一の滋賀の実現を目指し、施策を推進してきました。

11
12 この間、核家族化や地域におけるつながりの希薄化などにより、子ども・若者
13 が地域で幅広い年代の人々と関わり、様々な体験をする機会や場が減少すると
14 ともに、子育て家庭においても、幅広い年代や近隣の人々からの助言や支援を受け
15 ることが困難な状況になっています。

16 さらに、子育ての負担感や不安感の増大、児童虐待相談件数の増加、子ども・
17 若者の健やかな育ちを阻害する有害情報の氾濫など、子育て家庭や子ども・若者
18 を取り巻く環境は厳しさを増してきています。

19 誰もが安心して子どもを生み育てることができ、生まれてきた子どもたちが
20 人権を尊重され、保護者や地域の人々に見守られながら、社会の主役として健や
21 かに育つことができる環境が求められています。

22
23 国においては、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題が
24 深刻な状況にあることを踏まえ、「子ども・若者育成支援推進法」が平成 22 年
25 （2010 年）4 月に施行され、子ども・若者を取り巻く環境整備の取組が進めら
26 れています。

27 平成 26 年（2014 年）4 月には、ひとり親の経済的自立やひとり親家庭の子ど
28 もの心身の健やかな成長、「子どもの貧困」対策にも資する支援施策の強化を図
29 るため、「母子及び寡婦福祉法」および「児童扶養手当法」の一部を改正する法
30 律が成立し、また、少子化対策推進のため、次世代育成支援対策推進法が平成 37
31 年（2025 年）3 月 31 日までの 10 年間、期間延長されています。

32 平成 29 年（2017 年）6 月には「子育て安心プラン」が策定され、待機児童の
33 解消を図るため必要な受け皿整備が進められ、令和元年（2019 年）10 月からは
34 幼児教育・保育の無償化が実施され、生涯にわたる人格形成の基礎を担う幼児教

1 育の機会の保障と子育て世代の負担軽減が図られました。

2 また、児童虐待の防止対策の強化を図るため、平成 29 年（2017 年）には児童
3 等の保護について司法関与の強化を、また、令和元年（2019 年）6 月には親に
4 よる子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化を柱として、児童虐待の防止
5 等に関する法律および児童福祉法の改正が行われました。

6 さらに、子どもの貧困対策に関しては、子どもの将来がその生まれ育った環境
7 によって左右されることのないよう、対策の総合的な推進を目的とした「子ども
8 の貧困対策の推進に関する法律」が令和元年（2019 年）6 月に改正され、子
9 どもの貧困対策計画の策定が市区町村の努力義務となりました。

10
11 今回、平成 27 年（2015 年）3 月のプラン改定以降の社会状況の変化やこうし
12 た国の動きを踏まえて、子どもが生まれる前から自立するまでの子ども・若者育
13 成支援施策を総合的かつ体系的に構築し、計画的に見直し、推進していくため、
14 今後 5 年間の中期的な計画を策定します。

15 16 **（2）計画の位置づけ**

- 17 ①滋賀県において取り組むべき子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画
18 的に推進するための計画
19 ②滋賀県政の最上位計画である滋賀県基本構想をはじめとして、滋賀県が策
20 定する他の構想・計画・指針等と整合した計画
21 ③子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に規定される都道府県子ども・子育て
22 支援事業支援計画、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 1 項に規定される
23 都道府県子ども・若者計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条第 1 項
24 に規定される自立促進計画、次世代育成支援対策推進法第 9 条第 1 項に規
25 定される都道府県行動計画および子どもの貧困対策の推進に関する法律第
26 9 条第 1 項に規定される都道府県子どもの貧困対策計画の位置付けを含む
27 計画

28 **（3）計画の期間**

29 令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 カ年の計画
30 とします。

31 **（4）計画における「子ども・若者」の定義**

32 この計画における「子ども・若者」は、特にただし書きがない限り、生まれ
33 てから自立するまでの者を幅広く含んだ概念であり、0 歳からおおむね 30 歳
34 未満までの者の総称としますが、施策によっては、40 歳未満までのポスト青
35 年期の者も対象とします。

Ⅱ 子ども・若者をめぐる主な現状と課題

子ども・若者を取り巻く社会環境

(1) 少子化の進行

本県の合計特殊出生率は全国と比較すると高い水準にありますが、出生数は減少傾向にあります。

婚姻率の低下や平均初婚年齢の上昇などに表れる未婚化、晩婚化が進展する中、子育てに対する喜び・幸せ・感動を発信し、子どもを生み育て、幸せな家庭を築こうとする夢や希望を持つことができる社会の実現に向けた取組を進める一方で、人口減少を見据え持続可能で将来に夢や希望を持てる豊かな滋賀づくりが必要です。

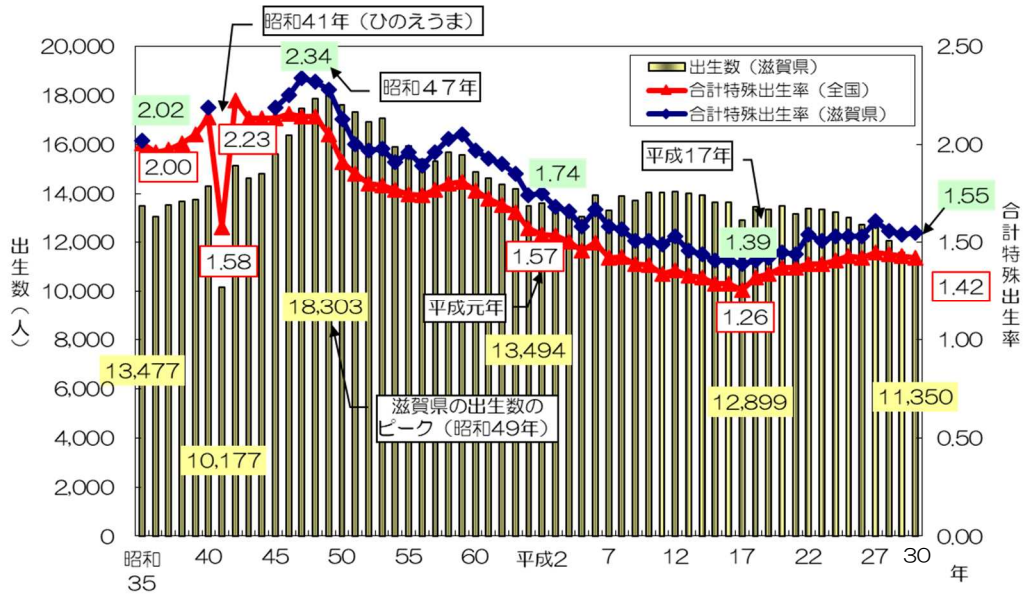
また、子育て世代の子どもを育てるための経済的負担が重いことや、長時間労働などによる仕事と家事・育児の両立が体力・時間的に困難であることが結婚、出産、子育てに大きな影響を与えています。男性が家事育児により参画し、仕事と子育てを両立し、女性も男性もともに子どもを育てることができる社会環境づくりを進めていく必要があります。

【合計特殊出生率および出生数の推移】

平成30年(2018年)の本県の合計特殊出生率は1.55で、全国1.42を上回っていますが、人口置換水準(現在の人口を長期的に維持するための水準)である、おおむね2.07を下回っており、出生数も減少傾向となっています。

1

出生数、合計特殊出生率の推移



(資料)人口動態統計 厚生労働省 平成30年(2018年)

2

3

4

【総人口、人口構成の推移と推計】

6 平成31年(2019年)4月1日の滋賀県推計人口による本県の総人口は1,411,4
 7 98人で、このうち子ども・若者(0~29歳)の人口は411,361人となっています。
 8 総人口に占める子ども・若者の割合は29.1%となっており、年々減少しています。
 9 なお、総務省の人口推計平成31年(2019年)4月報によると、全国総人口に占め
 10 る子ども・若者の割合は26.8%となっています。

11

12

13

14

15

16

17

18

19

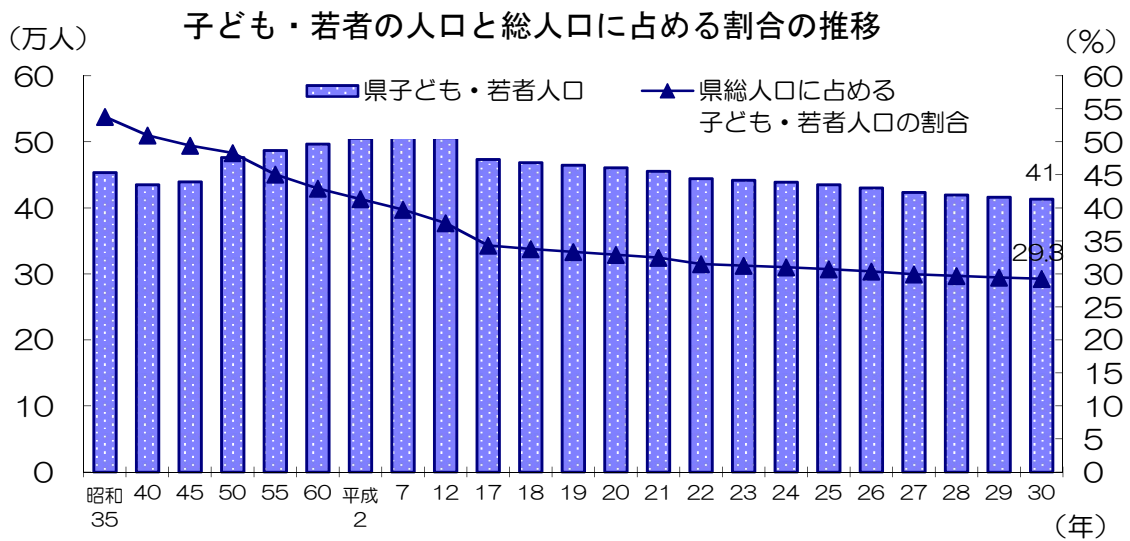
20

21

22

23

24



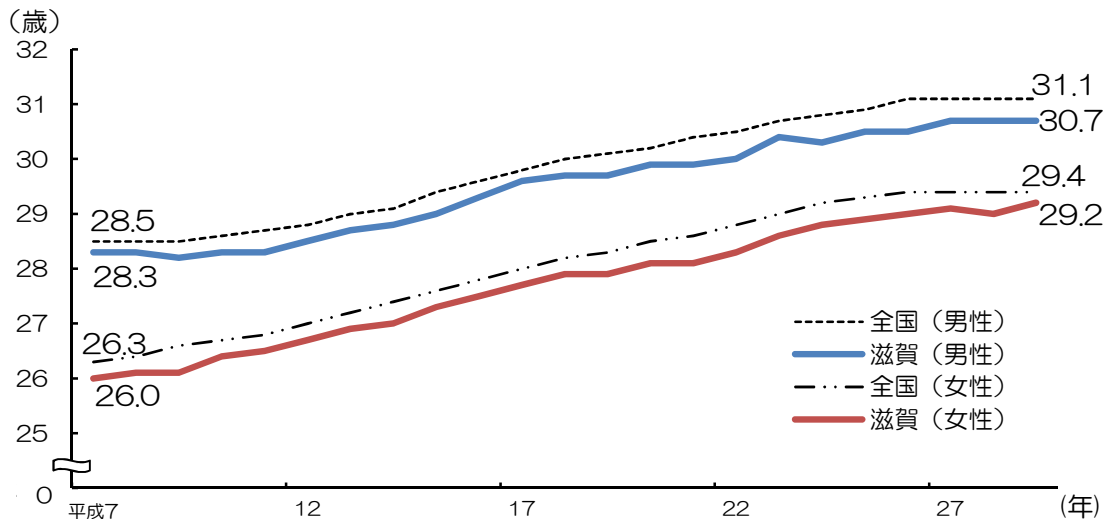
(資料)国勢調査 総務省

滋賀県推計人口年報 滋賀県 平成18~21年、23~26年、28~30年

1
2 **【晩婚化、未婚化の進展】**

3 本県の平成29年（2017年）の平均初婚年齢は男性で30.7歳、女性で29.2歳
4 となっています。全国と比べると、男性で0.4歳、女性で0.2歳下回っていますが、晩婚化が進んでいます。

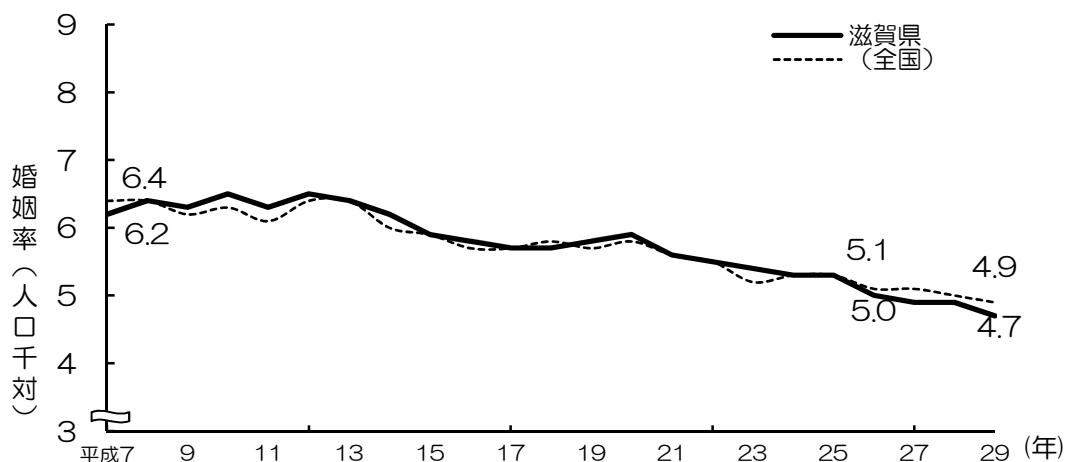
6 平均初婚年齢の推移



7
8 (資料) 人口動態統計 厚生労働省

9
10
11 また、本県の婚姻率（人口千対）は、年々低下しており、未婚化が進んでいま
12 す。平成26年（2014年）以降全国平均を下回り、平成29年（2017年）の婚姻率は
13 4.7となっています。

15 婚姻率（人口千対）の推移



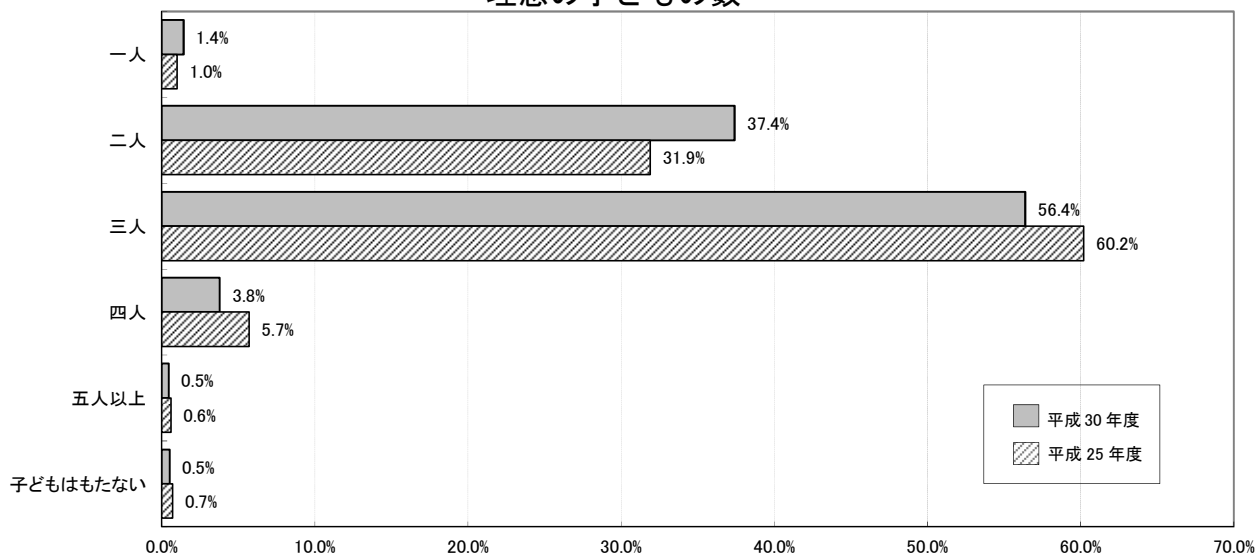
16
17 (資料) 人口動態統計 厚生労働省

1 **【理想の子どもの数と実際にもつつもりの子どもの数】**

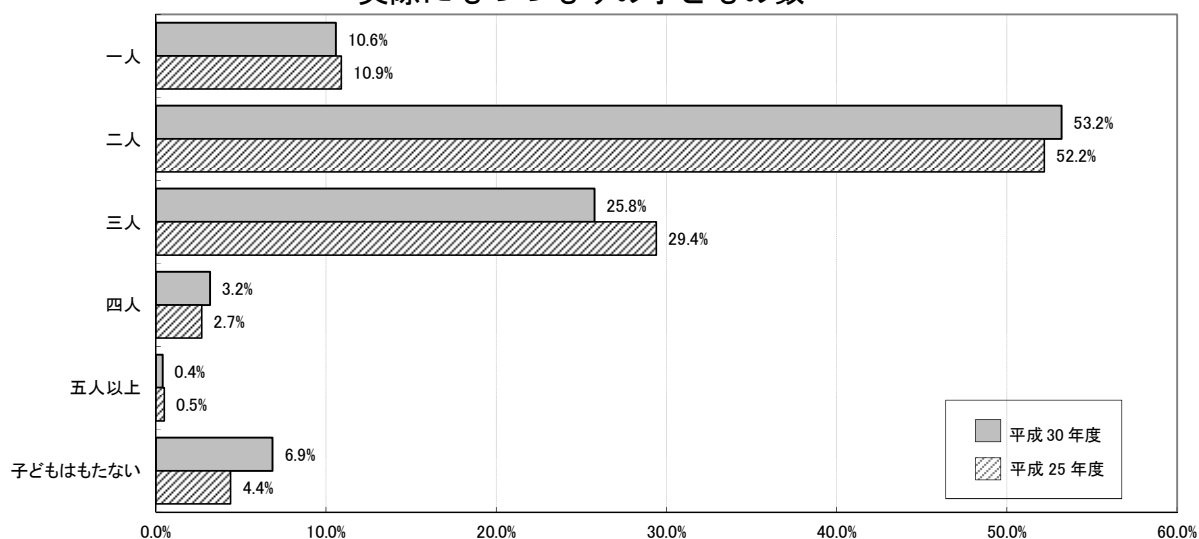
2 平成30年度（2018年度）子育てに関する県民意識調査によると、理想とする
 3 子どもの数が、「三人」と答えた人の割合が56.4%と最も高くなっていますが、
 4 実際にもつつもりの子どもの数は「二人」とする割合が53.2%と最も高く、次
 5 いで「三人」が25.8%となっており、理想と現実との間には差があることが分
 6 かります。前回調査（平成25年度（2013年度）実施）と比較すると、理想とす
 7 る子どもの数が「三人」以上と答えた人の割合は5.8%減少しています。

8 また、「理想の子ども数」より「実際にもつつもりの子ども数」が少ない理由
 9 について、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と答えた人が61.9%と最も多
 10 くを占めています。

11 **理想の子どもの数**

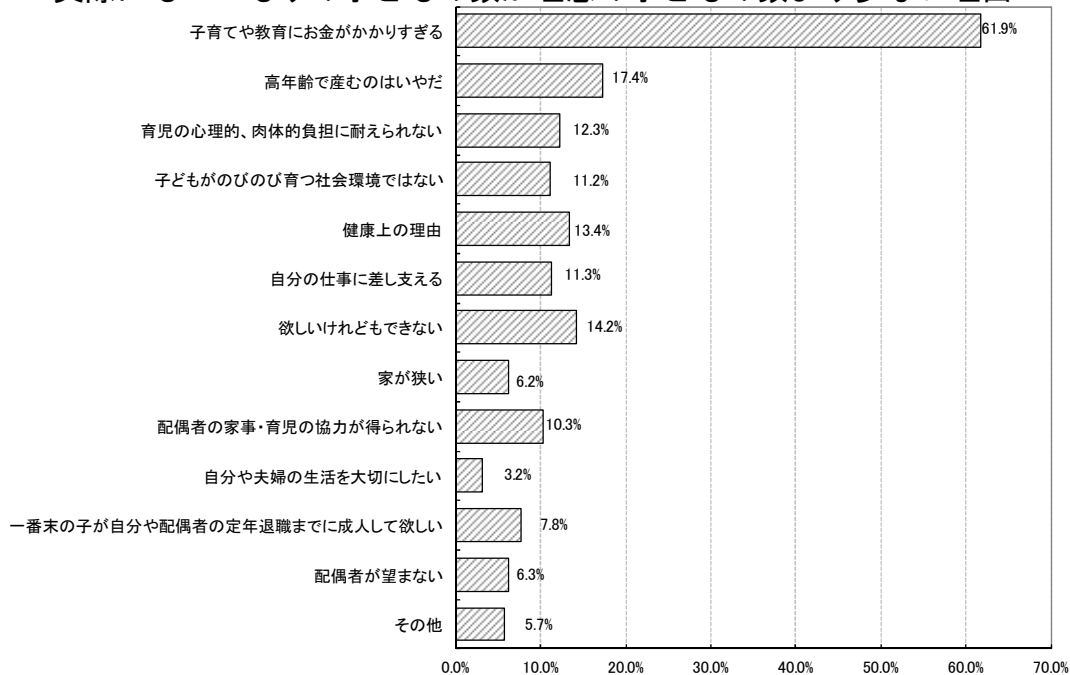


24 **実際にもつつもりの子どもの数**



35 (資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県 平成30年(2018年)

実際にもつつもりの子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由



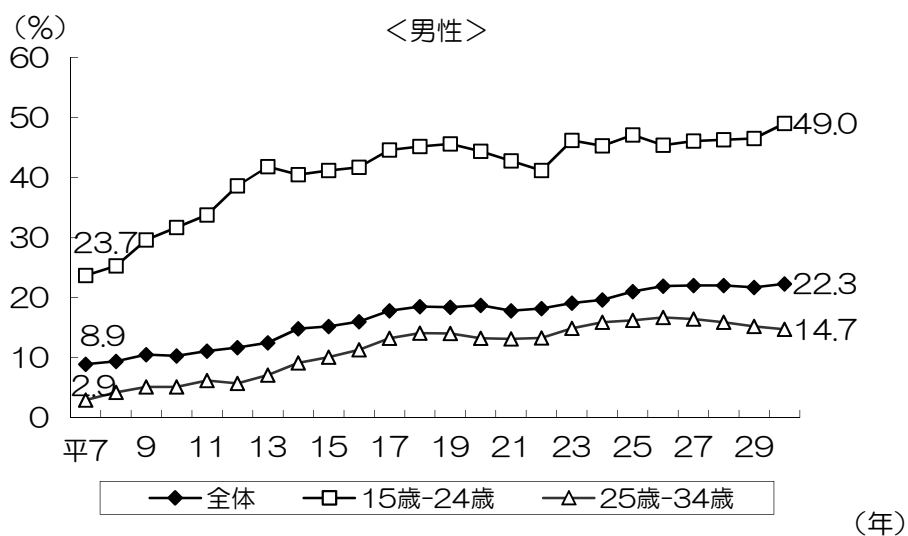
(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県 平成30年(2018年)

【雇用環境の変化】

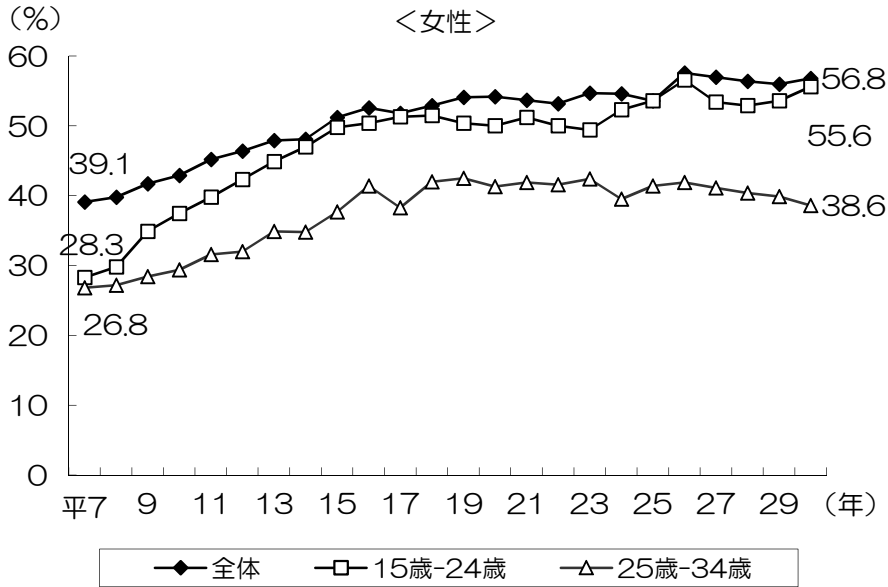
非正規雇用者の比率の推移を見ると、男女ともに15歳から24歳の年齢では、平成7年(1995年)から平成30年(2018年)までで、約2倍になっている一方、25歳から34歳の年齢では、平成26年(2014年)以降少しずつ改善しています。

また、滋賀県の非正規雇用者の割合は、全国平均と比較して、男女とも高い傾向にあります。

非正規雇用者の比率の推移(全国)

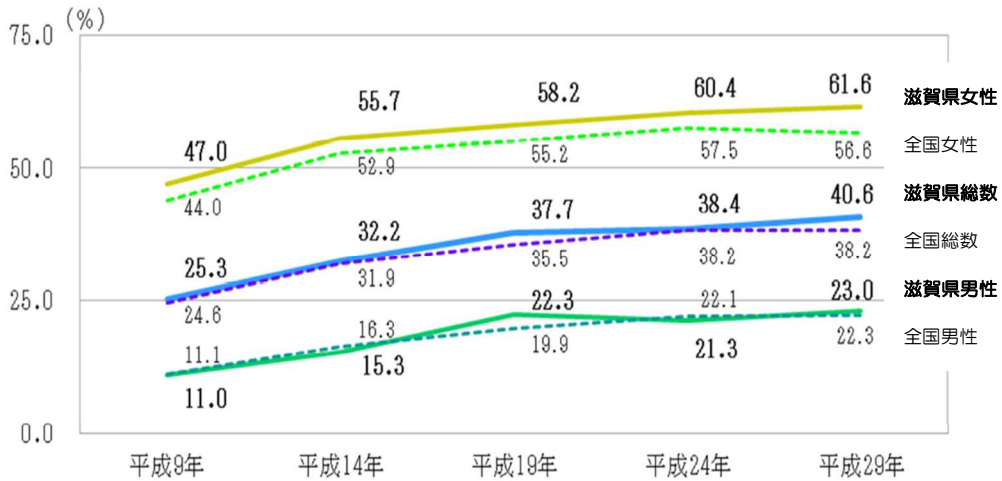


非正規雇用者の比率の推移（全国）



(資料) 労働力調査 総務省

男女別雇用者（役員を除く）に占める非正規職員・従業員の割合



(資料) 就業構造基本調査 総務省

1 (2) 子どもが生まれる前から「切れ目のない子育て支援」の充実

- 2 • 安心・安全に子どもを生み育てることができ、子どもが健やかに育つことが
3 できるよう、子育て家庭の多様なニーズに対応し、子どもが生まれる前から自
4 立するまでの子育て支援を継続的に切れ目なく実施していくことが必要です。
- 5 • 子どもを生み育てることへの不安を取り除くため、妊娠期からの相談や親と
6 なることへの心構えの習得、安心・安全に出産が迎えられる周産期医療体制や
7 出産後の支援への円滑な移行など、子どもが生まれる前からの切れ目のない支
8 援が必要です。
- 9 • 保育所等の定員は年々増加しているものの、新たに保育所等を利用したいと
10 いう需要も増加しており、待機児童数は高止まりしていることから、令和元年
11 (2019年)10月より開始された幼児教育・保育の無償化も踏まえ、市町の計
12 画的な保育所等の整備を支援するとともに、保育士等の人材確保と保育の質の
13 向上を図ることが必要です。
- 14 • すべての子育て家庭に対し、様々な子育て支援策が講じられている一方で、
15 子育てへの不安やストレスを抱えながらも支援の場につながない子育て
16 家庭が依然としてあり、多様な子育て家庭のニーズに応じ、個々の利用に結び
17 つけることが必要です。
- 18 • 仕事と子育てを両立するためには、小学校の入学後に、放課後児童クラブに
19 入所することができず離職せざるをえなくなったり、働き方を見直す必要に迫
20 られたりする、いわゆる「小1の壁」の解消が必要であり、こうした学童期の
21 子育て支援として、放課後児童クラブの設置をはじめとする地域における居場
22 所づくりの支援と、地域における子育て支援に携わる人材の育成が必要です。
- 23 • 発達障害等により特別な教育的支援を必要とする子どもは、年々増加してい
24 ます。発達障害のある子どもには、早期発見と適切かつ継続的な支援が重要で
25 あり、支援策や関係機関の連携といったヨコのつながり、また、乳幼児期から
26 小学校¹、中学校²および高等学校を通したタテのつながりも必要です。

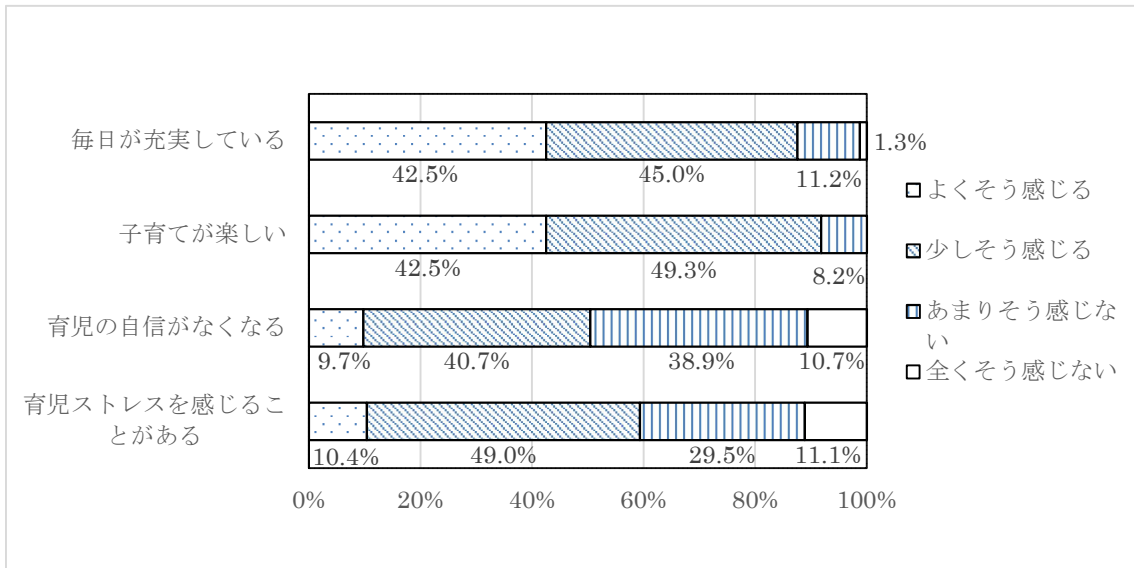
27 28 【子育てに対する意識】

29 子育てについて、「毎日が充実している」、「楽しい」と感じる人の割合が「よ
30 く感じる」「少し感じる」を合わせると約9割となる一方で、「育児の自信がなく
31 なる」と感じる人の割合は、「よく感じる」「少し感じる」を合わせると
32 50.4%、「育児ストレスを感じることもある」と感じる人の割合は、「よく感じ
33 る」「少し感じる」を合わせると59.4%と半数近くの方が子育てへの不安などを
34 抱えています。

1 【小学校】小学校、義務教育学校（前期課程）ならびに特別支援学校（小学部）

2 【中学校】中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校ならびに特別支援学校（中学部）

1



2

3

(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県 平成 30 年(2018 年)

4

5

6

【乳児死亡率、新生児死亡率、周産期死亡率】

7

本県の乳児死亡率（出生千対）は、昭和 15 年頃は 100 を超えていましたが、急激に低下し、昭和 52 年に 10 を下回り、その後緩やかな低下傾向となっています。平成 29 年（2017 年）の乳児死亡数は 25 人で、平成 28 年（2016 年）より 5 人増加し、乳児死亡率は 2.2 でした。うち、新生児死亡数は 10 人で、新生児死亡率は 0.9 となっています。

12

本県の周産期死亡率（出産千対）は、昭和 55 年（1980 年）には 18.7 でしたが、平成 2 年（1990 年）には 8.8 になり、近年は 4 前後で推移しています。平成 29 年（2017 年）は周産期死亡数 37 人（うち早期新生児死亡数 9 人）で、周産期死亡率は 3.2 で、全国値 3.5 を下回りました。平成 19 年（2007 年）以降、変動はありますが、低下傾向となっています。

17

18

19

20

21

22

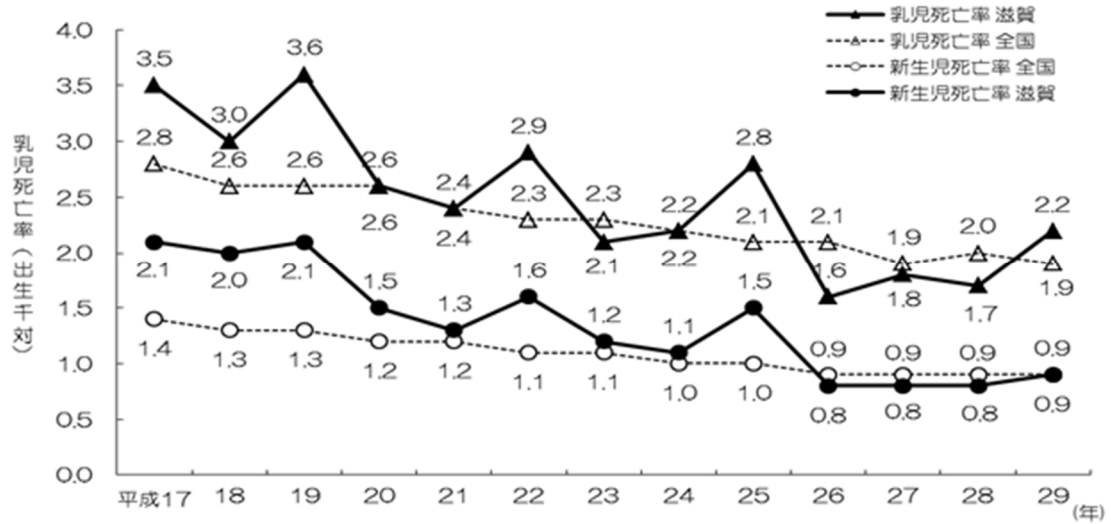
23

24

25

1

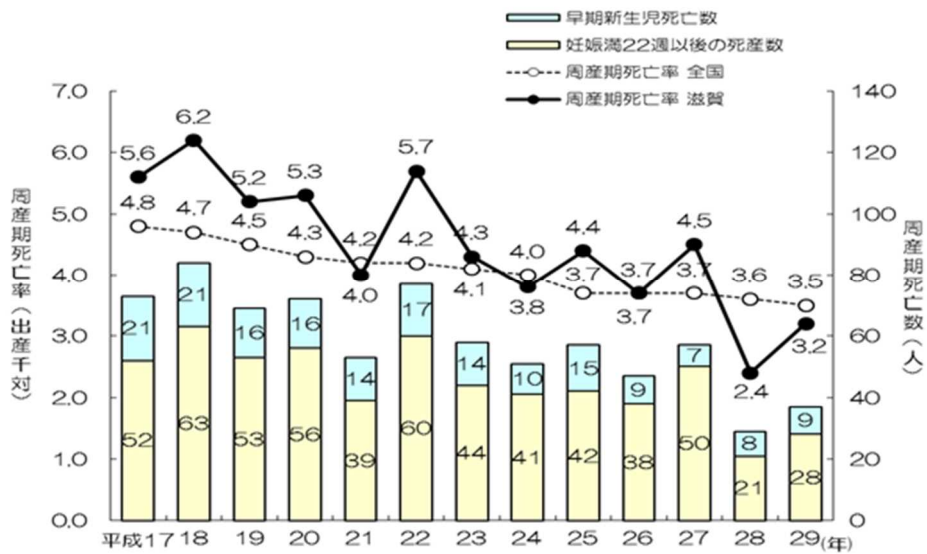
乳児死亡率、新生児死亡率の推移



(資料) 人口動態統計 厚生労働省

2
3
4
5
6

周産期死亡率の推移



(資料) 人口動態統計 厚生労働省

7
8
9

(注) 乳児死亡： 生後1年未満の死亡
 乳児死亡率： 乳児死亡数を出生数で割ったもの
 新生児死亡： 生後4週間未満の死亡
 新生児死亡率： 新生児死亡数を出生数で割ったもの
 早期新生児死亡： 生後1週未満の死亡

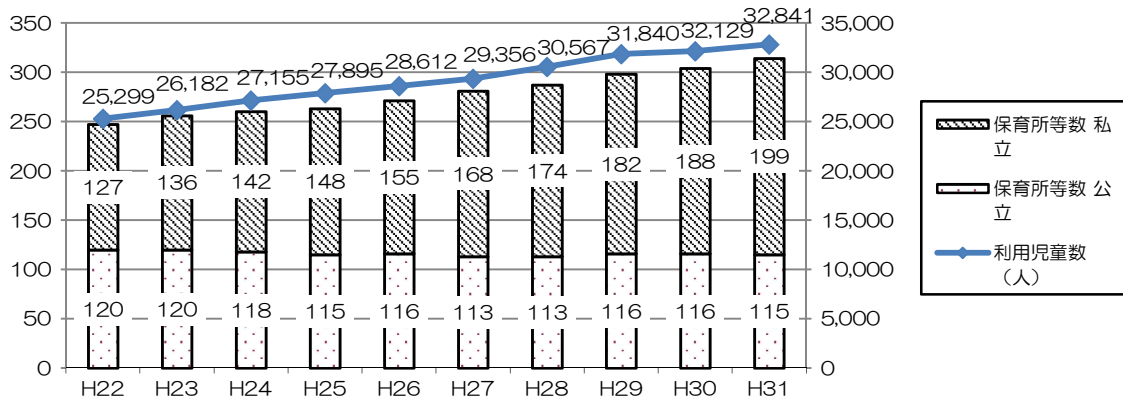
10
11
12
13
14

1 **【保育所等³・幼稚園⁴の利用状況】**

2 平成31年(2019年)4月1日現在の保育所等数は314園、利用児童数は32,841
 3 人であり、平成27年度(2015年度)と比べ、保育所等数で33か所増加、利用
 4 児童数は3,485人増加しています。一方、令和元年(2019年)5月1日現在の
 5 幼稚園数は、137箇所、利用児童数は12,486人で、平成27年度(2015年度)と
 6 比べ、23か所減少、利用児童数は3,448人減少しています。

7
8

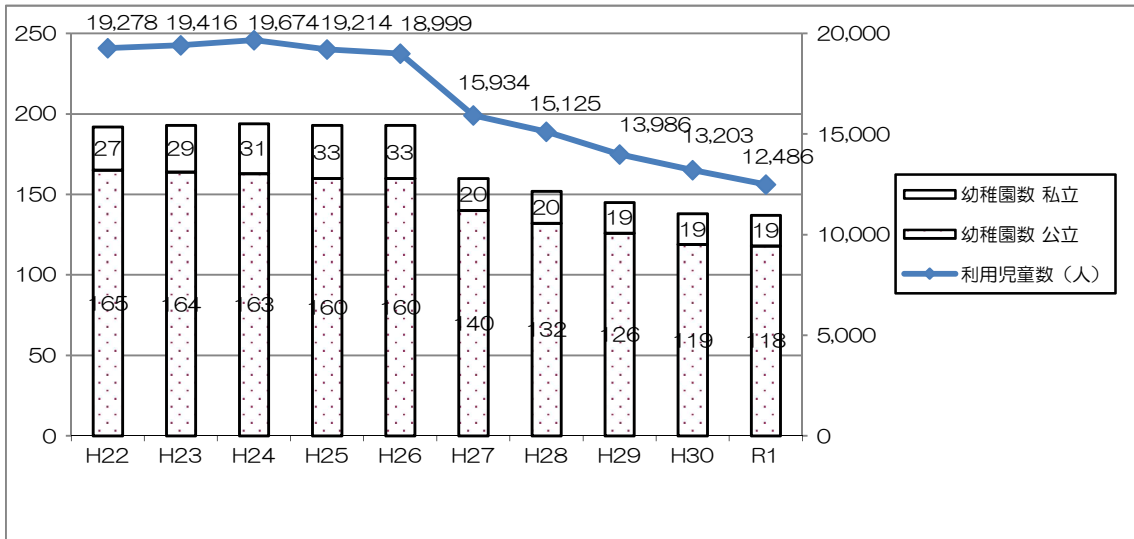
保育所等の施設数および利用児童数の推移



(資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局調べ(各年4月1日現在)

9
10
11

幼稚園の施設数および利用児童数の推移



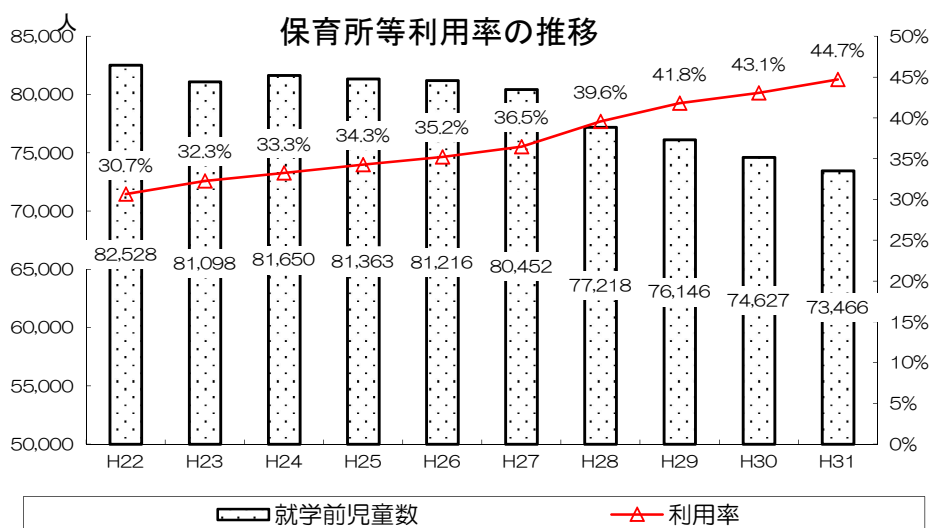
(資料) 学校基本調査 文部科学省(各年5月1日現在)

12
13

³ 【保育所等】
 保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園
⁴ 【幼稚園】
 幼稚園型認定こども園を含む

1 【保育所等利用率の推移】

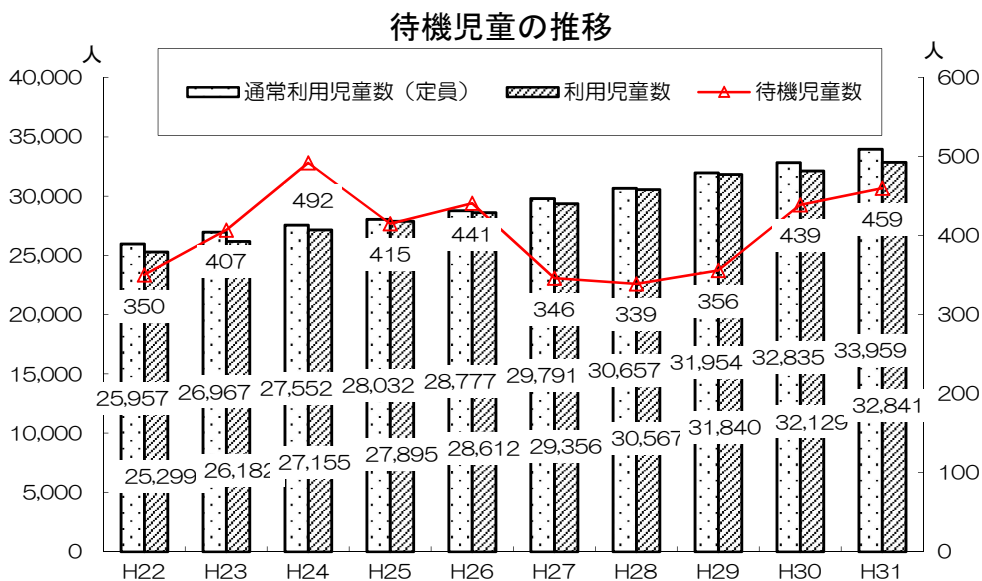
2 平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在の就学前児童数は、73,466 人で、平成 27
 3 年（2015 年）4 月 1 日現在の 80,452 人と比べ、6,986 人減少している中で、保
 4 育所等の利用児童数は増加傾向にあり、利用率が平成 27 年（2015 年）と比べ 8.2
 5 ポイント増えて 44.7%となり、保育ニーズの高まりがみられます（H30 保育所
 6 等利用率全国平均 44.1%）。



18 (資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局調べ（各年 4 月 1 日現在）

21 【待機児童の推移】

22 保育所等利用児童数は増加しており、計画的な施設整備により利用定員数も
 23 拡大しているものの、利用希望者が定員を上回っている地域があるなど平成 31
 24 年（2019 年）4 月 1 日現在においても、459 人の待機児童が生じています。



37 (資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局調べ（各年 4 月 1 日現在）

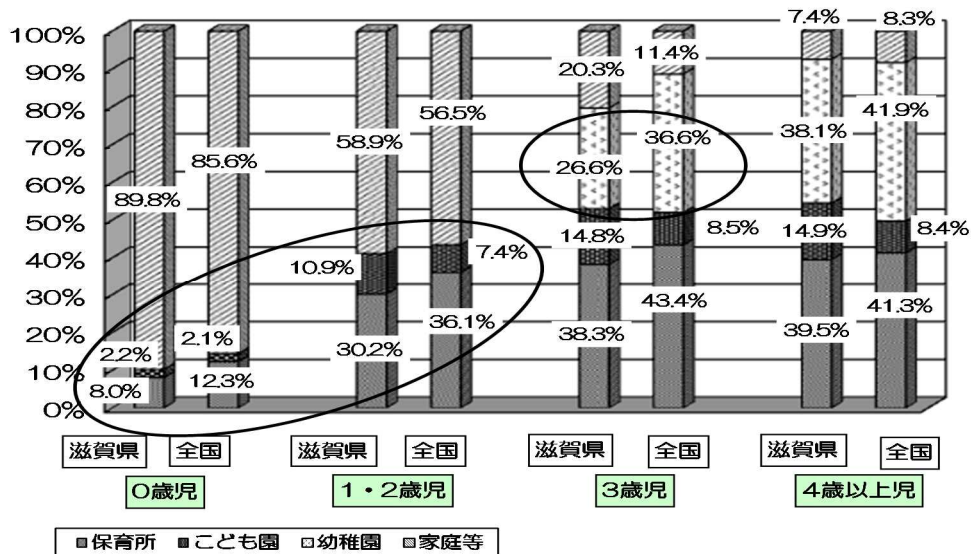
1
2 **【児童の居場所】**

3 全国的な状況と比較すると、滋賀県は0～2歳児の保育所利用率がやや低く、
4 3歳児の幼稚園就園率も低い状況にあることから、0～2歳児の家庭支援のニ
5 ーズに加え、女性の就業率の上昇に伴う潜在的な保育ニーズが高いことがうか
6 げられます。

7 また、3歳児の幼稚園就園率は全国の36.6%に対し26.6%である一方、家庭
8 等にいる割合は全国の11.4%に対し20.3%となっており、3歳児の受入れを行
9 っていない幼稚園における受け入れ体制の確保が課題となっています。

10 一方、保育所や幼稚園を利用していない子育て家庭についても、安心して子育て
11 ができるよう支援していくことが必要であり、一時預かりや地域子育て支援
12 拠点事業等、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応した支援の充実が求め
13 られています。

14
15 **就学前児童の居場所**



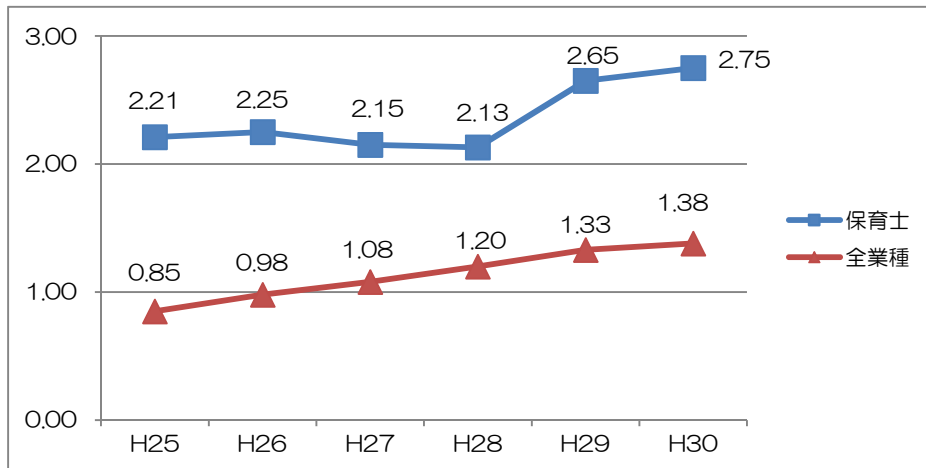
16 (資料) 福祉行政報告例 厚生労働省 平成30年4月
17 学校基本調査 文部科学省 平成30年5月
18 人口推計 総務省 平成29年10月
19 毎月人口推計 総務省 平成30年4月

1
2
3
4
5
6

【保育人材の状況】

保育士の有効求人倍率は2倍以上で推移しており、他職種と比較しても高く、慢性的に保育人材が不足している状況です。

有効求人倍率の推移（滋賀県）



7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28

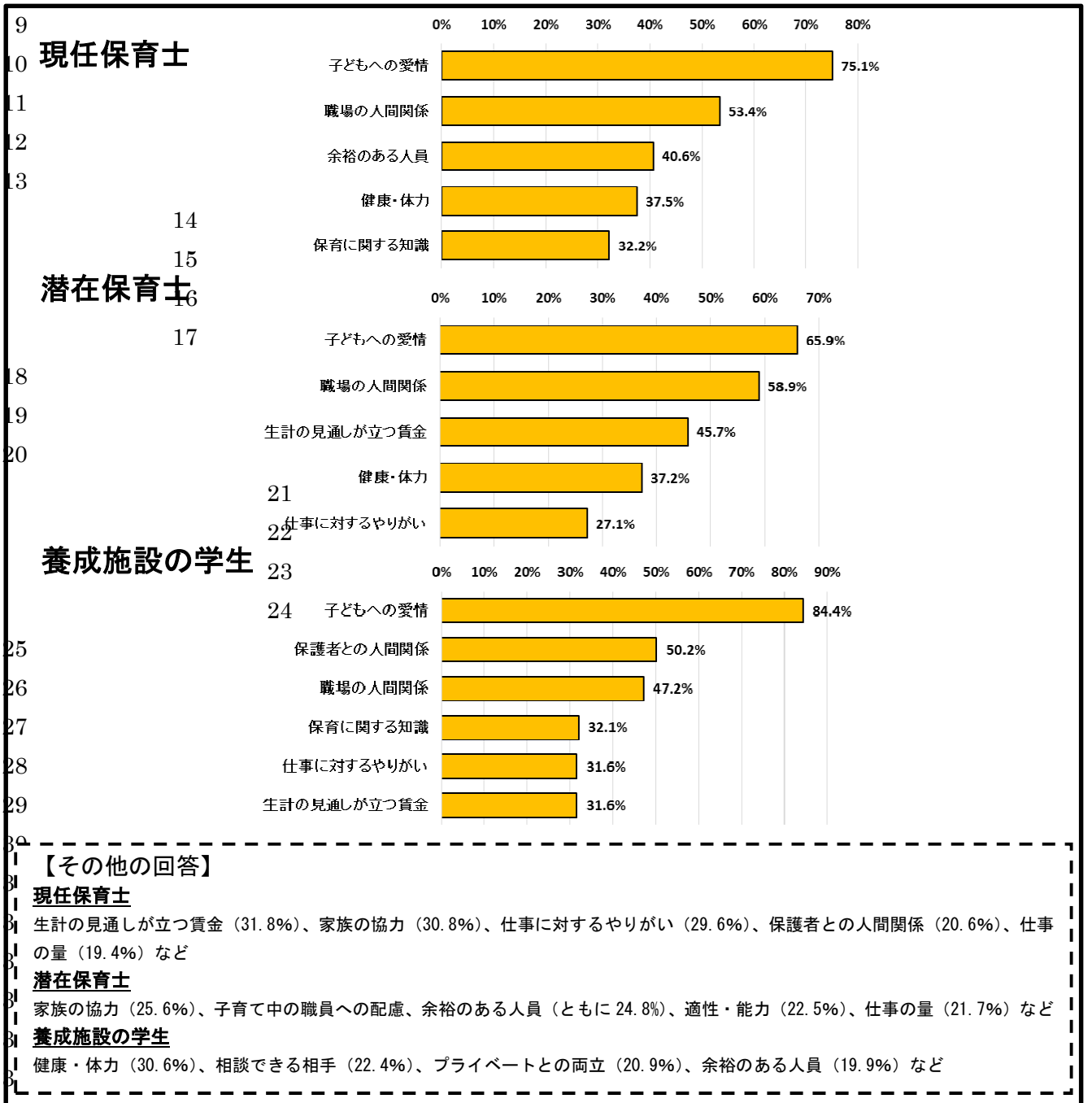
（資料）労働局公表値より健康医療福祉部子ども・青少年局作成

1 **【保育士実態調査について】**

2 滋賀県では、令和元年度に県内の保育事業者、現任保育士、潜在保育士、保育士養成施設
 3 および保育士養成施設の学生を対象に、保育現場の現況や望む環境など、保育現場や保育士
 4 等の現状と課題を明らかにするため、「保育士実態調査」を実施しました。

5 調査結果として、現任保育士、潜在保育士および保育士養成施設の学生のいずれもが、保
 6 育士として働くためには「子どもへの愛情」が必要であり、「職場の人間関係」が重要だと
 7 考えていることがわかりました。

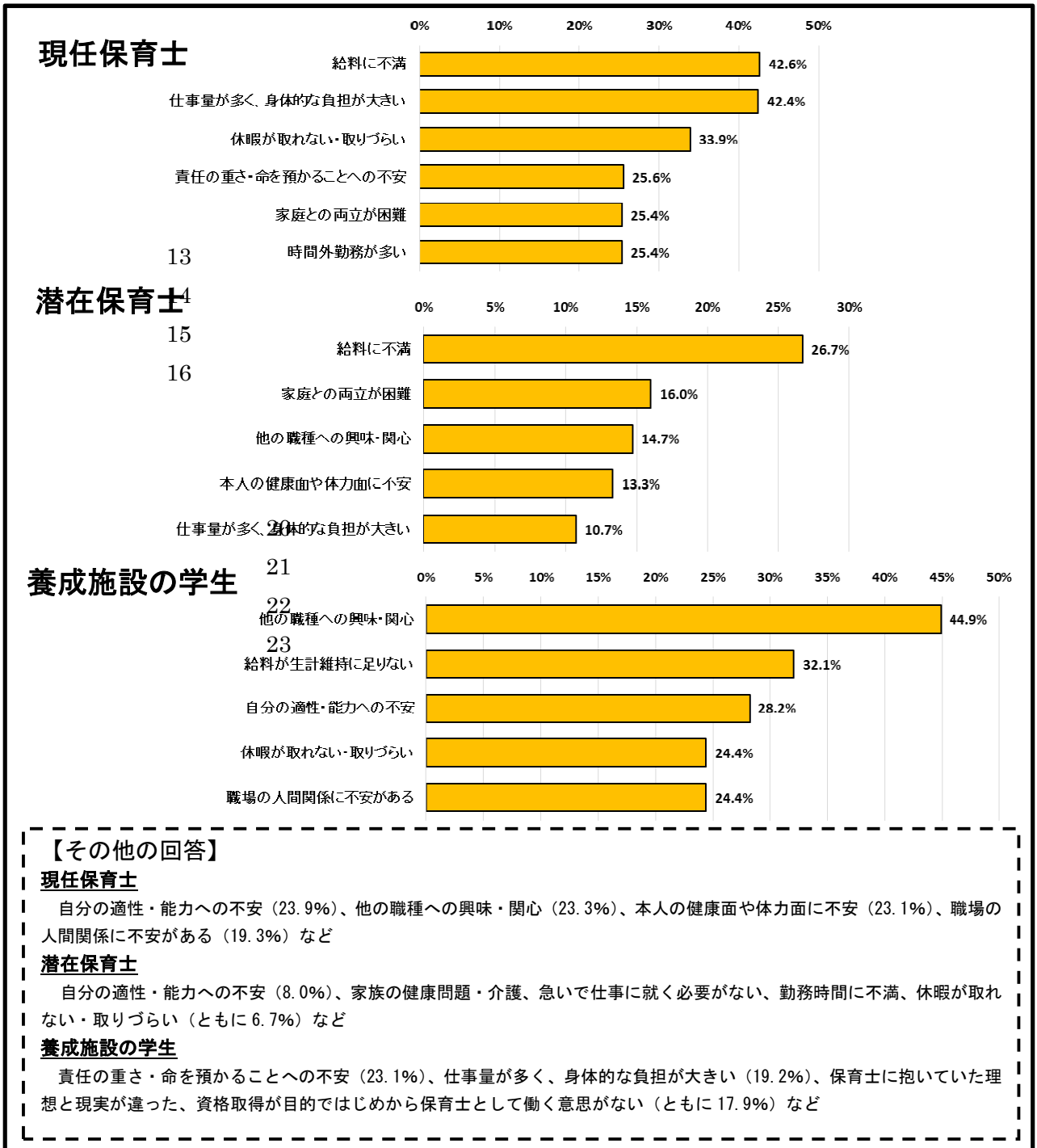
8 **保育士として働くために必要だと考えていること（上位5項目、複数回答）**



（資料）保育士実態調査 滋賀県 令和元年(2019年)

1 また、今後、保育士として働きたくない理由として、現任保育士および潜在保育士では
 2 「給料に不満」、保育士養成施設の学生では「他の職種への興味・関心」と答えた人が最
 3 も多くなりました。その他、理由はそれぞれの立場で異なり、人によって様々な理由があ
 4 ることがわかりましたが、その中でも現任保育士では「仕事量が多く、身体的な負担が大
 5 きい」、「休暇が取れない・取りづらい」など、職場環境に関する回答も多くありました。

6 **今後、保育士として働きたくない理由（上位5項目、複数回答）**

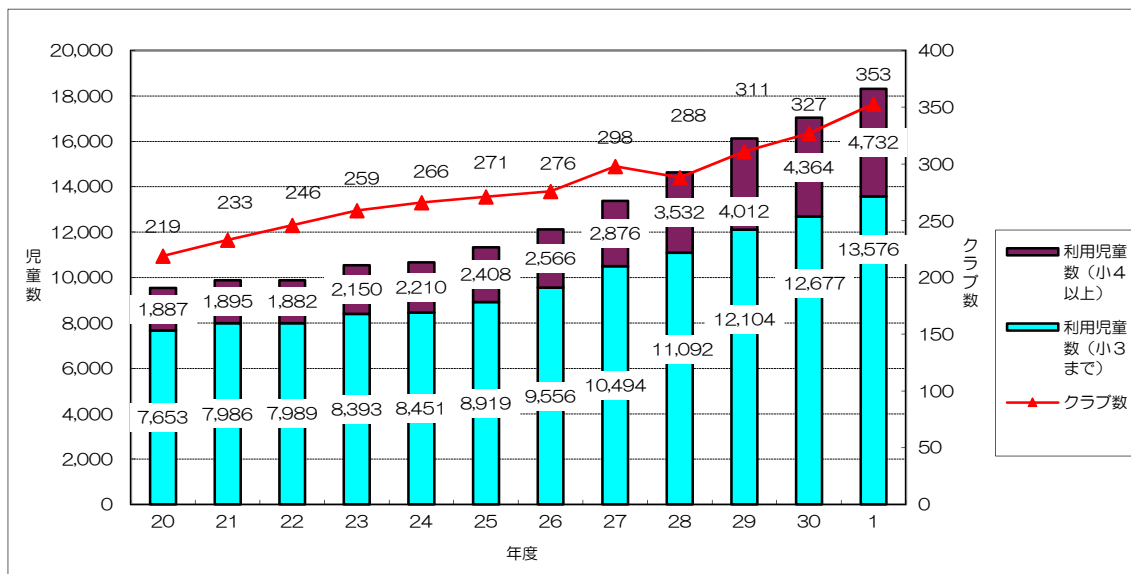


(資料) 保育士実態調査 滋賀県 令和元年 (2019年)

1 **【放課後児童クラブの状況】**

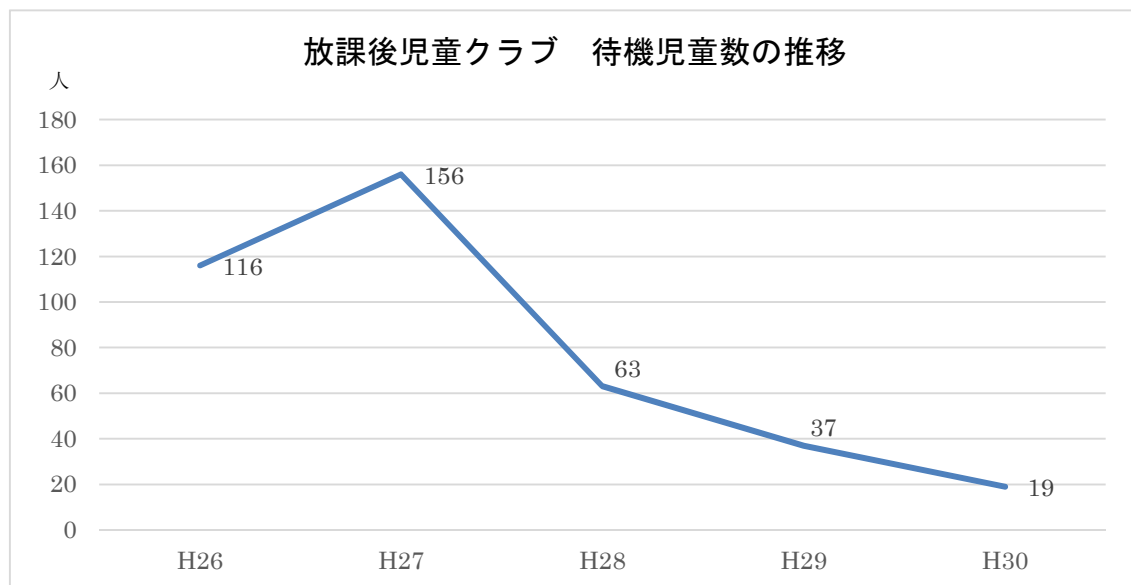
2 令和元年（2019年）5月1日現在、県内の放課後児童クラブは、353か所で、
 3 利用児童数は18,308人（小1～小3：13,576人、小4～小6：4,732人）と年々
 4 増加しています。平成30年（2018年）5月1日現在、待機児童は19人となっ
 5 ています。

7 **放課後児童クラブ数および利用児童数の推移**



8 (資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局調べ（各年5月1日現在）

9 **放課後児童クラブ 待機児童数の推移**

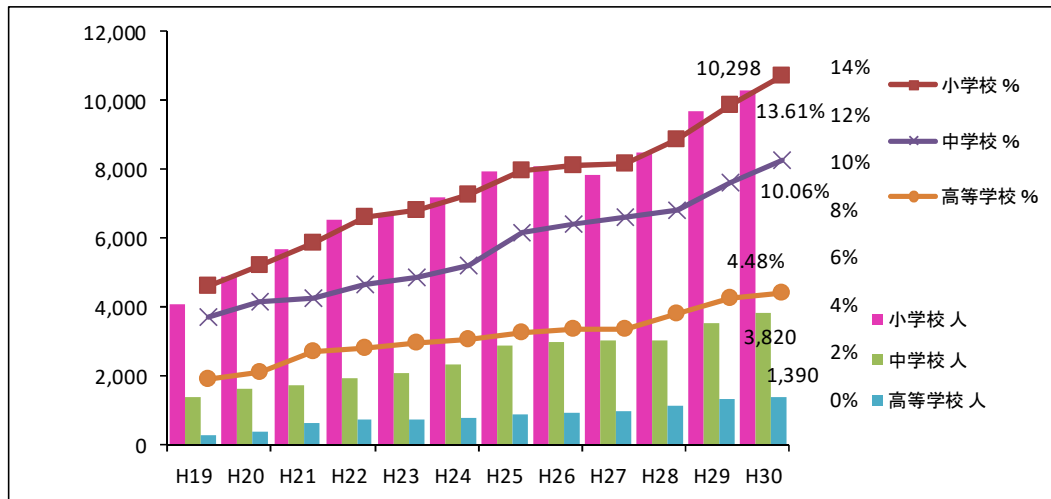


10 (資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局調べ（各年5月1日現在）

1
2 **【通常の学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒の推移】**

3 発達障害等により特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、年々増加して
4 おり、平成30年度（2018年度）では、小学校で13.61%、中学校で10.06%、
5 高等学校で4.48%の在籍率となっています。

6 **公立小中高等学校の通常の学級における**
7 **特別な支援を必要とする児童生徒数の状況**



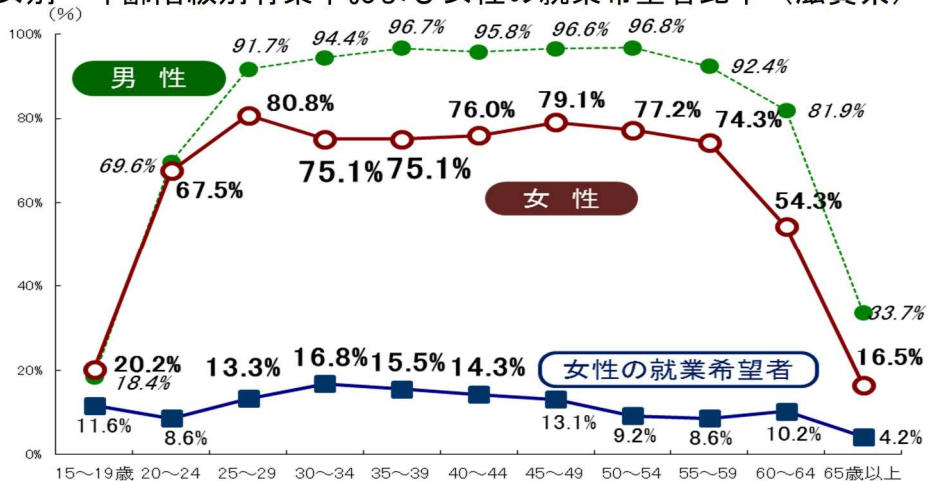
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18 (資料) 特別支援教育にかかる実態調査 滋賀県 (各年9月1日現在)

19
20 **【年齢階級別有業率】**

21 女性の有業率は、25歳以上で男性との差が大きくなり、結婚、出産、子育て
22 期に低下するM字型になっています。本県はこのM字カーブの谷が深い状況で
23 したが、平成29年（2017年）では5.7ポイント（全国22位）と、5年前の9.4
24 ポイント（全国36位）から3.7ポイント改善しました（全国平均7.2ポイント）。

25 一方、多くの女性が就業を希望しており、滋賀県の25歳から44歳の女性の
26 就業希望者は2万5千人にのぼります。

27
28 **男女別・年齢階級別有業率および女性の就業希望者比率（滋賀県）**



29
30
31
32
33
34
35
36 (資料) 就業構造基本調査 総務省 平成29年(2017年)

1
2 **(3) 社会全体（地域、企業）で子育てを支える環境づくりの推進**

3 少子化が深刻化する中で、子どもが将来の滋賀を担う大切な存在であるという
4 認識を県民が共有し、社会全体で子どもの育ちや子育てを支えるという機運の醸
5 成を図ることが必要です。

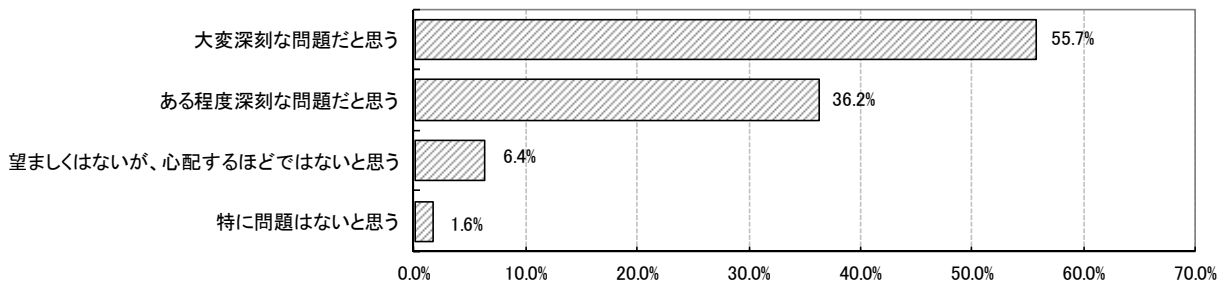
6 また、本県においては、平成 27 年（2015 年）では、全世帯のうち 58.9%が核
7 家族世帯となっており、全国の 56.2%を上回っています。核家族化、地域のつ
8 ながりの希薄化により、社会的に孤立している子育て家庭が少なくない状況にあ
9 り、こうした家庭について、地域の子育て支援サービスの利用など、孤立の解消
10 に結びつくような取組が必要です。

11 平成 30 年度子育てに関する県民意識調査によると、71.6%の人が子育てをし
12 ながら働く上での問題点として「仕事と家事・育児の両立が体力・時間的に困
13 難」と答えています。また、平成 29 年就業構造基本調査によると、本県の男性
14 のうち、子育て期にあたる 30 歳代では、17.7%の人が週に 60 時間以上就業して
15 おり、他の年代と比べても高くなっています。企業等におけるワーク・ライフ・
16 バランスの取組や男女がともに子育てに参画する意識の向上は、子育て家庭の支
17 援に重要であることから、短時間勤務制度やフレックスタイム制度等の多様な働
18 き方の導入・運用等、ワーク・ライフ・バランスの取組の普及促進や男性の家事
19 育児参画への取組を一層促進していくことが必要です。

20
21 **【少子化に対する県民の意識】**

22 平成 30 年度子育てに関する県民意識調査によると、出生率の低下が進むこと
23 について「大変深刻な問題」または「ある程度深刻な問題」と答えた人の割合が
24 91.9%にのぼっており、深刻な問題と考えている人が多くなっています。

25
26 **出生率の低下が進むことについて**



27
28 (資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県 平成 30 年(2018 年)

1 **【地域のつながり】**

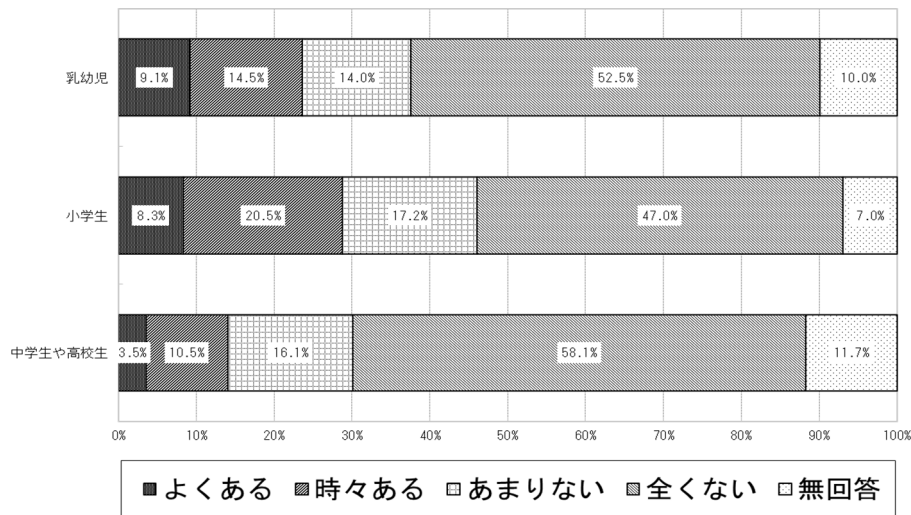
2 平成 30 年度子育てに関する県民意識調査では、「地域の子どもと遊んだり、
3 一緒に活動する機会」の有無について「全くない」と答えた人が最も多く、地域
4 のつながりが弱まっていることがうかがわれます。

5 また、「地域で子育てを支えるために重要だと思うこと」について、「子育てに
6 関する悩みについて気軽に相談できる人や場があること」が 52.6%で最も多く、
7 次いで「不意の外出や親の帰りが遅くなった時などに子どもを預かる人や場が
8 あること」が 37.7%と多くなっています。

9

10

地域の子どもと遊んだり、一緒に活動する機会



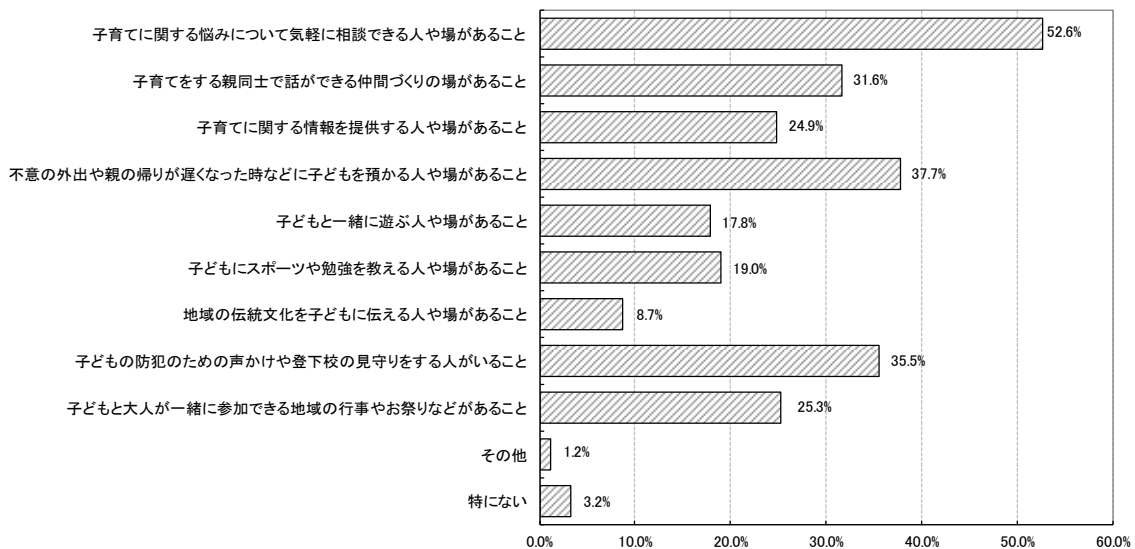
11

(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県 平成 30 年(2018 年)

12

13

地域で子育てを支えるために重要だと思うこと



14

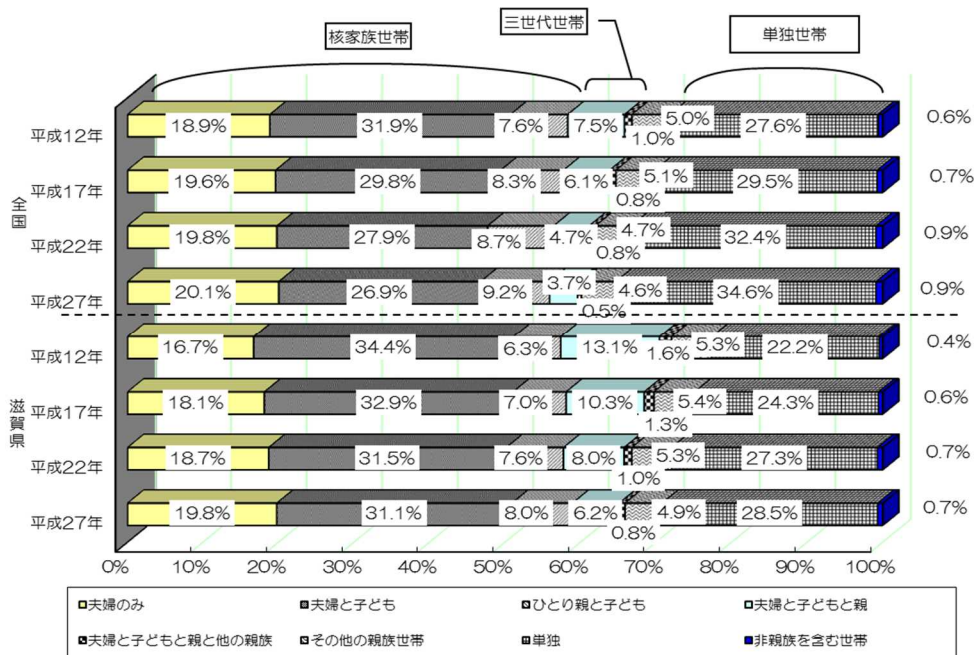
(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県 平成 30 年(2018 年)

1 **【世帯構成の変化】**

2 平成27年（2015年）国勢調査によると、滋賀県における「核家族世帯」は
 3 315,383世帯で一般世帯総数の58.9%を占め、「三世代世帯」7.0%、「単独世
 4 帯」28.5%となっています。

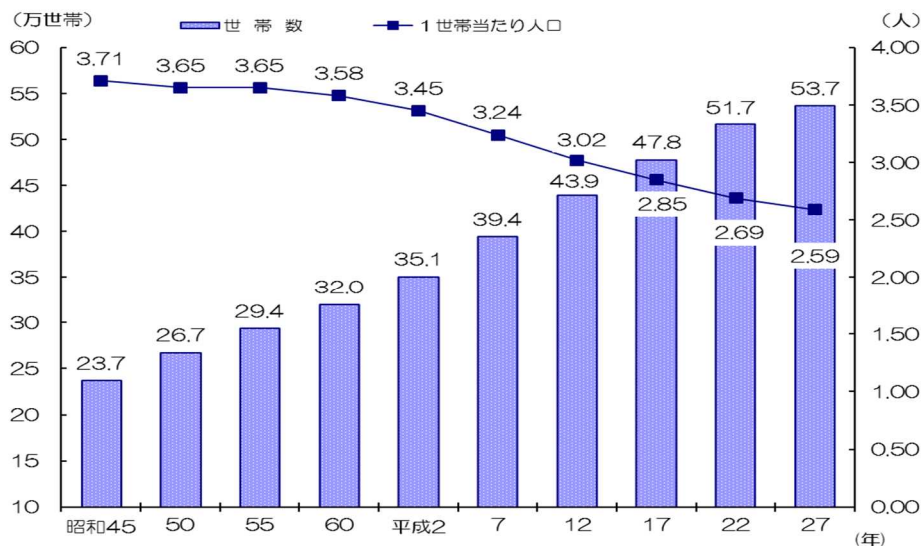
5 また、本県の1世帯当たりの人数は2.59人であり、全国平均の2.33人と比
 6 べると多いものの、年々減少してきています。

8 **一般世帯の家族類型別世帯数**



(資料) 国勢調査 総務省

9 **世帯数および一世帯当たり人口の推移（滋賀県）**



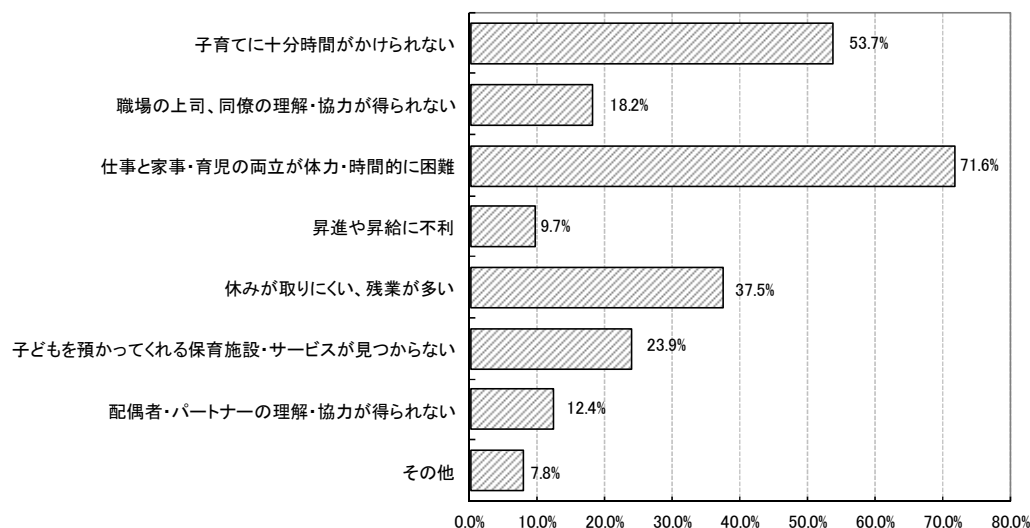
(資料) 国勢調査 総務省

昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、27年の世帯数は県推計による

1 **【子育てと仕事を両立する上での問題点に対する意識】**

2 平成30年度子育てに関する県民意識調査によると、子育てをしながら働く上
 3 での問題点については、回答者の71.6%が「仕事と家事・育児等の両立が体力・時間的に困難」、次いで53.7%が「子育てに十分な時間がかけられない」と
 4 考えています。

6 子育てしながら働く上での問題点

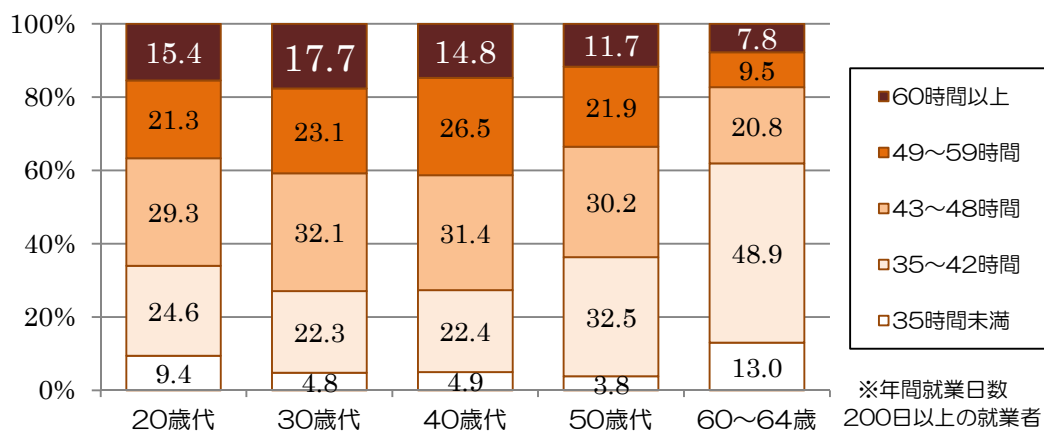


7
 8 (資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県 平成30年(2018年)

10 **【男性の長時間労働】**

11 男性の就業時間は、子育て期にあたる30歳代で週60時間以上が17.7%（全
 12 国平均16.1%）を占めており、他の年代と比較しても高くなっています。

14 男性の年齢階級別1週間の就業時間（滋賀県）※

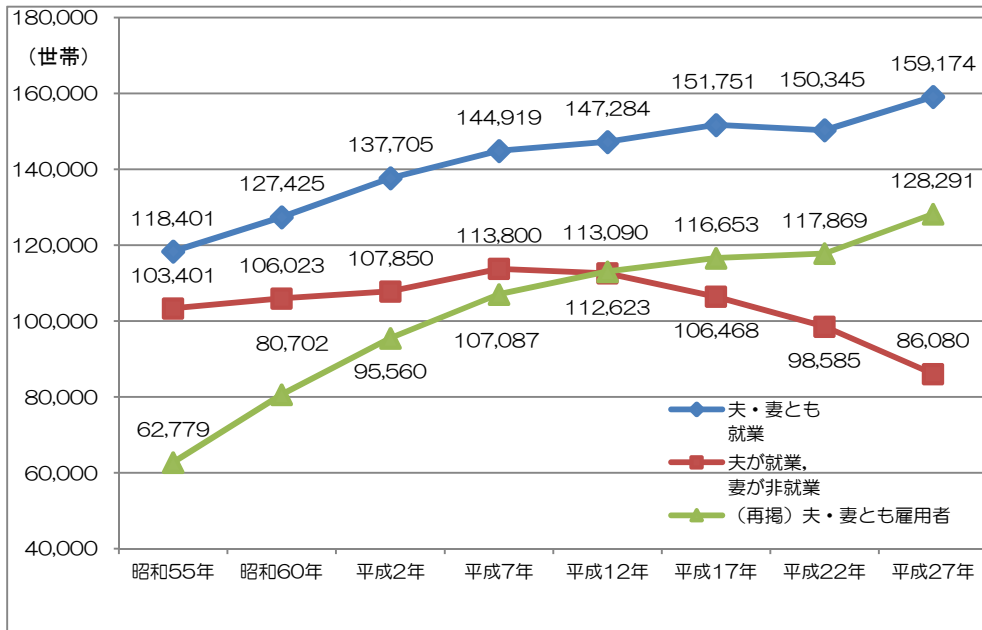


25 (資料) 就業構造基本調査 総務省 平成29年(2017年)

1
2 **【共働き世帯の増加】**

3 夫が就業者・妻が非就業者の世帯は平成7年（1995年）以降減少傾向にある
4 一方、夫・妻ともに就業者である世帯は増加傾向にあります。

5
6 **共働き世帯数の推移（滋賀県）**



19
20 (資料) 国勢調査 総務省より作成

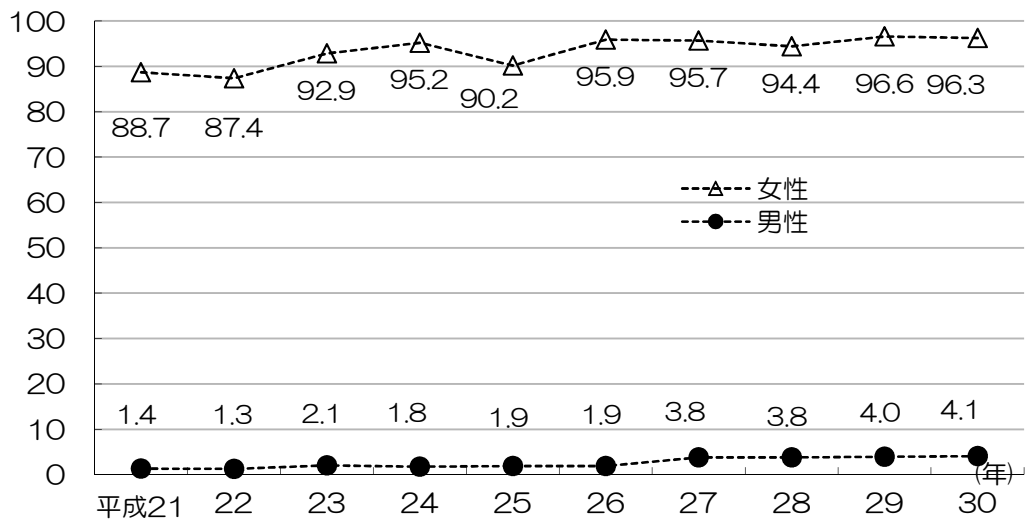
21
22
23 **【男性の子育てへの関わり】**

24 本県の事業所における女性の育児休業取得率は徐々に増加し、90%以上の女
25 性が育児休業を取得しています(全国平均 82.2%(雇用均等基本調査 厚生労働
26 省 平成30年度(2018年度)速報値))。男性の取得率をみると平成30年(2018
27 年)は4.1%と上昇傾向にはあるものの、依然として、低い水準となっています
28 (全国平均 6.2%)。

29 また、共働きかどうかにかかわらず、夫の家事・育児・介護等の時間は1時間
30 未満となっており、女性の負担が大きいことがわかります。

1

県内企業における育児休業取得率の推移（滋賀県）



(資料) 労働条件実態調査 滋賀県 平成 30 年 (2018 年)

2

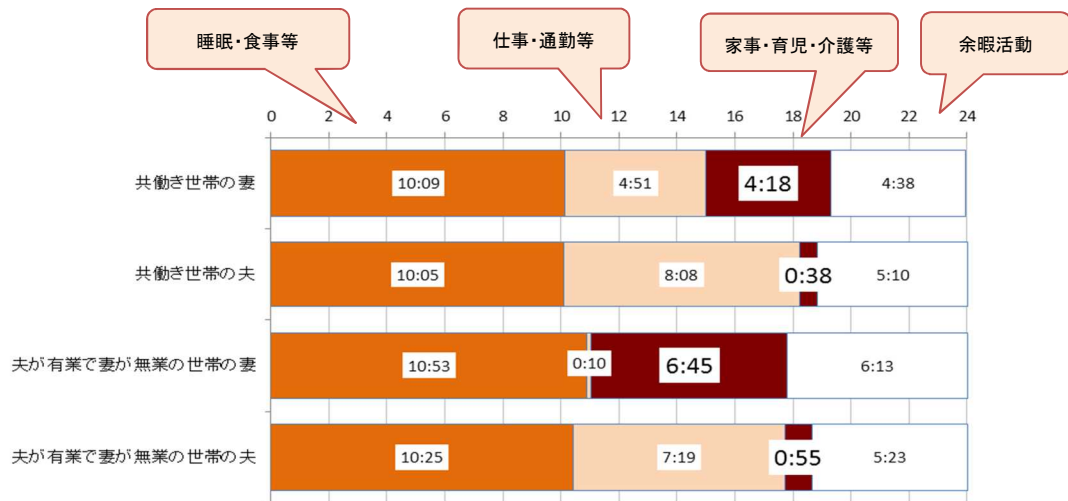
3

4

5

6

夫婦の生活時間（滋賀県）



(資料) 社会生活基本調査 総務省 平成 28 年 (2016 年)

7

8

9

(4) 共生社会に向けた子ども・若者の多様なニーズへの支援

平成 30 年 (2018 年) 5 月 1 日現在、県内の特別支援学校の幼児児童生徒数は 2,227 人で、ここ数年、2,200 名前後を推移しています。また、公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数は、小学校に 817 人 (94 校)、中学校に 356 人 (46 校)、合計 1,173 人 (140 校) で、前年 5 月の在籍数と比べると 123 人の増加となっています。平成 30 年 (2018 年) 12 月には出入国管理法の改正もあり、外国人労働者の増加に伴う外国人幼児児童生徒の増加が想定されます。

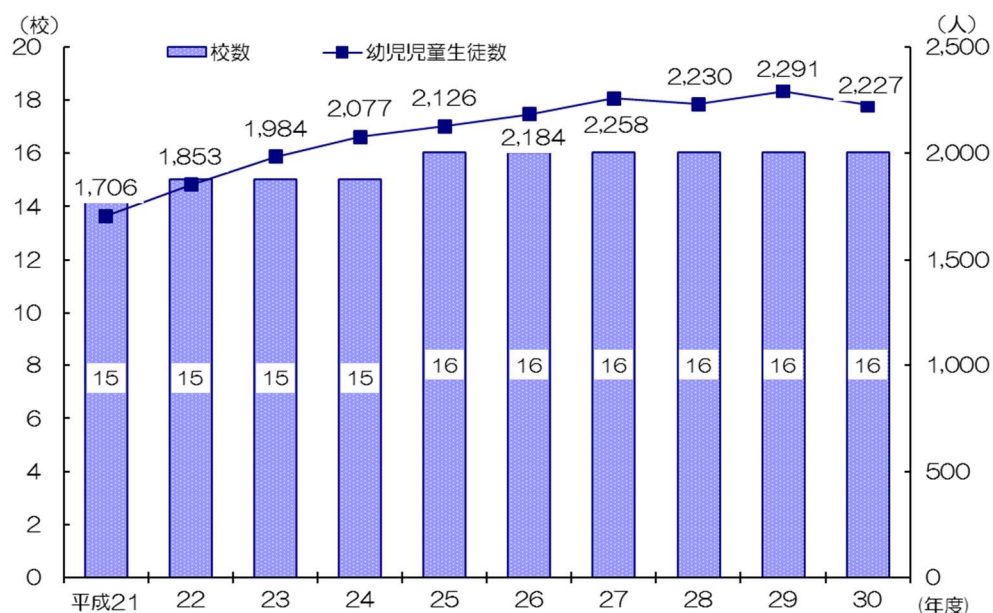
16

1 障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が、人権を尊重され、
2 安心して安全に、健やかに成長していけるよう、特別な支援が必要な幼児児童生
3 徒とその家族に対して、関係機関等と連携したきめ細かな支援が必要です。

5 【特別支援学校の状況】

6 県内の特別支援学校は、平成 25 年度（2013 年度）から 16 校となっています。
7 幼児児童生徒数は、平成 30 年（2018 年）5 月 1 日現在で 2,227 人と、前年度に
8 比べ 64 人減少しています。

10 特別支援学校の校数・幼児児童生徒数



11
12 (資料) 滋賀県教育委員会事務局高校教育課調べ

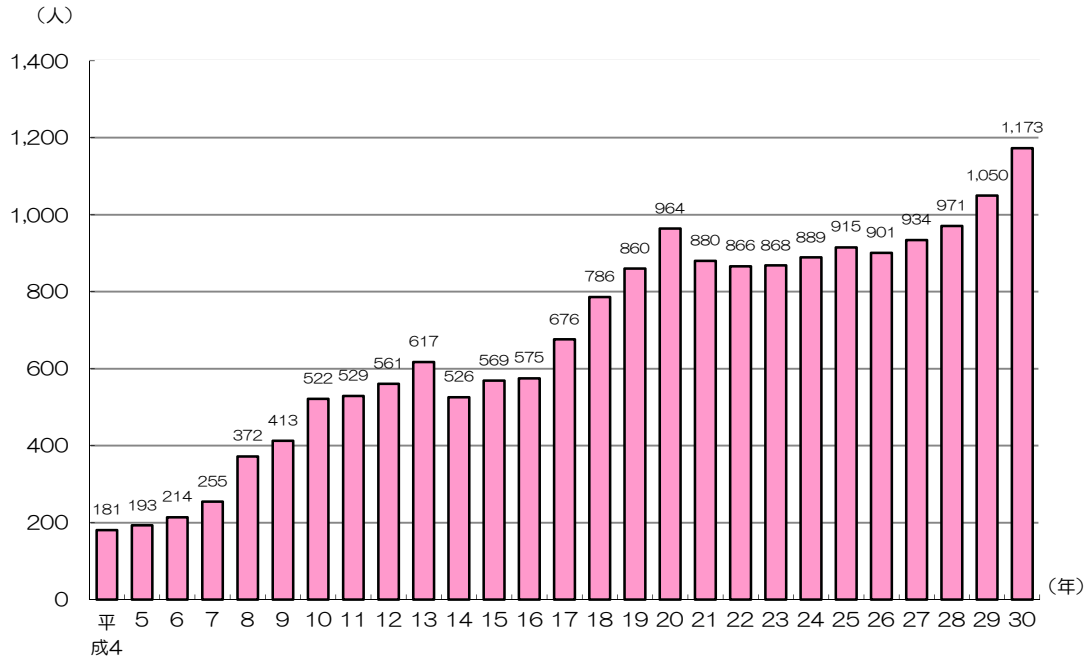
15 【外国人児童生徒の状況】

16 小中学校に在籍する外国人児童生徒数（平成 30 年（2018 年）5 月滋賀県統計
17 課「学校基本調査」より）は、小学校においては 994 人、中学校においては 420
18 人となっています。

19 そのうち、公立の小中学校で日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、小学校
20 に 817 人(94 校)、中学校に 356 人(46 校)、合計 1,173 人(140 校)で、前年 5 月
21 の在籍数と比べると 123 人の増加となっています。

1

日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移（公立小中学校）



2

(資料) 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」等より

3

※平成4～23 9月在籍数 平成24～30 5月在籍数

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

子ども・若者の育ち

(1) 子どもの「夢と生きる力」を育む教育・学習の充実

人口減少、少子高齢化の進行、グローバル化と情報化の進展、また急速な技術革新の中で、子どもの確かな学力、豊かな心、健やかな体を培い、明日の滋賀を担う自立したたくましい人を育てることは、変わる事のない教育の大きな使命であり、滋賀の豊かな自然、歴史、文化や地域、企業と連携した学び、「近江の心」⁵とも言うべき先人の心を大切にしたい学びなど「滋賀ならではの学び」を大切に、子どもの「夢と生きる力」の一層の育成を図っていくことが必要です。

全国学力・学習状況調査の質問紙調査における、「自分には、よいところがあると思いますか」の問いに対して、平成26年度（2014年）結果と平成31年度（2019年度）の結果を比較すると、小学校、中学校とも「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した県内の児童生徒の割合が多くなっています。また、中学校では、「どちらかといえば、当てはまらない」、「当てはまらない」と回答している生徒の割合が全国平均よりも高いことが分かります。子どもの「夢と生きる力」の土台となる豊かな心を育むため、今後も子どもの自尊感情の育成を図っていくことが必要です。

⁵ 【「近江の心」】

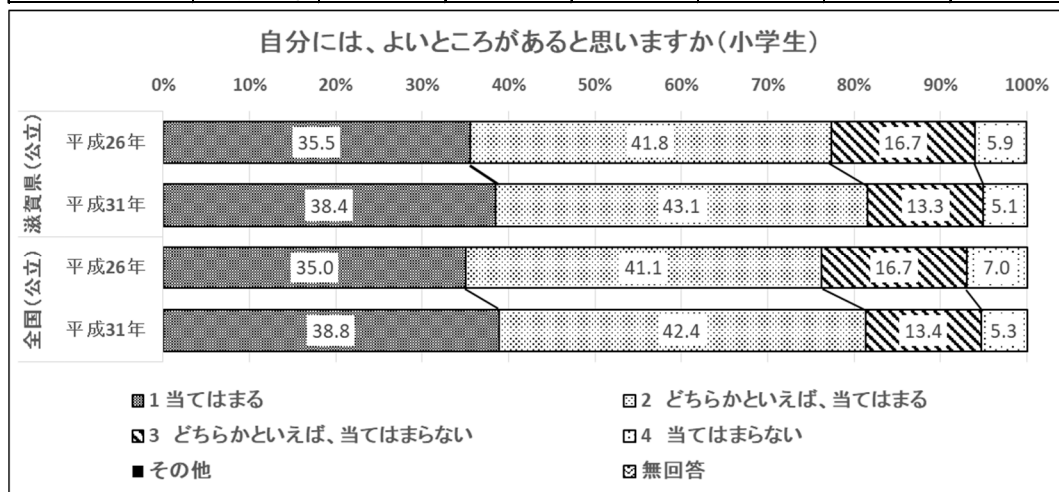
それぞれの地域で受け継がれ大切にされてきた先人の心
(主な教え)

- 中江藤樹先生の教えである「良知（生まれながらにして持っている美しい心）」の心
- 糸賀一雄先生の言葉である「この子らを世の光に」の考えにある一人ひとりを大切にする心
- 雨森芳洲先生の言葉である「互いに誠を持って交わろう」の考えにある異文化を理解する心
- 近江商人の経営の理念である「三方よし」の考えにある公の心
- 琵琶湖とともに生き、自然環境を大切にする心 など

1 全国学力・学習状況調査による比較
 2 質問「自分には、よいところがあると思いますか」

3 【小学生】

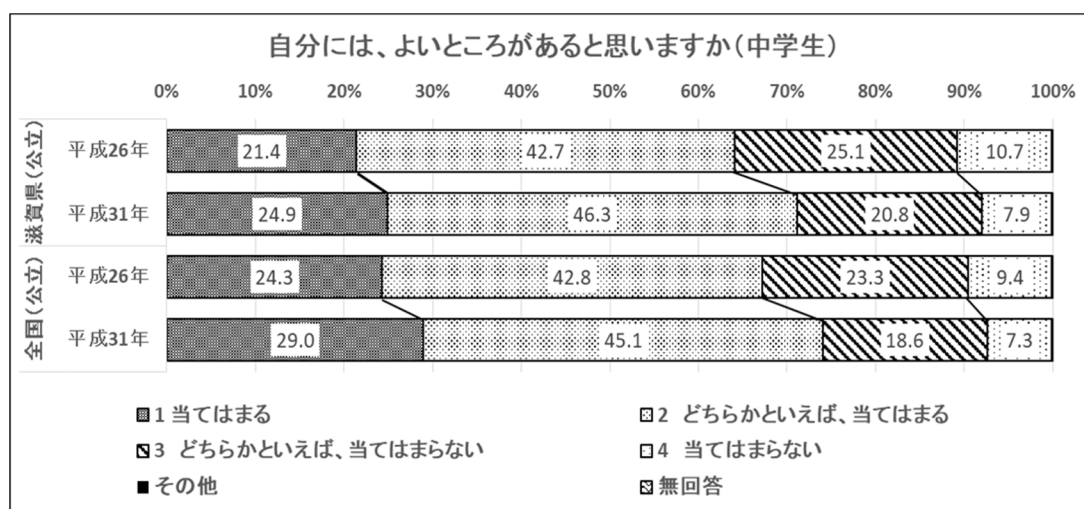
選択肢	年	1	2	3	4	その他	無回答
滋賀県(公立)	平成26年	35.5	41.8	16.7	5.9	0.1	0.0
	平成31年	38.4	43.1	13.3	5.1	0.0	0.0
全国(公立)	平成26年	35.0	41.1	16.7	7.0	0.0	0.0
	平成31年	38.8	42.4	13.4	5.3	0.0	0.0



5 (資料) 平成 26 年度・平成 31 年度全国学力学習状況調査結果(小学生)より

6
7 【中学生】

選択肢	年	1	2	3	4	その他	無回答
滋賀県(公立)	平成26年	21.4	42.7	25.1	10.7	0.0	0.1
	平成31年	24.9	46.3	20.8	7.9	0.0	0.1
全国(公立)	平成26年	24.3	42.8	23.3	9.4	0.0	0.1
	平成31年	29.0	45.1	18.6	7.3	0.0	0.1



9
10 (資料) 平成 26 年度・平成 31 年度全国学力学習状況調査結果(中学生)より

1
2 **(2) 若者の社会的自立・職業的自立の促進**

3 核家族化や地域におけるつながりの希薄化などにより、子ども・若者が地域
4 で幅広い年代の人々と関わり、様々な体験をする機会や場の減少が指摘されて
5 います。子ども・若者が主体的に地域社会と関わり、社会の中で異年齢や多様
6 な人々と交わる中で、自らの持つ力を発揮していけるよう、様々な体験をする
7 機会や場の提供、情報発信、人材の育成などの支援が求められています。

8 また、非正規雇用や若年無業者（ニート）の増加など、厳しい就労状況にある
9 若者も少なくないことから、子どもの頃から勤労観や職業観を養うとともに、関
10 係機関が連携しながら、若者に対する就労支援を充実させる必要があります。特
11 に、就労が困難な若者に対しては、カウンセリングや就労体験など、よりきめ細
12 かな支援が求められています。

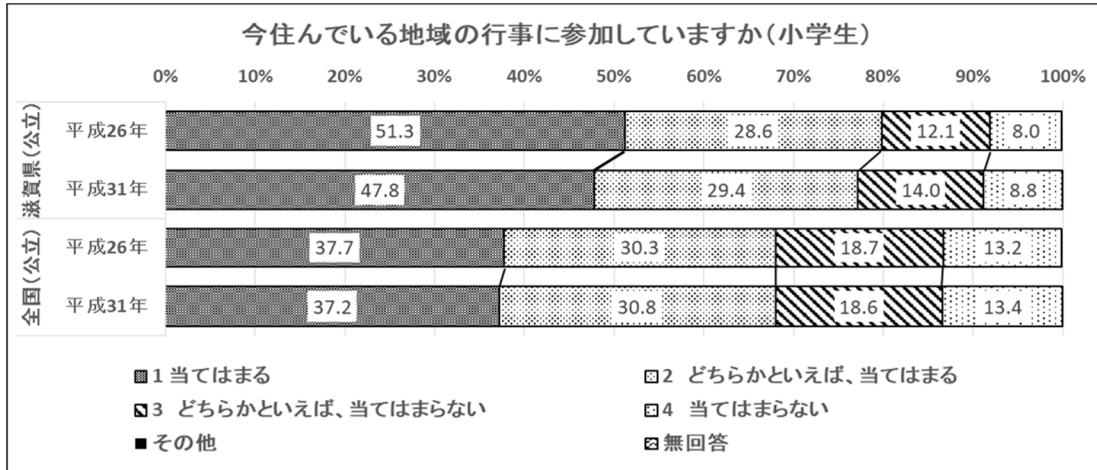
13
14
15 **【地域行事への参加】**

16 全国学力・学習状況調査の質問紙調査における、「今住んでいる地域の行事に
17 参加していますか」の問いに対して、平成 26 年度（2014 年度）結果と平成 31
18 年度（2019 年度）の結果をみると、どちらも小学生の 7 割以上、中学生の
19 5 割以上が「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答し、全国平均
20 を大きく上回っています。しかし、小学生では「当てはまる」「どちらかといえ
21 ば当てはまる」と回答した平成 31 年度（2019 年度）の割合が平成 26 年度（2014
22 年度）の割合を下回っていたり、小学校から中学校にかけて「当てはまる」「ど
23 ちらかといえば当てはまる」と回答した割合が大きく減少しています。子どもた
24 ちが小さな頃から地域の行事や課題等に関心を持ち、積極的に関わる経験を重
25 ねることが、青年期における主体的な地域活動への参画にとって必要です。

1 【小学生】

選択肢	年	1	2	3	4	その他	無回答
滋賀県(公立)	平成26年	51.3	28.6	12.1	8.0	0.1	0.0
	平成31年	47.8	29.4	14.0	8.8	0.0	0.0
全国(公立)	平成26年	37.7	30.3	18.7	13.2	0.1	0.0
	平成31年	37.2	30.8	18.6	13.4	0.0	0.0

2



3

4

(資料) 平成 26 年度・平成 31 年度全国学力学習状況調査結果(小学生)より

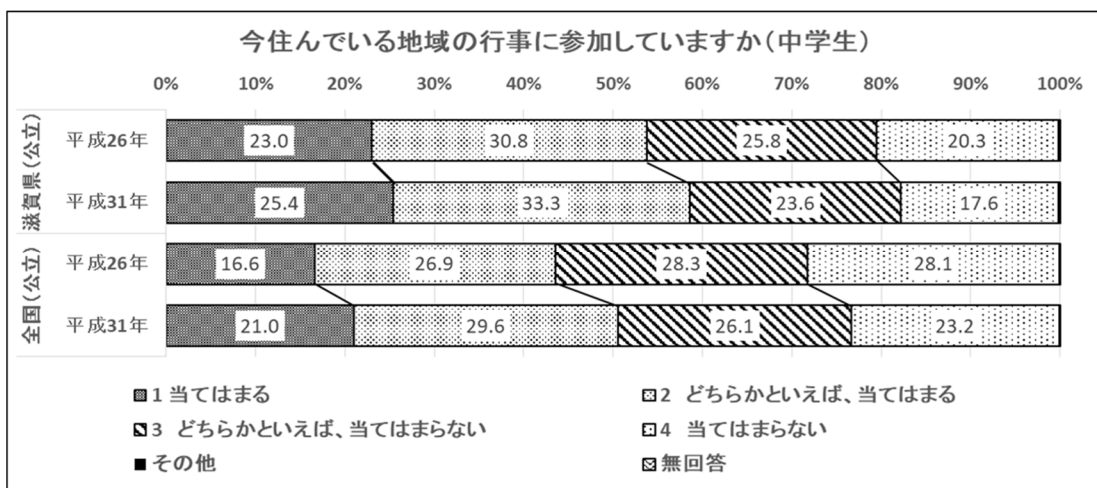
5

6

7 【中学生】

選択肢	年	1	2	3	4	その他	無回答
滋賀県(公立)	平成26年	23.0	30.8	25.8	20.3	0.0	0.2
	平成31年	25.4	33.3	23.6	17.6	0.0	0.2
全国(公立)	平成26年	16.6	26.9	28.3	28.1	0.0	0.1
	平成31年	21.0	29.6	26.1	23.2	0.0	0.1

8



9

10

(資料) 平成 26 年度・平成 31 年度全国学力学習状況調査結果(中学生)より

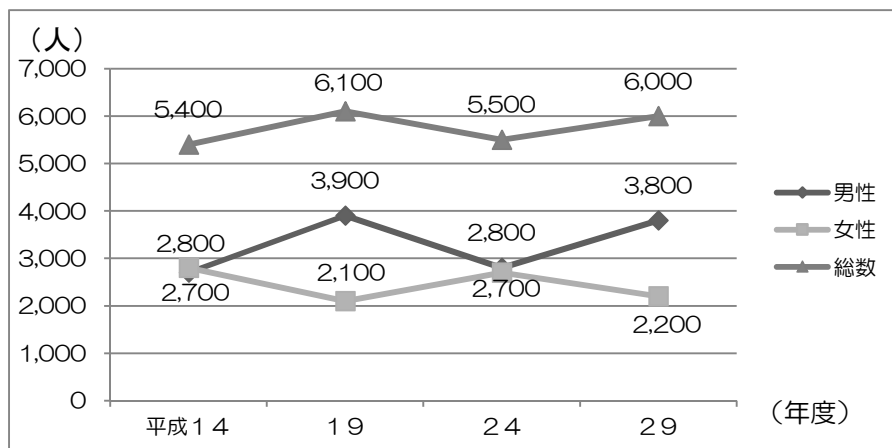
11

1 **【ニート数の推移】**

2 日本における「ニート（NEET）」とは、厚生労働省が、15歳から34歳ま
 3 での非労働力人口で通学もしていない、家事もしていない者としています（すな
 4 わち、非就業、非求職、非通学、非家事であり、最初の2つで非労働力人口とな
 5 る）。

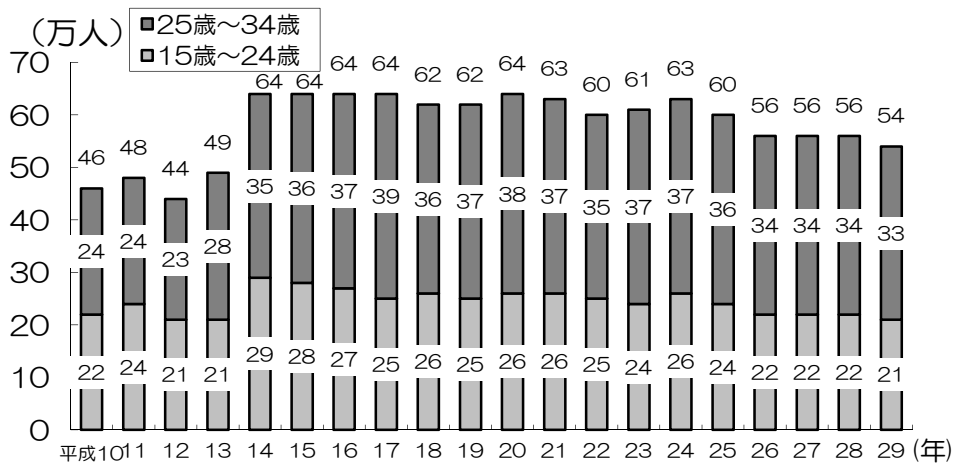
6 ニートは外から見えにくく、流動的で移動もあり、個人情報保護との関係もあ
 7 ってその実態把握が難しく、労働力調査および就業構造基本調査を用いて推計
 8 され、本県のニートの状況は平成29年度（2017年度）で約6,000人とされてい
 9 ます。

11 **ニート数（推計値）の推移（滋賀県）**



12 (資料) 就業構造基本調査 総務省

14 **ニート数（推計値）の推移（全国）**



15 (資料) 労働力調査 総務省

1 青少年の健全育成

3 (1) 青少年活動の活性化

4 学校外での活動の多様化により、子ども・若者の青少年団体等への参加者数
5 が減少傾向にあります。青少年活動は、自立性や社会性を獲得する大切な機会
6 でもあり、子ども・若者の県内の青少年団体への加入促進と活動の活性化を図
7 ることが必要です。

9 【青少年関係団体の活動】

10 核家族化や地域におけるつながりの希薄化などにより、若者が地域で幅広い
11 年代の人々と関わり、様々な体験をする機会や場が減少する中、学校外での活
12 動の多様化により、子ども・若者の青少年団体等への参加者数が減少傾向にあ
13 り、若者の主体的な地域活動や社会貢献活動への参加促進が必要です。

14 青少年関係団体の活動状況（滋賀県）

- 15 ・青年団 H26 15 団体、約 700 人 → H31 9 団体、約 100 人
- 16 ・子ども会連合会 H26 64,651 人 → H30 50,980 人
- 17 ・ボーイスカウト（指導者込）H26 1,437 人 → H30 1,131 人
- 18 ・ガールスカウト（指導者込）H26 891 人 → H30 753 人

20 (2) 非行防止、立ち直り支援の充実

21 非行少年・不良行為少年の検挙・補導人員は減少傾向にある一方、刑法犯少年
22 の再犯者率は高い水準で推移しています。

23 インターネット環境の拡大によりスマートフォン等の携帯端末が普及し、ゲ
24 ームやSNS⁶等に没頭する青少年は、有害情報に接する機会が多く、再び非行
25 に陥るといった現状が要因の一つと考えられます。また、インターネット上には
26 有害情報が氾濫していますが、青少年の利用するスマートフォン等のフィルタ
27 リング措置率は約半数に留まっています。青少年のみならず、その保護者に対し
28 てフィルタリング措置の重要性と必要性を発信し、利用を普及させていくこと
29 が課題となっています。

30 非行等からの立ち直りを支援し、健全育成を図るため、生活習慣の改善、就学・
31 就労支援、居場所づくりなどの非行少年等の立ち直り支援の充実が求められて
32 おり、より効果的に推進できるよう関係機関との連携強化などに取り組む必要
33 があります。

6 【SNS】

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと

1 **【少年非行の状況】**

2 県内の過去5年間における非行少年・不良行為少年の検挙・補導人員は減少
3 傾向にあります。平成30年（2018年）中、検挙・補導した少年（交通法犯を除
4 く）は、2,794人で、前年に比べ71人（2.5%）の減少となりました。

5 また、刑法犯少年の犯罪少年359人のうち、再犯者数は152人で、再犯者率は
6 42.3%となっており、全国平均（35.5%）に比べて高くなっています。

7
8 **検挙・補導した非行少年等の数** (人)

検挙・補導した少年の区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
刑法の罪を犯した少年	712	562	571	487	501
うち犯罪少年(14歳以上)	534	412	396	326	359
うち触法少年(14歳未満)	178	150	175	161	142
特別法の罪を犯した少年	60	44	50	53	48
うち犯罪少年(14歳以上)	53	31	38	42	39
うち触法少年(14歳未満)	7	13	12	11	9
不良行為少年	5,915	5,385	3,751	2,325	2,245
合計	6,687	5,991	4,372	2,865	2,794

9 (資料) 滋賀県警本部調べ

10
11
12 **刑法犯犯罪少年の再犯者率**

再犯者区分	平成28年	平成29年	平成30年
犯罪少年【人】	396	326	359
再犯者【人】	168	142	152
再犯者率【%】	42.4	43.6	42.3

※ 再犯者率とは、刑法犯少年の内、触法少年を除いた犯罪少年の検挙人員を占める再犯者の割合をいい、前回処分は触法少年時の処分・警察限りも含む。

13
14 (資料) 滋賀県警本部調べ

15
16 不良行為少年の補導人員は、2,245人で、前年に比べて80人（3.4%）減
17 少しました。行為別では、深夜はいかいと喫煙で8割以上を占めています。

1

主な不良行為の補導状況【単位：人、()内は女子数で内数】

行 為	補 導 人 員				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
深夜はいかい	3,127(737)	2,716(618)	1,909(436)	1,191(618)	1,082(262)
喫煙	2,118(267)	2,228(211)	1,467(141)	813(71)	789(86)
飲酒	68(19)	35(8)	73(26)	57(12)	77(16)
怠学	275(77)	200(41)	104(25)	77(11)	75(15)
粗暴行為	163(33)	62(6)	62(2)	70(3)	61(4)
その他	164(58)	144(55)	136(45)	117(57)	161(63)
合 計	5,915(1,191)	5,385(939)	3,751(675)	2,325(772)	2,245(446)

(資料) 滋賀県警本部調べ

2

3

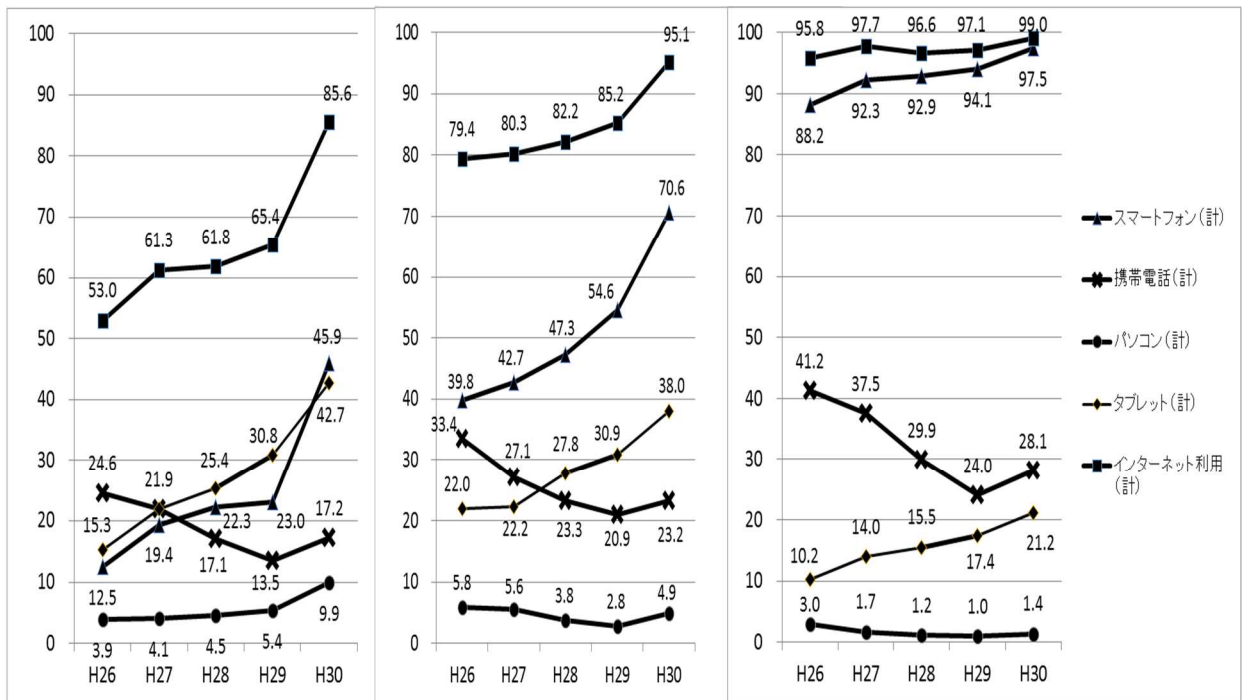
4 【青少年のインターネット利用状況】

5 平成30年度(2018年度)の内閣府調査による青少年のインターネット利用
6 状況を見ると青少年の9割以上がインターネットを利用しています。

7 高校生の97.5%、中学生の70.6%、小学生の45.9%がスマートフォンを利用
8 しており、利用状況はどの学年も増加傾向にあります。

9

10 青少年の機器ごとのインターネット利用状況(平成26年度~平成30年度)



11

12

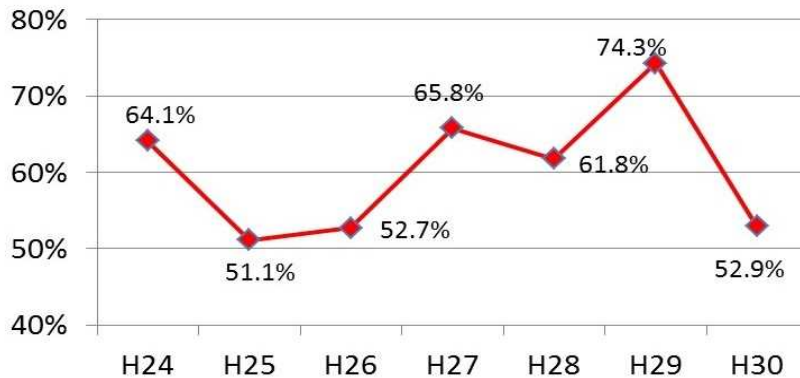
13

(資料) 青少年のインターネット利用環境実態調査結果 内閣府

1 平成30年度（2018年度）における県内の青少年の携帯電話のフィルタリング
 2 グ契約率は52.9%で、前年度に比べて21.4%減少していますが、年度によっ
 3 て増減があります。

4 フィルタリング未設定の理由は「保護者による反対」が多く、要因としてフ
 5 ilterタリングの有効性に対する認識が不足していることが考えられます。

7 青少年のフィルタリング契約率（滋賀県）



16 (資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局調べ

18 (3) 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援

19 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化、またニート、ひきこも
 20 り、不登校、発達障害など子ども・若者の抱える問題が深刻化、複雑化してい
 21 ます。

22 そうした中で、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援す
 23 るため、多様な機関・団体の連携強化やネットワークの整備が求められています。

25 【子ども・若者総合相談の推移】

26 子ども・若者総合相談窓口を、県立精神保健福祉センター内に平成29年（2017
 27 年）から設置しており、小学生から概ね39歳まで、さまざまな悩みを抱えた子
 28 ども・若者や保護者からの相談を受け付けています。同センターに寄せられた相
 29 談の件数は、平成29年（2017年）は延べ2,706件、平成30年（2018年）では
 30 延べ2,603件です。

31 子ども・若者総合相談窓口相談件数（精神保健福祉センター）

子ども・若者総合相談窓口	面接等相談	電話等相談	計
平成29年度	1,132件	1,574件	2,706件
平成30年度	1,090件	1,513件	2,603件

1 社会的養護

3 (1) 社会的養護をめぐる状況

- 4 • 児童虐待や非行の問題を背景に、保護者のない児童または保護者に監護させ
5 ることが不適當であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）が増
6 加しており、その大きな要因である児童虐待への対策が喫緊の課題となっ
7 ています。
- 8 • なんらかの事情により家庭で適切な養育が受けられない要保護児童に対し
9 て、社会が家庭に代わって責任を持って養育・保護する仕組み、いわゆる社会
10 的養護の充実が必要です。
11 また、社会的養護で生活していくことが必要な子どもが、より家庭的な環境
12 で生活していけるよう、里親委託の拡大と本県の実情を踏まえた施設の小規模
13 化を進めていくことが必要です。
- 14 • 施設や里親等で暮らす子どもが、順調に自立して社会で生活していけるよ
15 う、就労や社会生活面等をきめ細かに支援していくことが必要です。
- 16 • 虐待により一旦児童福祉施設や里親に措置等をされても、子どもの将来の自
17 立を見据え、養育方法の改善等について親に指導を行いつつ、親と子どもの関
18 係を修復していくことが必要です。
- 19 • 子どもが家庭に帰るにあたっては、子ども家庭相談センターや、市町、関係
20 機関等がそれぞれの役割のもと連携して地域で子どもを見守り、切れ目のな
21 い支援をしていくことが必要です。

1 **【社会的養護への措置等】**

2 滋賀県には乳児院が1か所、児童養護施設が4か所、児童心理治療施設が1か
 3 所、児童自立支援施設が1か所、障害児入所施設が4か所、指定発達支援医療機
 4 関が1か所あり、平成30年度(2018年度)末時点において措置している子ども
 5 は、県外施設を合わせて291人となっており、里親、ファミリーホームで生活す
 6 る子どもは96人となっています。

7
8 **施設の箇所と措置児童数等**

区分	県内の施設数等	措置児童数	県外の施設数等	措置児童数	措置児童数計	一時保護委託児童数
里親	41家庭	49人	1家庭	1人	50人	28人
ファミリーホーム	15か所	46人	0か所	0人	46人	46人
小計		95人		1人	96人	74人
乳児院	1か所	29人	0か所	0人	29人	63人
児童養護施設 (地域小規模児童養護施設を含む)	4か所	137人	8か所	16人	153人	52人
小計		166人		16人	182人	115人
児童心理治療施設	1か所	39人	0か所	0人	39人	10人
児童自立支援施設	1か所	8人	2か所	2人	10人	2人
障害児入所施設	4か所	51人	6か所	7人	58人	17人
その他の施設等 (指定発達支援医療機関、自立援助ホーム等)		2人			2人	9人
小計		100人		9人	109人	38人
合計		361人		26人	387人	227人

9 ※措置児童数は、平成30年度末現在、一時保護委託児童数は平成30年度対応数。

(出典)子ども・青少年局調査

10
11
12 **(2) 増加する児童虐待相談への対応**

13 児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長および人格の形成
 14 に重大な影響を与え、命を失う場合があると同時に、将来の世代の育成にも懸念
 15 を及ぼします。

16 経済的な問題や社会的孤立の問題等複数の要因を背景に、児童虐待相談件数
 17 は増加を続け、また保護者や子どもへの対応等も複雑化、困難化しています。

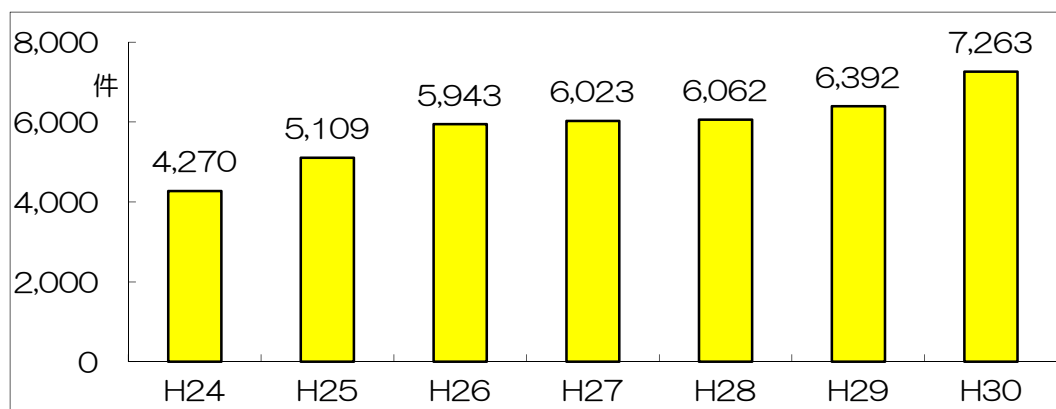
18 そのため、子ども家庭相談センターがより専門性を発揮できるよう機能を強
 19 化するとともに、市町や関係機関と連携しながら県全体の相談体制を充実させ、
 20 児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応等、子どもの保護・ケア、親子関係
 21 の修復・家庭復帰、子どもの自立までの切れ目のない支援を行うことが必要です。

【児童虐待相談件数の増加】

平成30年度（2018年度）における子ども家庭相談センター（中央、彦根、大津・高島）および19市町の児童虐待に関する相談対応件数は7,263件となっており、経済的な問題や社会的孤立の問題など複数の要因を背景に年々増加しています。

虐待通告のうち「近隣・知人」から寄せられるものも増加傾向にあり、また、一見しただけでは掴みにくい「ネグレクト」も約3割となっていることから、地域社会が、子どもの日常の様子（衣服の衛生状況や摂食の状況等）を注意して見守っていることがうかがえます。オレンジリボンキャンペーン（街頭啓発）等の取組や、昨今の痛ましい児童虐待事件の報道等により、児童虐待に対する社会全体の関心が高まったことから、児童虐待相談が増加していると考えられます。

滋賀県における児童虐待相談対応件数の推移

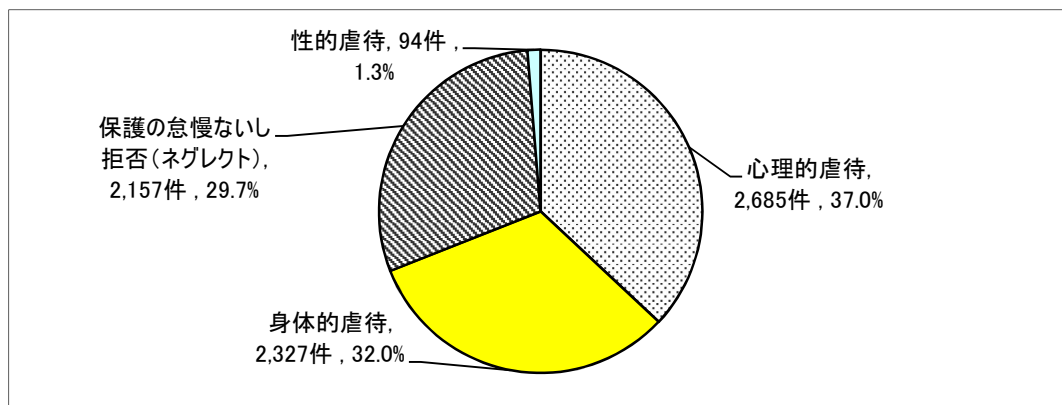


※子ども家庭相談センターと市町が連携しながら支援・対応したケースを調整しています。

（資料）滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局調べ

1 虐待の種別としては、平成 30 年度（2018 年度）は「心理的虐待」が 2,685 件
2 （37.0%）と最も多く、「身体的虐待」が 2,327 件（32.0%）、「保護の怠慢ない
3 し拒否（ネグレクト）」が 2,157 件（29.7%）、「性的虐待」が 94 件（1.3%）と
4 なっています。

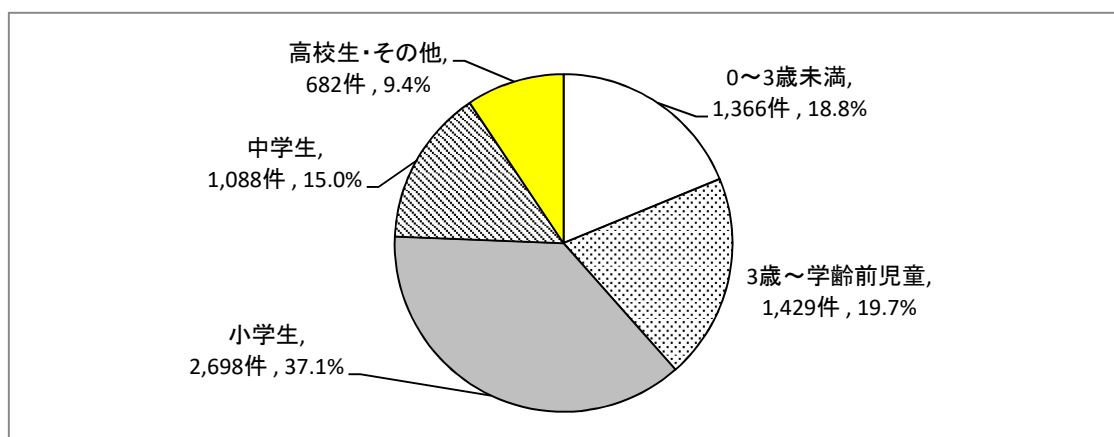
6 児童虐待相談における虐待種別（平成 30 年度）



16 (資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局調べ

18 年齢構成別では、平成 30 年度（2018 年度）は「小学生」が 2,698 件（37.1%）
19 と最も多く、「3 歳～学齢前児童」が 1,429 件（19.7%）、「0 歳～3 歳未満」が
20 1,366 件（18.8%）、「中学生」が 1,088 件（15.0%）と続いています。年齢別で
21 は、0 歳児が最も多くなっています。

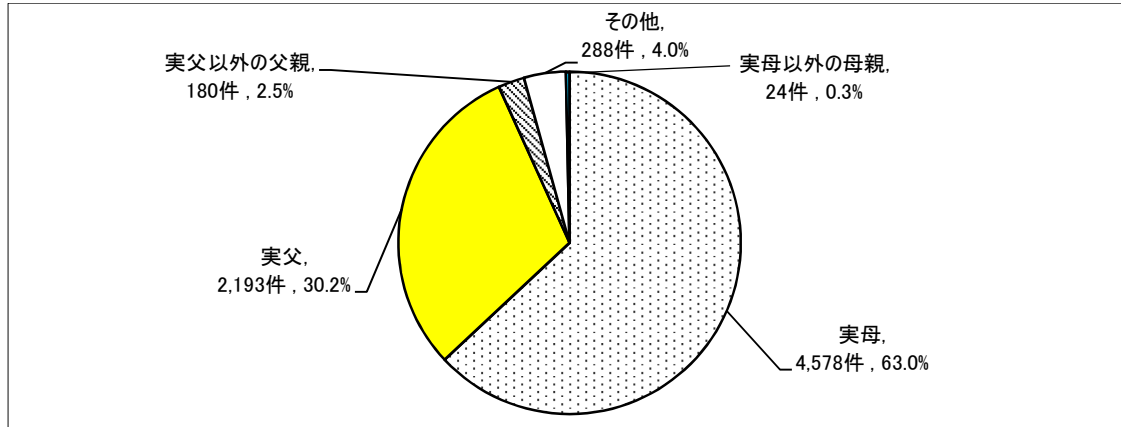
23 児童虐待相談における年齢構成（平成 30 年度）



34 (資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局調べ

1
 2 平成 30 年度(2018 年度)の主な虐待者の内訳は、「実母」が 4,578 件(63.0%)、
 3 「実父」が 2,193 件(30.2%)であり、前年度と比較すると「実母」が 461 件
 4 増、「実父」が 380 件増となっています。

5
 6 児童虐待相談における虐待者の内訳 (平成 30 年度)



7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16 (資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局調べ

17
 18
 19 平成 30 年度(2018 年度)に子ども家庭相談センターに寄せられた通告件数は、
 20 2,164 件で、前年度より 168 件増となっており、「警察等」からの通告が 1,191
 21 件(55.0%)と最も多くなっています。

22 子ども家庭相談センターに寄せられた虐待通告件数

(件)

	家族	親戚	近隣・知人	市町	児童委員	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
H28	37	28	412	215	4	70	35	831	0	168	143	1,943
H29	47	21	384	107	0	45	35	1,058	4	217	78	1,996
H30	93	54	444	12	0	70	1	1,191	1	213	85	2,164
H30構成比率	4.3%	2.5%	20.5%	0.6%	0.0%	3.2%	0.0%	55.0%	0.0%	9.8%	3.9%	100.0%
増減(H30-H29)	46	33	60	△ 95	0	25	△ 34	133	△ 3	△ 4	7	168

23
 24 (資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局調べ

子どもの貧困

(1) 貧困が連鎖せず、生まれ育った環境により子どもの将来が左右されない環境づくり

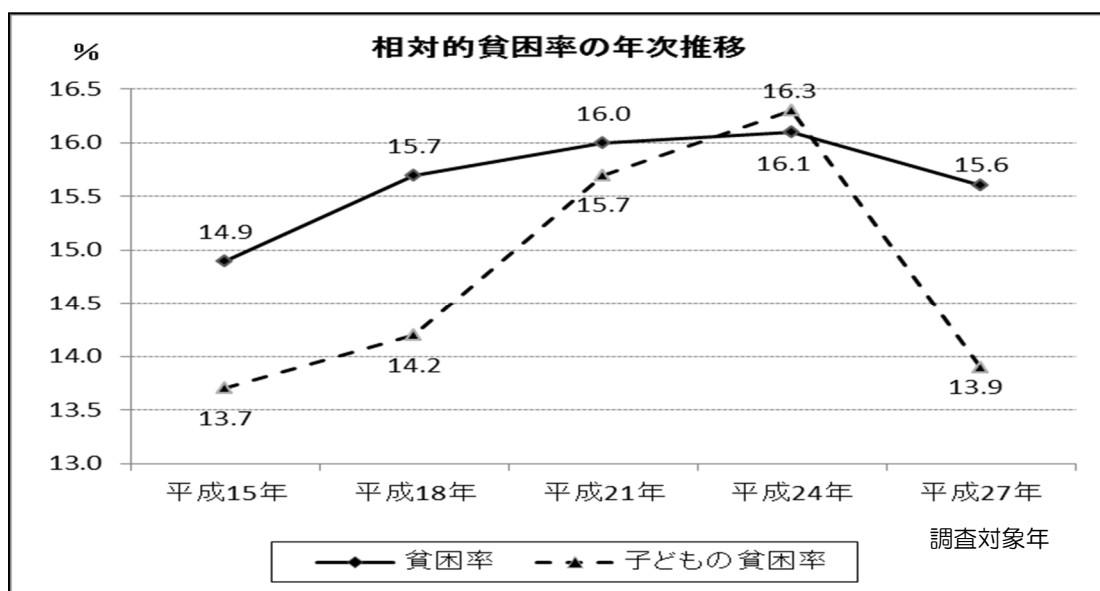
近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しています。

子どもの貧困対策は喫緊の課題となっており、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備することが必要です。

【子どもの貧困の状況】

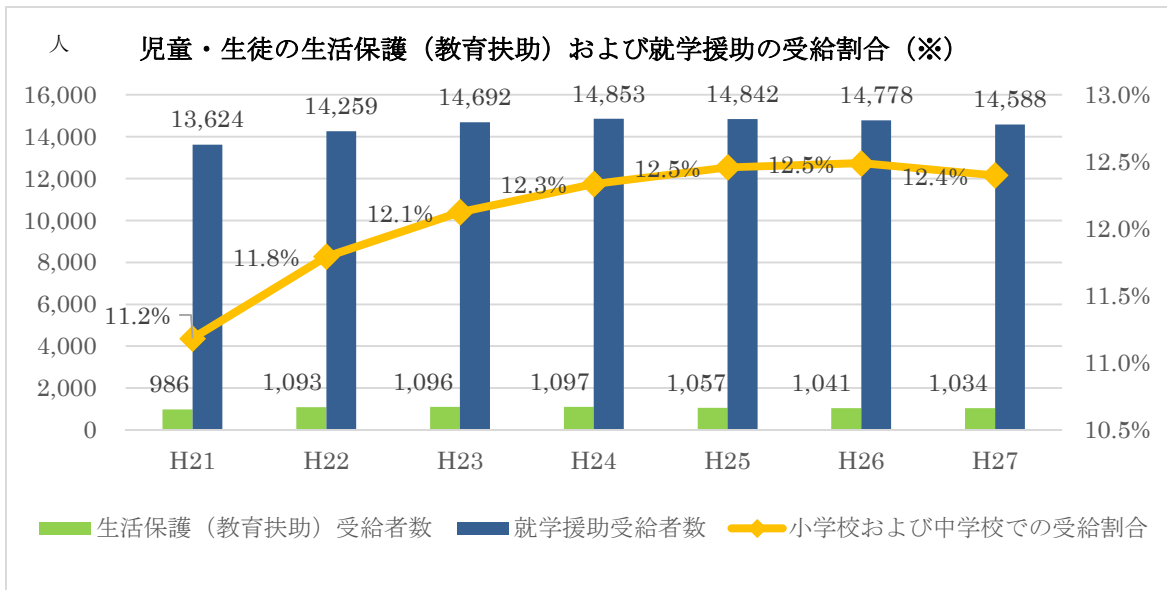
「平成 28 年国民生活基礎調査」での相対的貧困率は、全体で 15.6%（平成 25 年（2013 年）調査比 0.5 ポイントの低下）、子どもで 13.9%（平成 25 年（2013 年）調査比 2.4 ポイントの低下）となっており、特に、家計を一人で支えなければならないひとり親家庭の子どもの貧困率（大人が一人の「子どもがいる現役世帯」）は 50.8%（平成 25 年（2013 年）調査比 3.8 ポイントの低下）と依然として高い水準となっています。

また、子どもの貧困率ではありませんが、本県における児童・生徒の生活保護（教育扶助）および就学援助の受給割合は平成 23 年から平成 27 年の間、12%台で推移しています。



(資料) 国民生活基礎調査 厚生労働省 平成 28 年 (2016 年)

1



2

3

（資料） 滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課調べ

4

滋賀県教育委員会事務局調べ

5

6

（※）（生活保護（教育扶助）受給者数＋就学援助受給者数）÷小学校および中学校の児童数

7

8

9

【滋賀県子どもの貧困対策のための支援者調査について】

10

滋賀県では、平成 27 年度（2015 年度）に県内の子どもへの支援に関わる機関を対象に、貧困状況に置かれた子どもの支援者をめぐる現状と課題を明らかにするために龍谷大学と共同で調査を実施しました。

13

調査結果として、支援者の回答では、貧困状況にある子どもについて「こころの状態の安定性・心身の健康が欠けている」の割合が多くなっています。支援者の 4 割以上が「家庭訪問」（アウトリーチ型支援）をもっと必要と感じている一方、支援者の約半数が「保護者との関係づくり」を困難と感じており、「家庭訪問」がなかなか実施できていないという現状があります。

18

また、貧困状況が改善したケースの共通点として、「多職種が連携した支援」が挙げられていました。

20

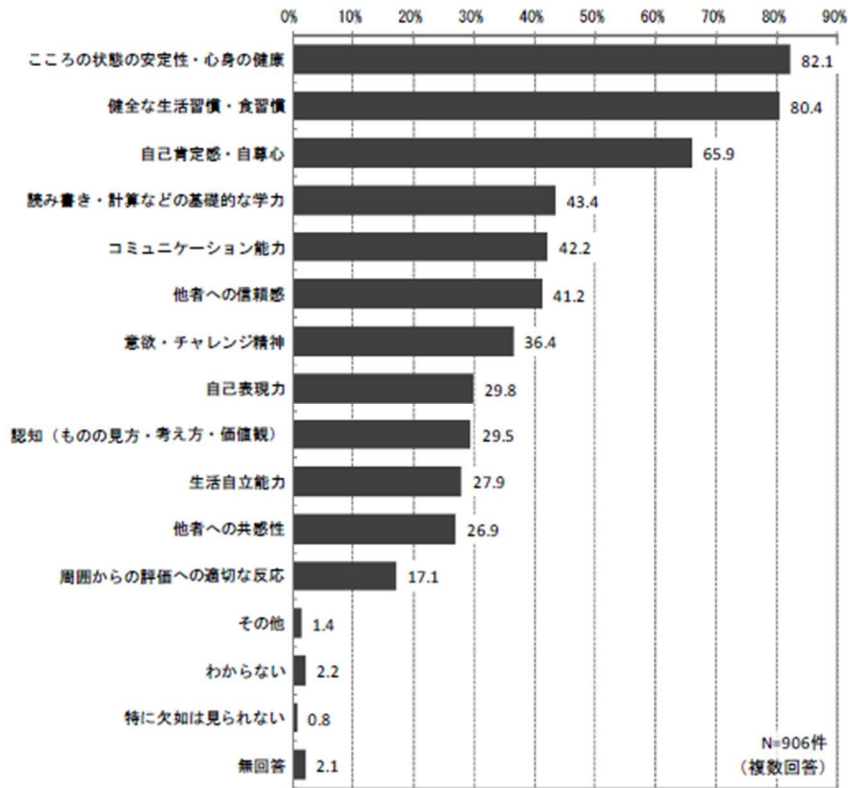
調査結果からは、支援者の育成・適切な支援が必要といった課題も浮かび上がり、支援が必要な方へのアプローチの仕方や、多職種連携の仕組みの構築が必要と考えられます。

23

24

1

貧困状況にある子どもに欠如していること

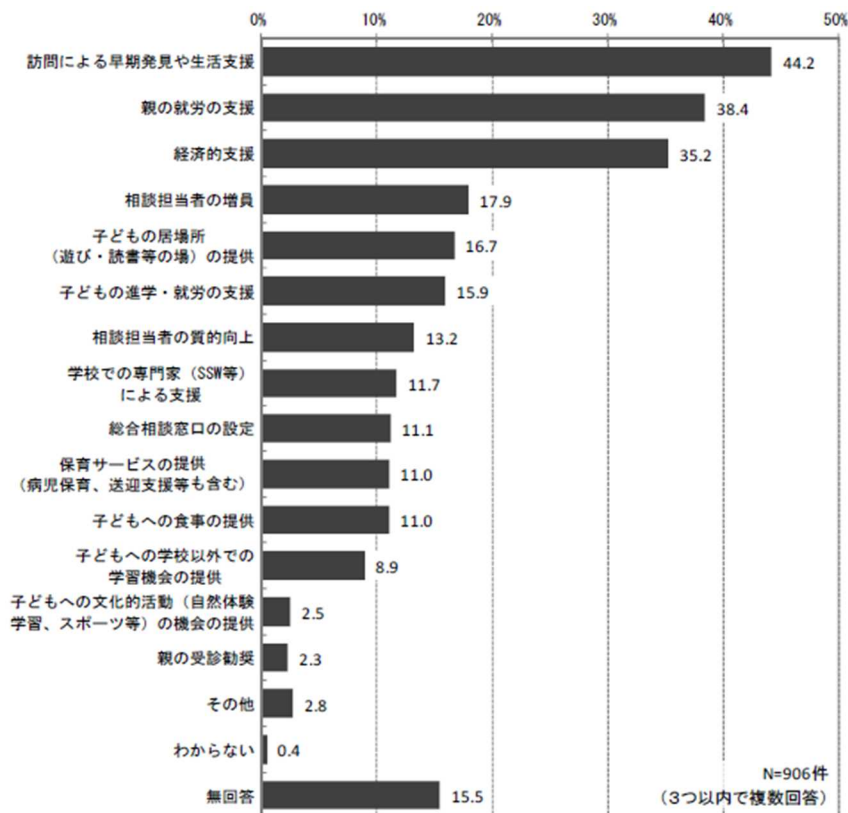


2

3

4

貧困状況家庭に対して必要だと思う支援



5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

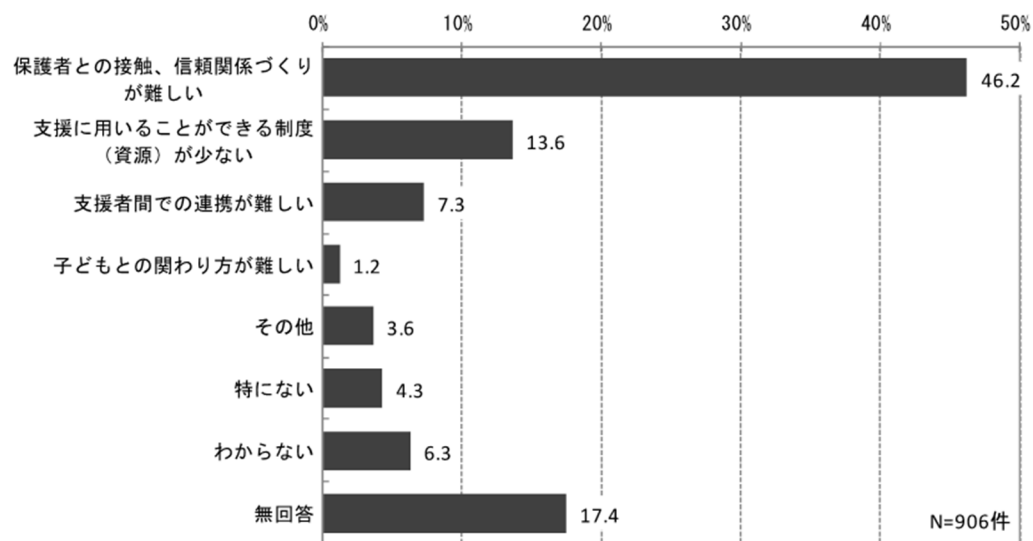
17

18

19

1

貧困状況家庭への支援が困難な点



2

3

(資料) 滋賀県子どもの貧困対策のための支援者調査 滋賀県・龍谷大学 平成 27 年 (2015 年)

4

ひとり親家庭

(1) 子育てと仕事を両立しながら自立を目指す就業支援・生活支援

県内のひとり親家庭の世帯数は平成 30 年（2018 年）4 月現在で 14,560 世帯であり、年々増加しています。

ひとり親家庭がより安定した収入を得て、安心して生活を送ることができるよう、ひとり親の状況に応じたきめ細かな就業支援や、転職やキャリアアップのための能力開発の支援が必要です。また、安定した就労が可能となるよう、ひとり親の優先雇用その他就業の促進のための民間事業者に対する協力の要請、ひとり親家庭に対する理解促進が必要です。

ひとり親家庭の多くは子育てを他の家族に頼ることが困難な状況にあり、ひとり親が安心して、子育てと仕事が両立できるようにするためには、ひとり親家庭のニーズに合った多様な保育サービスの提供や日常生活面における支援を充実することが必要です。また、ひとり親家庭の子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、貧困の連鎖の防止からも、居場所づくり・子どもへの学習支援が必要です。

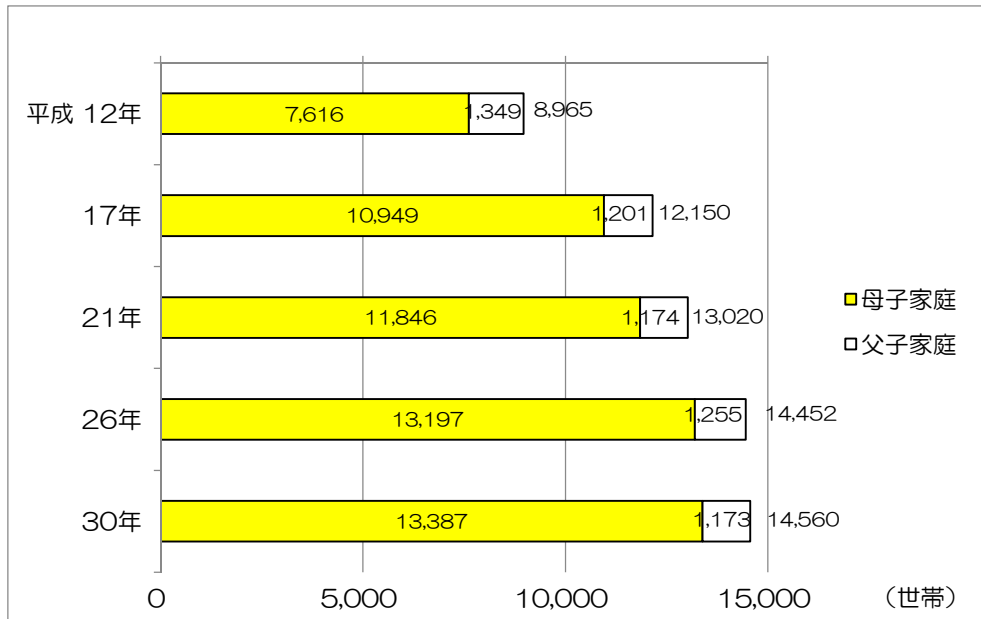
多くのひとり親家庭は、子育てや就労など様々な課題や悩みを抱えていることから、地域において声かけや子どもの見守りなどを行うことにより、ひとり親の孤立を防ぎ、安心して地域で暮らすことができる環境づくりが求められています。

【ひとり親家庭の増加】

県内のひとり親家庭の世帯数は平成 30 年（2018 年）4 月現在で 14,560 世帯（母子家庭 13,387 世帯、父子家庭 1,173 世帯）であり、前回の計画策定時点である平成 26 年（2014 年）4 月現在の 14,452 世帯と比べると 108 世帯増加しています。また、ひとり親家庭になった理由として、離婚が最も多く、次いで死別、未婚があげられています。

1

ひとり親家庭等の世帯数の推移（滋賀県）



2

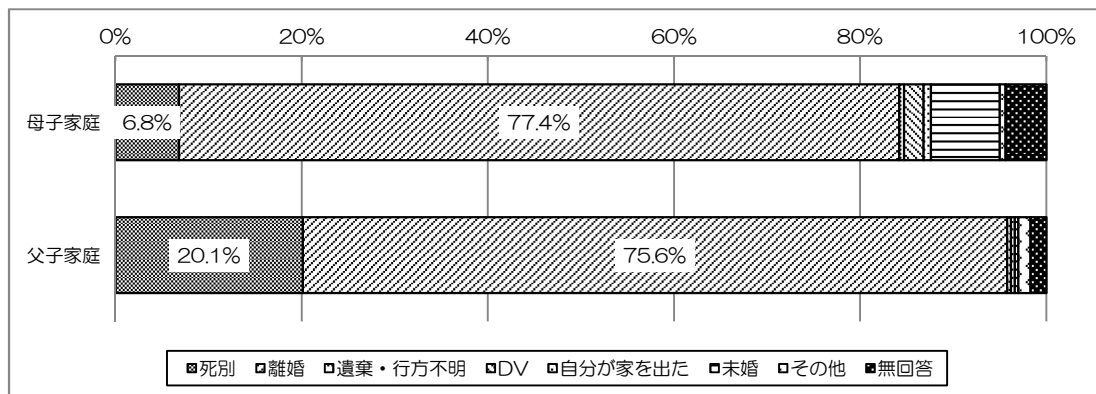
3

(資料) ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県 平成 30 年(2018 年)

4

5

ひとり親家庭になった理由



6

(資料) ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県 平成 30 年(2018 年)

7

8

(2) 生活の安定と自立のための経済的支援

9

母子家庭では、住居が母の実家や民間の借家等の割合が高く、生活基盤の安定を図るため、住居確保のための支援策が必要です。

10

11

また、ひとり親家庭の所得は、平均所得に対して低い水準となっている割合が高く、児童扶養手当の支給や福祉医療費の助成といった経済的支援の充実により経済的負担の軽減を図っていく必要があります。

12

13

14

さらに、子どもと別居している親にも子どもの扶養義務があり、養育費は扶養義務を履行するものであるとの認識を広めるため、養育費の重要性を周知していく必要があります。

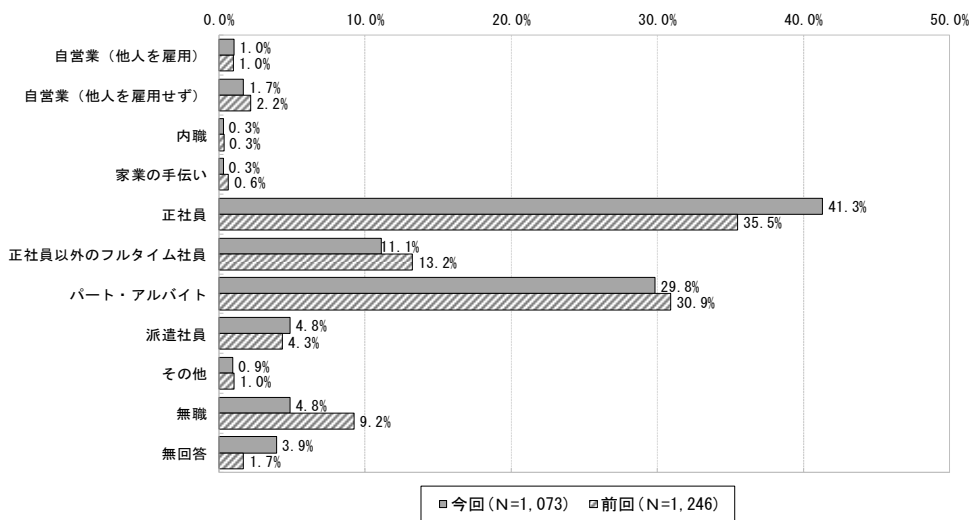
15

16

1 **【ひとり親世帯の就業状況および就労収入】**

2 母子家庭の母の就労形態は正社員が 41.3%と最も多く、平成 26 年（2014 年）
 3 に行った前回調査と比較して 5.8%増加しているものの、年間就労収入の平均は
 4 県全体の女性の年間就労収入の平均と比べると低く、父子家庭においても経済
 5 的な不安を抱えている家庭もあり、ひとり親家庭を取り巻く状況は依然として
 6 厳しい環境に置かれています。また、ひとり親家庭の全てということでは決して
 7 ありませんが、就労状況や経済的な理由で、子どもの養育や教育・進学に不安を
 8 抱えている家庭も多く、仕事と家庭を両立しながら経済的に自立することが困
 9 難な状況も生じています。

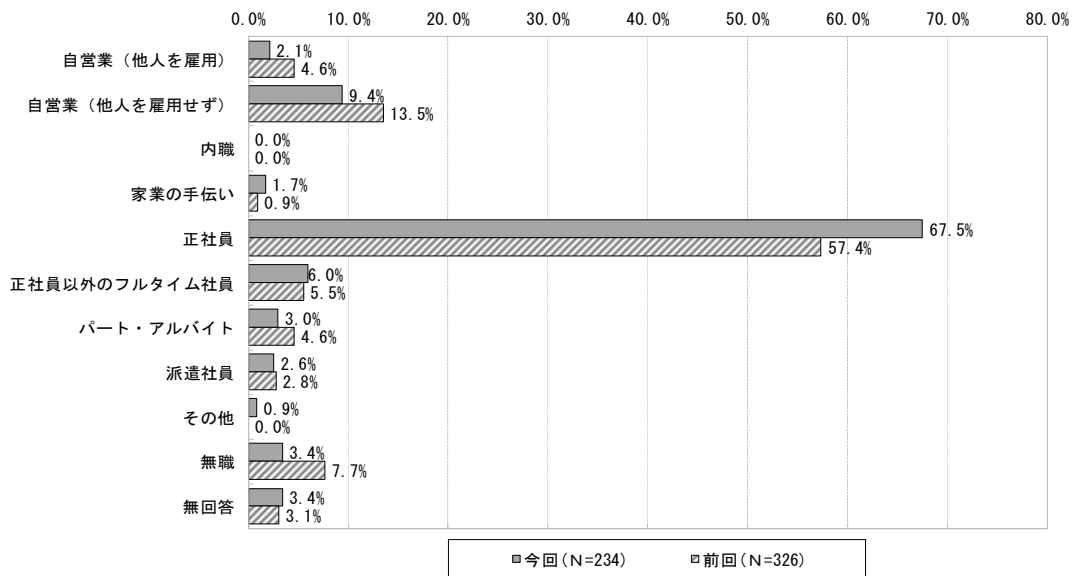
10 **ひとり親家庭の就業状況（母子家庭）**



11

12

ひとり親家庭の就業状況（父子家庭）



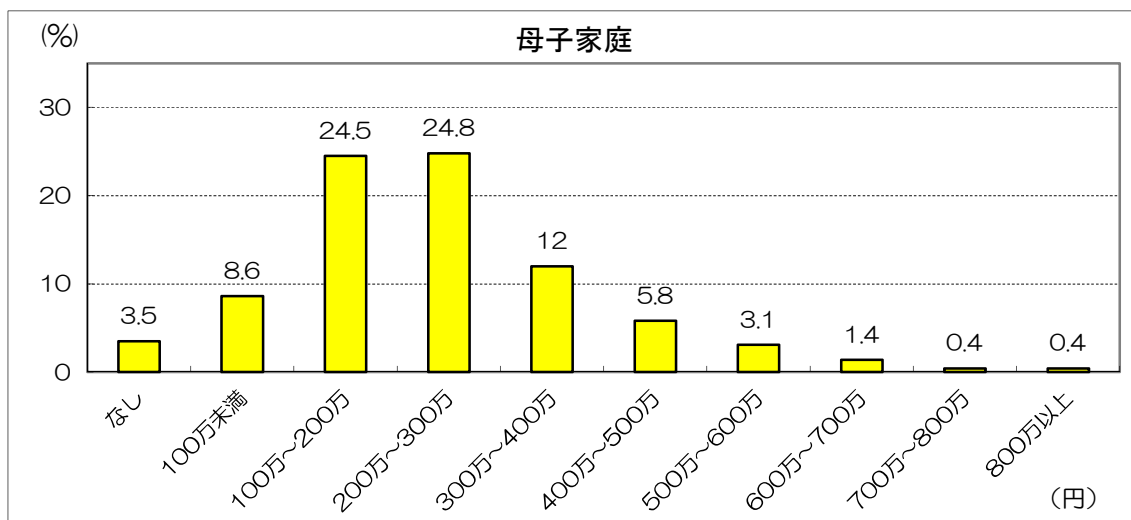
13

14

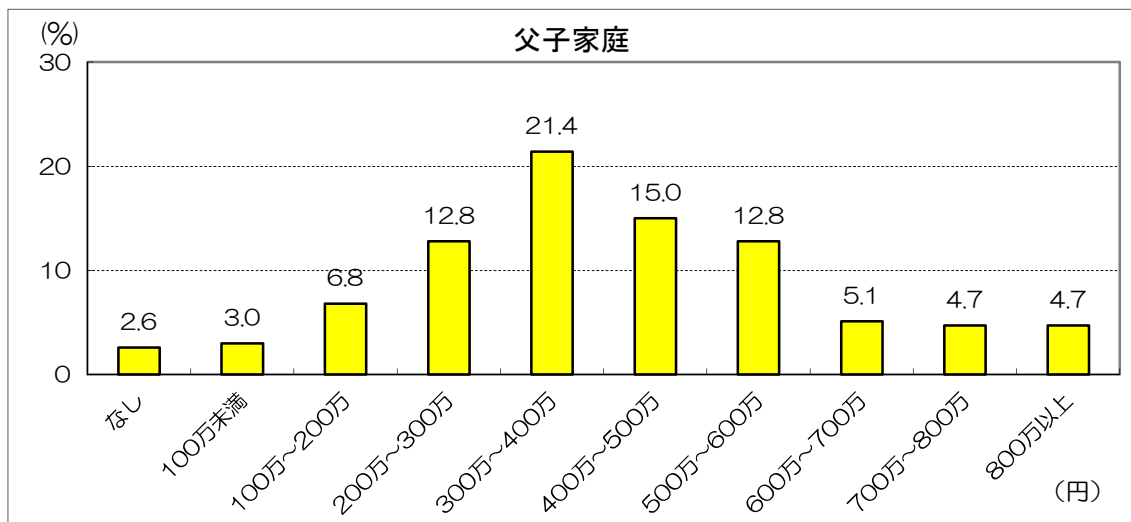
（資料）ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県 平成 30 年(2018 年)

1
2

ひとり親世帯の就労収入



3



4
5

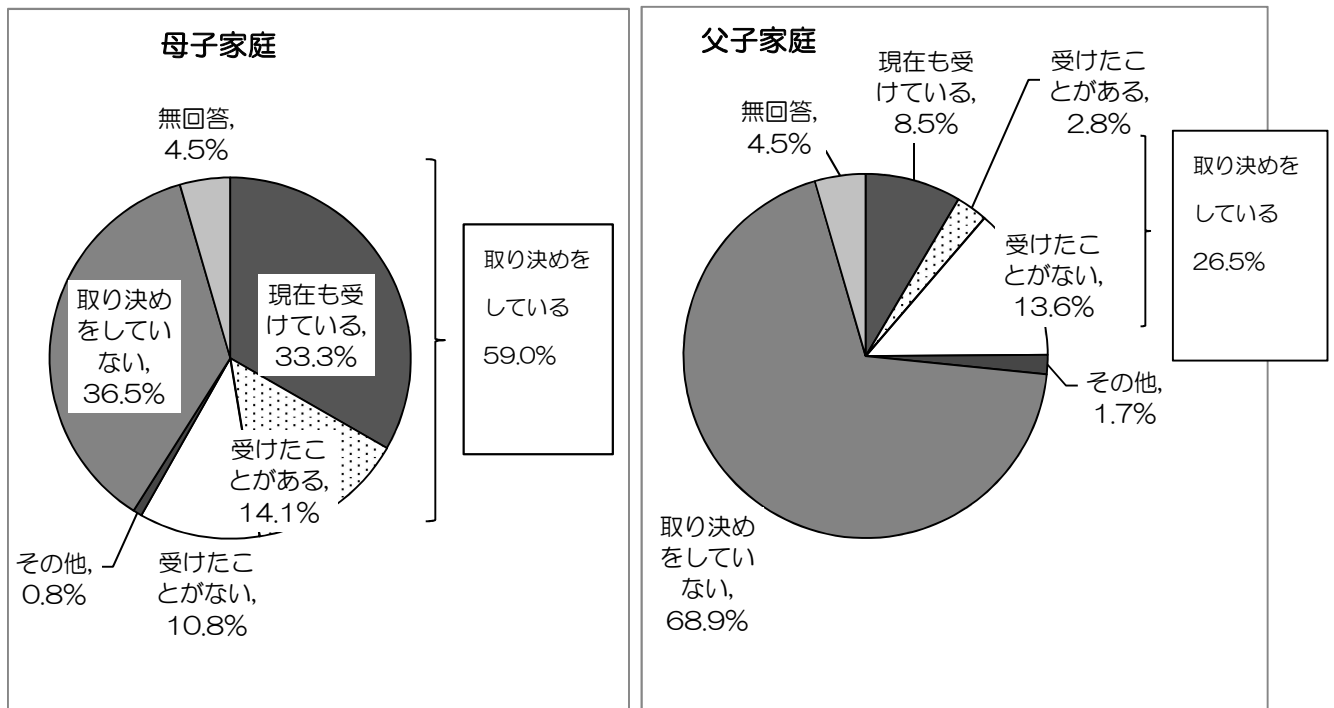
(資料) ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県 平成30年(2018年)

6
7

【養育費の受給状況】

母子家庭では、養育費の取り決めをしている人の割合は59.0%で、取り決めをしていない人の割合36.5%を上回っています。また、取り決めをしていて養育費を「現在も受けている」人が33.3%、「受けたことがある」人は14.1%、「受けたことがない」人は10.8%となっています。

父子家庭では、養育費の取り決めをしている人の割合は26.5%で、取り決めをしていない人の割合68.9%を下回っています。また、取り決めをしていて養育費を「現在も受けている」人が8.5%、「受けたことがある」人は2.8%、「受けたことがない」人は13.6%となっています。



(資料) ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県 平成 30 年(2018 年)

(3) 支援制度の利用と周知

ひとり親家庭は、世帯構成、収入、就業、子どもの育ち等多様な状況のもと複雑な課題を抱えていることから、個別のニーズを把握し、家庭の事情に応じて支援メニューを適切に組み合わせて提供することが必要であるため、相談体制を充実させることが必要です。

また、ひとり親家庭に対する支援施策の認知度は低く、十分に活用されていない傾向にあり、各種施策に関する情報提供をはじめ、支援を必要としているひとり親家庭へ情報を届けるための方策が求められています。

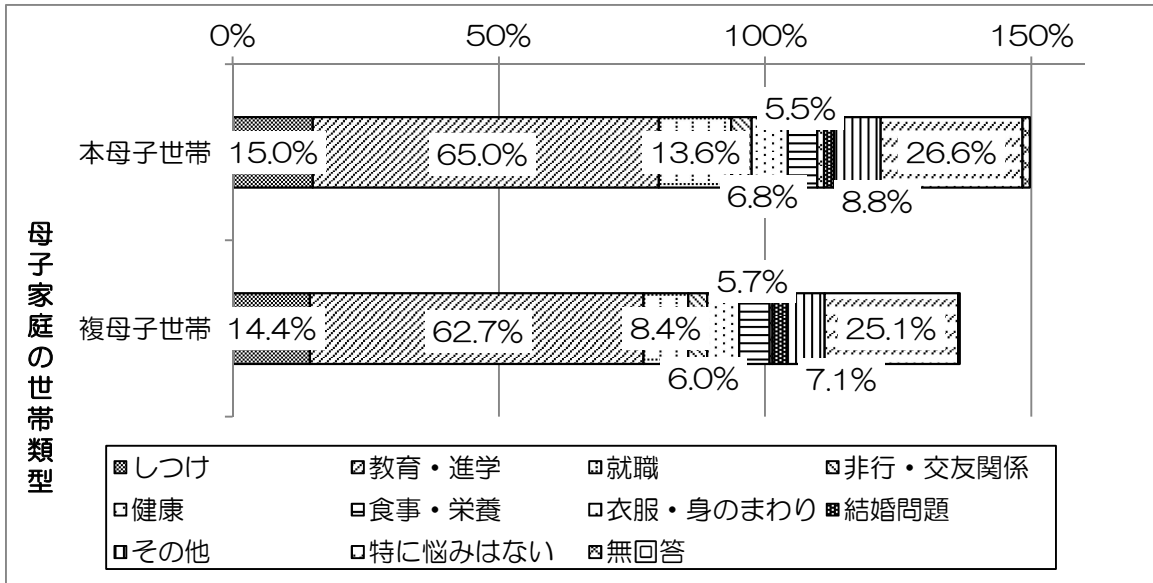
しかしながら、ひとり親家庭を訪問し各種事業の情報提供などを行うひとり親家庭福祉推進員活動において、近年は「訪問しても会えない」「関係構築が困難」「他機関との連携が少ない」といった課題が出てきている一方、SNSなど新たなつながり方が生まれており、時代の変化とともに支援が必要な方へのアプローチ方法を見直すことが必要です。

【子どものことで気がかりなことについて】

母子家庭では、「教育・進学」が「本母子世帯」(母と子だけの世帯)で65.0%、「複母子世帯」(母と子以外に同居家族のいる世帯)で62.7%と最も多くなっています。次いで「特に悩みはない」、「しつけ」となっており、本母子、複母子ともに順位は同じになっています。

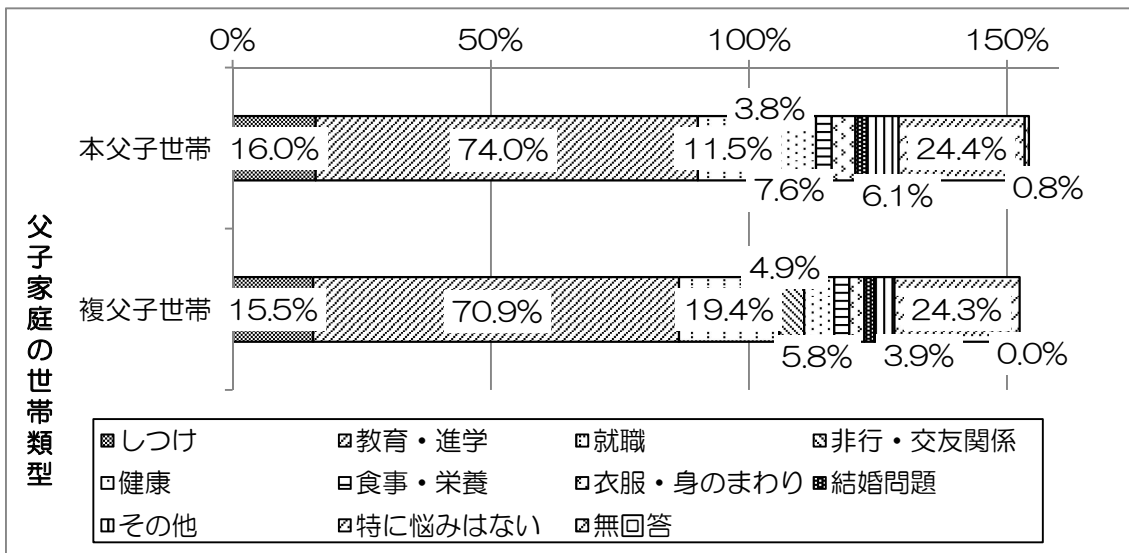
1 父子家庭では、「教育・進学」が「本父子世帯」(父と子だけの世帯)で74.0%、
 2 「複父子世帯」(父と子以外に同居家族のいる世帯)で70.9%と最も多くなっ
 3 ています。次いで「特に悩みはない」、「就職」となっています。
 4
 5

子どものことで気がかりなこと



6
 7 本母子世帯および複母子世帯について

8 本母子世帯の割合：母と子だけの世帯 (65.8%)
 9 複母子世帯の割合：母と子以外に同居家族がいる世帯 (34.2%)



10
 11 本父子世帯および複父子世帯について
 12 本父子世帯の割合：父と子だけの世帯 (56.0%)
 13 複父子世帯の割合：父と子以外に同居家族がいる世帯 (44.0%)
 14

15 (資料) ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県 平成30年(2018年)

Ⅲ 3つの基本理念

基本理念

子ども・若者は人権を尊重され、自己肯定感を育みながら夢を持って健やかに育ち、保護者は子どもを育てる喜びを実感し、ともに育ち、そして子ども・若者の成長とともに地域が元気になり、「子どもの笑顔と幸せあふれる滋賀」を目指します。

子ども・若者が夢を持って健やかに育つ

子ども・若者は地域に明るさと喜びをもたらす貴重な存在であり、現在そして将来の滋賀に新たな活力を生み出す頼もしい存在です。子ども・若者が、人権を尊重され、自信と誇りを持って健やかに成長していきます。

保護者が子どもを育てる喜びを実感し、ともに育つ

子どもを育てる保護者を社会全体で支えることにより、保護者が喜びを実感しながら子どもを安心して育てることができ、また、子育てと向き合う中で保護者も成長していきます。

地域ぐるみで子育てを応援し、地域が元気になる

子どもの健やかな育ちと自立は、社会に新たな明るさと活力をもたらします。子どもの健やかな育ちと自立を社会全体で応援し、子どもが笑顔になることで、地域も元気になり、魅力ある地域として成長していきます。

IV 具体的な施策の推進

施策を進める5つの視点

1 子どもを社会の主役に

子どもは、社会にとって、かけがえのない存在であり、夢や希望を抱きながら心身ともに健やかに育つことが、県民すべての願いです。子どもが自立した個人として次代の社会の中心を担えるようになるだけでなく、今の社会の主役として、その幸せを第一に考えます。

2 地域の多様な主体が参画し、みんなで支えあう

行政を中心とした取組だけではなく、地域住民やNPO、企業など多様な主体が参画し、地域で支えあう取組を施策に生かします。

3 支援を、必要とするすべての人に

制度の狭間などにより支援が行き届いていない人を見逃すことなく支援や情報を届け、“誰ひとり取り残さない”滋賀を目指します。

4 生まれる前から自立までの切れ目のない支援

子どもが成長するにつれて、支援が途切れたり、十分に受けられなかったりすることがないように、関係部局・機関の情報共有や緊密な連携により、生まれる前から社会の担い手となるまでの成長段階に応じた切れ目のない施策を目指します。

5 地域の実情を踏まえた「滋賀ならではの」取組

子ども・若者や子育て家庭の課題は多様化しており、ニーズに応じて様々な支援策を組み合わせ対応することが求められています。

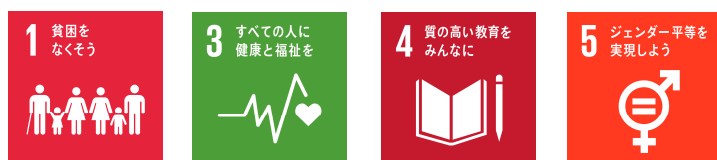
また、地域によっても状況や抱える課題も異なることから、それぞれの実情を踏まえたうえ、地域の特性を積極的に活かします。

持続可能な開発目標 (SDGs) の視点を生かした取組の推進

平成 29 年(2017 年) 1 月、滋賀県は全国に先駆け、持続可能な開発目標 (SDGs) を県政に取り込むことを宣言しました。

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、平成 27 年(2015 年) 9 月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられたもので、先進国を含めた国際社会が 2030 年までに取り組むべき 17 の目標です。

子ども・若者育成支援に係る取組は、SDGs の 17 の目標のうち、「①貧困をなくそう」、「③すべての人に健康と福祉を」、「④質の高い教育をみんなに」「⑤ジェンダー平等を実現しよう」が主に関係しています。



行政はもとより、家庭、学校、企業をはじめ社会全体がそれぞれの立場から「子育て」「子育て」を切れ目なく支援していくことが、SDGs の達成に向けた取組であることを県内外に広く発信します。

7つの基本施策

1 社会全体で子育て・子育てを応援

重点的取組 外国人幼児児童生徒等に対する支援

(1) 子どもの人権が尊重される社会環境づくり

基本目標

滋賀県子ども条例に掲げる、「子どもが人権を尊重され、夢をもって健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり」を進め、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

施策の方向性

県民、地域の団体、企業や行政など様々な主体が、子どもの人権を尊重し、その可能性を伸ばしていくことが大切であるという意識を育み、相互に連携して各々の責任を果たすなかで、子どもが健やかに成長するための環境づくりを進めます。

具体的取組

ア 子どもの権利条約や滋賀県子ども条例による意識醸成

- ・ 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）や滋賀県子ども条例等を踏まえ、子どもの人権について理解・認識が深まるよう、県民に対して広報・啓発を行います。
- ・ 認定こども園、保育所、幼稚園、学校、家庭、地域の関係機関等が緊密に連携し、地域ぐるみで子どもを支える基盤を築いていくことをとおし、子どもの人権が尊重された学校・地域づくりを推進します。
- ・ 子ども自身が自らの権利を知ることができるよう支援するとともに、子どもが意見を表明できる機会を提供し、子どもの意見や思いを社会に生かしていくための取組を推進します。

イ 子どもの人権尊重にかかる研修の実施

- ・ 教育関係者、医療・福祉関係者、公務員など、特に直接子どもに接する機会が多い仕事に従事する人や子どもの人権に深い関わりのある人に対して、子どもの人権について理解と認識を深めるための積極的な研修を実施します。

1 (2) 子ども・若者の育成支援についての理解の促進

2 **基本目標**

3 社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自
4 立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深めます。

6 **施策の方向性**

7 子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子ども・若者の育成を
8 見守り、ともに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育くむとと
9 もに、子どもの頃から地域活動に参加し、世代間のつながりを大切にする地域づ
10 くりを進めます。また、家族のふれあいやきずなを大切にしながら、男女がとも
11 に子育てに関わり、よりよい家庭環境をつくる意識を育みます。

13 **具体的取組**

14 **ア 企業や地域による支援の促進**

- 15 ・ 子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりに関する広報啓発をととし
16 て、子ども・若者の育成に関わっていく必要性や意義、世代間交流による地
17 域活動の大切さなど、地域の機能と役割について考える機会を提供し、その
18 理解を促進します。
- 19
- 20 ・ 子ども・若者の健全育成や自立のための地域づくりに向け、家庭、学校、
21 地域等の連携協力のもとに、青少年育成県民運動を推進します。
- 22
- 23 ・ 淡海子育て応援団事業登録事業所による子育てを応援するサービスの提
24 供や、地域全体で子育てや若者の自立に関わり、支えていく共助の仕組みづ
25 くりなどをとおして、企業や地域による主体的な子ども・若者育成支援が進
26 むよう機運を盛り上げます。

28 **イ 家庭の教育力の向上**

- 29 ・ 子どもが生活に必要な基本的な習慣や態度を身につけることの大切さを
30 理解し、実践できるようにするため、家庭の中でのしつけや教育が重要であ
31 るという意識を育みます。
- 32
- 33 ・ 家庭の教育力の向上に向けた職場づくりに経営者、従業員をあげて自主的
34 に取り組んでもらうため、企業と連携して、職場における各種の学習の場の
35 提供や情報提供を行い、子育てや家庭教育への理解を深める取組を推進しま
36 す。

1 ・ 家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、P T A等で学び合う機
2 運を高めるとともに、保護者や地域の人同士が子育て経験や悩みを気軽に語
3 り合える場づくりを支援します。

4
5 ・ 地域全体で子どもの育ちを支える体制を構築するため、身近な地域におい
6 て家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う家庭教育支援員の養成を
7 進めるとともに、幅広く地域活動に携わっている人や子育て経験者等からな
8 る家庭教育支援チームの組織化・訪問型家庭教育支援の普及を推進します。

9 10 (3) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援

11 **基本目標**

12 障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が、人権を尊重され、
13 安心して安全に、健やかに成長していける共生社会を目指します。

14 15 **施策の方向性**

16 共生社会の実現に向け、障害や病気を抱えた子どもや外国人の子どもとその
17 家族に対して、関係機関等と連携し、きめ細かな支援を行います。

18 19 **具体的取組**

20 **ア 障害や病気を抱えた子ども・若者に対する支援**

21 **○ 障害のある子ども・若者およびその家族に対する支援**

22 ・ 地域自立支援協議会等を活用し、乳幼児期から成人期に至るまでの切れ
23 目のない継続した支援ができるよう、関係機関の連携を進めます。

24
25 ・ 障害のある子どもが学校と家庭以外で過ごせる第三の場において、仲間と
26 の関わりの中で社会的経験を積み、自立や発達を促すことができるよう、放
27 課後等デイサービスや放課後児童クラブ等における支援の充実を図ります。

28
29 ・ 認定こども園、保育所において、障害児を担当する専任保育士の加配や看
30 護師等の配置をすすめ、障害のある子ども一人ひとりの発達過程や障害の状
31 態に応じたきめ細かな保育の実施を推進します。

32 33 **○ 発達障害のある子ども・若者に対する支援**

34 ・ 学齢後期から成人期における支援、各ライフステージや移行期における切
35 れ目のない支援の充実、発達障害に関する県民の理解促進等に取り組み、発
36 達障害者支援体制の充実を図ります。

1
2 ○ **がんや難病等、病気を抱えた子どもや若者、その家族に対する支援**

- 3 ・ 乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない継続した支援ができるよ
4 う、保健・医療・福祉・教育等関係機関が連携を進めるとともに、ワンスト
5 ップで相談支援できるよう、体制の充実を図ります。

6
7 ○ **特別支援教育の推進**

- 8 ・ 「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」に基づき、障害の
9 ある子どもと障害のない子どもが共に学べるインクルーシブ教育システム
10 の構築を進めます。

- 11
12 ・ 障害のある子どもの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活
13 や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。

- 14
15 ・ 多様な学びの場の整備を進めるなど、一人ひとりの障害に応じた望ましい
16 学びの場が柔軟に選択できる環境を実現します。

17
18
19 **イ 外国人幼児児童生徒等に対する支援【重点】**

20 ○ **教育・保育の充実**

- 21 ・ 外国につながりをもつ子どもを多く受け入れている保育所等において、
22 保育士等の追加配置や通訳等を活用し外国につながりをもつ家庭とのコミ
23 ュニケーションの円滑化を図るなど、外国につながりをもつ子どもが安心
24 して過ごすことのできる環境を整備するとともに、各家庭の状況に応じた
25 個別の支援の充実を図ります。

- 26
27 ・ 外国につながりをもつ子どもを多く受け入れている認可外保育施設に対
28 して、保育内容の充実や質の向上に向けた指導・助言を実施します。

- 29
30 ・ 認定こども園、保育所および幼稚園等において、幼保連携型認定こども園
31 教育・保育要領、保育所保育指針および幼稚園教育要領に基づき、外国につ
32 ながりをもつ子ども等の受け入れや保護者への配慮、就学に際しての教育・
33 保育から小学校教育への円滑な接続等に関する切れ目のない支援を行いま
34 す。

1 ○ 学習支援

- 2 ・ 日本語指導の必要な外国人児童生徒等が所属する学級において、児童生
3 徒が安心して学習活動に参加し、生活ができるように、母語支援員等によ
4 るサポートの充実を図ります。
- 5
- 6 ・ 母語による支援が必要な外国人児童生徒等や保護者が、学校と円滑なコ
7 ミュニケーションを図ることができるよう、教員に対する実践的な研修の
8 実施や母語が理解できる人材の活用による教育支援を行います。
- 9

10 ○ 子どもの健全な育成の支援

- 11 ・ 日本での生活に不慣れな外国につながりをもつ子どもに対し、外国人学
12 校・警察ネットワーク会議の開催、非行防止教室や防犯教室などをおして、
13 安心して過ごせるよう日本社会のルールなどに対する理解を促進します。
- 14

15 ○ 多言語での情報提供および相談対応

- 16 ・ 外国人県民等が生活に必要な情報を入手できるよう、外国人相談センター
17 を設置・運営し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産、子育て、子どもの教
18 育等の生活に関わる幅広い分野に関する情報提供や相談に多言語で対応し
19 ます。
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36

2 安心・安全な子育て環境

重点的取組 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保および資質の向上

(1) 安心・安全に子どもを生ま育てることができる環境づくり

基本目標

結婚から妊娠、出産、子育てへと切れ目ない子育て支援により、出産や子育てに対する自信や安心感を持ち、子どもが安心・安全に生まれ育っていける環境をつくります。

施策の方向性

子どもを生子、育てることへの希望を高めるとともに、それらに対する不安を解消し、子どもが安心・安全に成長することができるよう、周産期医療体制の充実や、子どもの健康の確保のための取組を推進します。

具体的取組

ア 子どもを生子育てる機運の醸成

- ・ 出産や子育ての喜びや素晴らしさを広く伝え、男性の積極的な子育てを促し、子どもを生子育てる機運の醸成を図るとともに、安心して出産・子育てできる支援の充実や、正しい知識・情報、将来を見据えて子どもを生子育てることについて考える機会を提供し、結婚、妊娠、出産、子育てについての不安の解消を図ります。
- ・ 働きながら安心して子育てができるよう、仕事と家庭の両立を支援するため、事業主や労働者に対し、関連法制度や各種助成金制度等について周知するとともに、企業において育児休業や子どもの看護休暇の取得の促進や、子育て期間中の勤務時間の短縮等の措置(短時間勤務制度、所定外労働の免除、フレックスタイム制)などの導入が進むよう啓発を行います。また、男性の育児休業の積極的な取得について啓発を行います。
- ・ 子どもが、地域にとっても将来の地域活力を生子出す大切な存在であるという認識のもと、地域住民や地域の団体を主体とした子どもの居場所づくりや子どもの見守り活動などが広がるよう機運の醸成を図ります。
- ・ これまでの段階的な無償化に加え、令和元年(2019年)10月より実施された3歳以上児を中心とした幼児・教育保育の無償化により、引き続き、幼児教育・保育に係る負担を軽減し少子化対策に取り組むとともに、生涯にわ

1 たる人格形成の基礎を培う質の高い幼児教育・保育の機会を保障します。

2
3 ・ 多子世帯の経済的負担の軽減を図り、希望する数の子どもを安心して生み
4 育てられる環境づくりを推進するため、国制度を拡充し、一定の所得世帯の
5 第3子以降の保育料および副食費の負担軽減を図ります。

6
7 ・ 若い世代が結婚・出産・子育てに希望を持ち、その希望が叶えられるよう、
8 滋賀で結婚し子どもを持つことについて意識啓発を図り、企業や団体等と協
9 働して、県民みんなで若者を応援する機運を醸成します。

10 11 **イ 安心・安全な妊娠・出産の確保**

12 **○ 安全な妊娠や出産等に関する意識づくり**

13 ・ 安心・安全な出産を迎えるためには、思春期、妊娠期における母性意識
14 の向上や健康管理が重要なことから、近い将来親になりうる10～20代の人
15 や妊婦に対して、命の大切さや妊娠、出産についての正しい知識、仕事と
16 の両立を考慮したライフプランの検討などの普及啓発を図ります。

17
18 ・ 市町や医療機関と連携・協力して、妊娠リスクスコア等の活用を推進し、
19 出産にかかるリスクと妊娠中の健康管理の重要性について啓発を行って
20 いきます。

21
22 ・ 周囲の人たちが妊産婦に対して配慮しやすくし、妊産婦にやさしい環境づ
23 くりを進めるため、マタニティマークを周知します。

24 25 **○ 不妊に悩む方への支援の推進**

26 ・ 不妊に悩む夫婦に対して、不妊専門相談センターにおいて医師、助産師等
27 による専門的な相談を実施し、不妊治療に関する十分な情報提供と説明を行
28 い、夫婦が治療について主体的に決定できるよう支援します。

29
30 ・ 夫婦が家族や職場、社会から受けるさまざまな圧迫感や不妊治療に対する
31 不安感、閉塞感、孤独感などの精神的な悩みに対する相談を実施します。

32
33 ・ 不妊治療が受けられやすい職場環境や周囲の理解が得られるように、不妊
34 治療と仕事の両立について支援を行います。

- 1 ・ 不妊治療の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されず、高額の医
2 療費がかかる配偶者間の不妊治療（体外受精や顕微授精）に要する経費の一
3 部を助成します。

4
5 ○ **職場における母性健康管理の推進**

- 6 ・ 労働基準法に基づく産前産後休業等の母性保護規定や男女雇用機会均等
7 法に基づく母性健康管理に関する措置を周知します。

8
9 ○ **妊婦健康診査を受けられる体制の確保**

- 10 ・ 妊婦が、適切な時期に妊婦健康診査を受けることができるように、受診の
11 啓発や市町における公費負担を行っていきます。また、県内統一して実施で
12 きるように関係機関と調整を行うなど支援を行います。

13
14 ○ **周産期医療体制の充実・強化**

- 15 ・ 安心して妊娠、出産できるように、総合周産期母子医療センター、地域周
16 産期母子医療センター、周産期協力病院などの周産期医療提供体制を整備し、
17 NICU等長期療養児を受入れ、在宅療養への円滑な移行を促進するために、
18 後方支援病院を整備します。

- 19
20 ・ 安心して妊娠、出産できるように、周産期母子医療センターを中心に地域
21 の病院や診療所、助産所との役割分担を行うなど地域内のネットワークの充
22 実・強化を図ります。

23
24 ○ **産後うつなど個別に対応が必要な妊産婦に対する支援の充実**

- 25 ・ 妊娠、出産、産褥期(さんじょくき)は、母子の愛着形成やその後の子ど
26 もの心身の健全な発達に重要な時期であることから、マタニティブルー、産
27 後うつ病、望まない妊娠や若年の妊娠、出産などについて、個別の状況に応
28 じた支援を行います。

29
30 ○ **未熟児や先天性代謝異常など新生児への医療的対応**

- 31 ・ 未熟児は、病気にかかりやすく、心身に障害を残すおそれがあり、生後速
32 やかに適切な医療が必要となることから、医療を必要とする未熟児に対して
33 市町が行う養育医療給付事業について、補助を行います。

- 34
35 ・ 先天性代謝異常等については、放置すると知的障害などの症状をきたすこ
36 とから、新生児について血液検査によるマス・スクリーニングを行い、異常

1 の早期発見を図ります。

2
3 ○ **妊娠期からの切れ目ない支援体制の整備**

4 ・ 母子健康手帳交付、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪
5 問、乳児家庭全戸訪問事業などの機会をとおして、地域とつながり、地域の
6 支えの中で保護者が育児をできるよう相談指導の充実を図ります。

7
8 ・ 市町における子育て世代包括支援センターの整備、相談機能の充実に向け
9 た取組を推進します。

10
11 ・ 市町における産前・産後サポート事業や産後ケア事業の取組が推進される
12 よう、従事者の資質向上のための研修会を開催します。

13
14 ・ ハイリスク妊産婦や新生児については、周産期保健医療連絡調整会議など
15 を通じて医療機関と市町の連携を強化し、支援が必要な者を早期に把握しま
16 す。

17
18 ・ 支援が必要な家庭については、要保護児童対策地域協議会において、特定
19 妊婦・要支援児童として情報を共有し、構成機関の役割分担のもと支援を行
20 います。

21
22 ・ 乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握
23 などを行う乳児家庭全戸訪問事業の実施を促進します。また、支援が必要な
24 家庭に対しては、関係機関が連携して、訪問による指導・助言等を行うなど
25 の取組を進めます。

26
27 ○ **母子保健従事者の資質向上のための研修の充実**

28 ・ 地域で安心して妊娠、出産、子育てができるよう市町における母子保健事
29 業に対する支援、充実に努めます。

30
31 ・ 不適切な養育の早期発見や育児不安の軽減、虐待予防に対応できるように
32 研修会を開催し、母子保健従事者の資質向上を行います。

33
34 ○ **医師の確保に向けた取組の推進**

35 ・ 子どもや妊産婦が安心して医療を利用できるよう、県内病院が行う医師確
36 保のための取組を支援します。また、奨学金制度などにより、将来、県内で

1 就業する医師の確保と定着を図ります。

2

3 **ウ 子どもの健康・医療の充実**

4 **○ 子どもの健康の確保**

- 5 ・ 保育所における子どもの健康と安全の確保が図られるよう、「保育園にお
6 けるアレルギー対応ガイドライン」や「保育所における感染症対策ガイドラ
7 イン」等の活用を促進します。
- 8
- 9 ・ 認定こども園、保育所、幼稚園および学校等の関係者からのアレルギー疾
10 患に関する相談について、アレルギー疾患医療拠点病院である滋賀県小児保
11 健医療センターにおいて、各施設におけるアレルギー疾患対応を支援します。
- 12
- 13 ・ 学校欠席者情報収集システムの普及促進を図り、認定こども園、保育所お
14 よび幼稚園において、感染症の流行情報の把握による感染症対策を促進しま
15 す。

16

17 **○ 食育の推進**

- 18 ・ 出産前からの適切な食生活を支援し、乳幼児期からの望ましい食習慣を定
19 着させるため、市町が行う妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する学習
20 の機会や情報の提供など、食育推進を支援します。また、健康な心と身体を
21 育むために、認定こども園や保育所、幼稚園における食育の取組を推進しま
22 す。
- 23
- 24 ・ 食育推進研修会により、県民等に食育についての啓発を実施します。また、
25 管理栄養士等への研修事業を実施し、地域における食育の推進を図ります。

26

27 **○ 歯科保健対策の充実**

- 28 ・ 子どもの歯科保健対策について、歯科健康診断および健診後の指導を充実
29 します。
- 30
- 31 ・ 認定こども園、保育所、幼稚園および学校における歯科健康診断および健
32 診後の指導の充実や、むし歯予防のためのフッ化物洗口の実施を推進します。

33

34 **○ 小児救急医療体制の充実**

- 35 ・ 休日・夜間の急な子どもの病気やけがにどう対処したらよいのか判断に迷
36 った時に、専門家のアドバイスを受けることができる小児救急電話相談を実

1 施します。

2 また、休日や夜間に入院治療を必要とする小児救急医療を提供する病院に
3 対して助成を行います。

- 4
- 5 ・ 休日や夜間を含め医療機関を受診したい場合に医療機関を検索できるイ
6 ンターネットを活用したシステムとして「医療ネット滋賀」を運営し、適切
7 に医療機関を受診できるよう情報提供を行います。

9 ○ 子どもの事故等「防げる死」を予防する体制づくり

- 10 ・ 誤飲・誤食、転落・転倒、やけどなどの子どもの事故防止や乳幼児突然死
11 症候群（SIDS）予防対策を推進するため、母子健康手帳や別冊に啓発内
12 容を記載しており、引き続き啓発に努めます。

- 13
- 14 ・ 予防可能な子どもの死を減らすため、国における子どもの死因究明の動き
15 を踏まえつつ効果的な予防策を検討します。

17 ○ 乳幼児医療費の負担軽減

- 18 ・ 乳幼児のいる家庭の医療費の負担軽減のため、乳幼児医療費助成を行いま
19 す。

- 20
- 21 ・ 小児期における小児がん、慢性腎疾患などの小児慢性特定疾病の治療は長
22 期間にわたり、かつ医療費も高額であることから、医療費助成を行います。

- 23
- 24 ・ 日常生活を営むのに著しい支障がある在宅の小児慢性特定疾病児に対す
25 る特殊寝台、車椅子などの市町が行う日常生活用具の給付事業に助成します。

27 (2) すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実

28 **基本目標**

29 すべての子育て家庭の多様なニーズに対応した地域における子育て支援の充
30 実を図り、子育ての不安や負担感を解消します。

32 **施策の方向性**

33 子育ての不安や負担感の解消を図るため、子育てに関する相談機能の充実や、
34 在宅で子どもを保育する家庭のニーズに対する一時預かり、就労しながら子育
35 てをする家庭のニーズに対する放課後児童クラブやファミリー・サポート・セン
36 ターによる支援、障害のある子どもへの支援など、多様かつ、個々のニーズに応

1 じた子育て支援の充実を図ります。

3 **具体的取組**

4 **ア 子育て家庭の教育力の向上**

5 **○ 家庭の教育力の向上**

6 ・ 認定こども園、保育所および幼稚園において、子どもの教育に関する相談、
7 子育てサークルへの支援や子育て講座、子育て中の保護者と子育て経験のある
8 保護者の交流や親子教室を行うなど、親が子育ての知識、考え方や問題解
9 決能力を身につけ、安心して子育てに取り組める親と子の育ちの場づくりを
10 支援します。

11
12 ・ 多くの保護者が参加するPTAの学級懇談会等で、保護者同士が学習資料
13 を活用して子育ての経験や悩みを気軽に話し合う活動や、保護者や地域の人
14 同士が語り合える場づくりを支援します。

16 **○ 家庭教育協力企業協定の取組の推進**

17 ・ 家庭の教育力の向上に向けた職場づくりに経営者・従業員をあげて自主的
18 に取り組んでもらうため、企業と連携して、職場における各種の学習支援や
19 情報提供を行い、子育てや家庭教育への理解を深める取組を推進します。

21 **イ 子育て・子育てを支える地域の子育て支援の充実**

22 **○ 地域の子育て支援の計画的な推進**

23 ・ 市町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業
24 ⁷の必要量の見込みについて定め、計画的に取組を進めます。

26 **○ 利用に結びつく相談機能の充実**

27 ・ 認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の提供を希望する
28 利用者が、ニーズに応じた施設を利用できるよう、地域子育て支援拠点や身
29 近な場所での相談窓口や行政窓口での相談員による利用支援を推進し、利用
30 の促進を図ります。

7 【地域子ども・子育て支援事業】

①利用者支援事業、②延長保育事業、③実費徴収に係る補足給付を行う事業、④多様な事業者の参入促進・能力活用事業、⑤放課後児童健全育成事業、⑥子育て短期支援事業、⑦乳児家庭全戸訪問事業、⑧養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、⑨妊婦健康診査、⑩地域子育て支援拠点事業、⑪一時預かり事業、⑫病児保育事業、⑬ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

○ **子育てに関する情報提供**

- ・ 誰もが容易に県内の子育てに関する情報を着実に入手できるように、インターネットや様々な手段により積極的な情報提供を行うことで子育て家庭で感じる孤立感や子育てに係る負担感の軽減を図り、安心して子育てが出来る環境づくりをすすめます。

○ **地域子育て支援拠点の充実**

- ・ 子育ての不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援、子育て中の保護者同士の交流の場の提供やネットワークづくりなど、子育て家庭に対する支援を充実するため、地域子育て支援拠点の設置を支援します。

○ **世代間交流による支援体制の充実**

- ・ 高齢者と子どもの世代間交流が保育所等や児童館等で行われるよう市町と連携し、子育て支援を促進します。

○ **一時預かり、子育て短期支援の充実**

- ・ 保護者が育児疲れや急病の場合などに、保育所等において子どもを一時的に預かる一時預かり事業の実施を支援します。
- ・ 育児に過重な負担がかかる出産後間もない時期の家庭や複雑な問題を抱える家庭が、定期的または一時的に子どもを預けて支援を受けられる体制を整えるため、市町による一定期間子どもを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の実施を支援します。また、市町がショートステイ事業を実施するにあたって、児童養護施設等や里親などを活用できるよう支援します。

○ **養育訪問支援の取組の推進**

- ・ 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭における適切な養育の実施の確保を図ります。

○ **放課後児童クラブの設置促進と支援員等の資質向上**

- ・ 保護者の子育てと仕事の両立を支援し、子どもが保育所等から小学校に就学するにあたり適切な環境を整えるため、「新・放課後子ども総合プラン」も踏まえながら、保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生を対象とした放課後児童クラブの計画的な設置を支援します。

- 1
2 • 放課後児童クラブに従事する支援員に対する研修を実施し、その資質の向
3 上を図ります。

4
5 ○ **ファミリー・サポート・センターへの支援**

- 6 • 育児に対する援助を受けたい人と行いたい人とを会員として組織し、保育
7 所等までの送迎や保育所等閉所後の一時的な預かりなど、育児についての助
8 け合いを行うファミリー・サポート・センターへの支援に取り組みます。

9
10 ○ **子育て支援活動に携わる人材の育成**

- 11 • 地域の子育て支援活動に関わる人材の育成と資質を向上させるため、子育
12 てに関する専門的な知識や技術を修得できる機会を提供するとともに、地域
13 子ども・子育て支援事業に従事する人材の養成を図ります。

- 14
15 • 子育て支援に関わるすべての人が児童虐待防止の視点をもって活動する
16 ことが、未然防止や早期発見のために重要であることから、児童虐待防止に
17 関する研修への参加や関係機関・団体での学習を働きかけます。

- 18
19 • 多様な主体が取り組む子育て支援の地域ネットワークの構築を推進し、市
20 町において、子育て支援に関する情報共有や関係者の連携が進むよう支援し
21 ます。

22
23 ウ **障害のある子どもとその家族への支援**

24 ○ **障害の早期発見、早期治療の推進と障害のある子どもや長期療養をしてい
25 る子どもの成長・発達およびその家庭への支援**

- 26 • 身体に障害のある子どもや現存する疾患を放置すると将来において障害を
27 残すおそれのある子どもの手術などの医療費について、育成医療の給付を行
28 います。

- 29
30 • 慢性的な疾病により医療的ケアを必要とする子どもの在宅医療の実態を調
31 査し、子どもおよびその家族が在宅療養中においても適切なケアと生活支援
32 を受けることができるように保健、医療、福祉、教育が連携し、子どもと家
33 族に対する長期的な支援の充実を図ります。

- 34
35 • 障害のある子どもの発達支援や家族支援のほか、保育所等の地域関係機関
36 への支援を行うなど、切れ目のない継続的な療育の実施を推進します。

- 1
2 ・ 地域自立支援協議会等を活用し、乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目
3 のない継続した支援ができるよう、関係機関の情報共有や連携の強化を図り
4 ます。

5
6 ○ 放課後等デイサービス等の設置促進

- 7 ・ 障害のある子どもが学校と家庭以外で過ごせる第三の場において、仲間と
8 の関わりの中で社会的経験を積み、自立や発達を促すことができるよう、放
9 課後等デイサービスや放課後児童クラブ等における支援の充実を図ります。

- 10
11 ・ 放課後児童クラブでの障害のある子どもの受け入れを促進するため、市町
12 が実施する障害児受入推進事業等を支援し、障害のある子どもの放課後の生
13 活を充実します。

- 14
15 ・ 放課後等デイサービス事業者等の障害児通所支援事業者に対し、ガイドラ
16 インの遵守やサービス自己評価の情報公表の促進等により、支援の質の向上
17 を図ります。

18
19 ○ 発達障害のある子どもに対する支援

- 20 ・ 発達障害に関する身近な地域での専門的な相談支援や早期療育の充実、県
21 民理解の一層の促進を図ることなどにより、発達障害者支援施策を総合的に
22 推進します。

- 23
24 ・ 発達障害については、早期発見・早期支援、学齢後期から成人期における
25 支援、各ライフステージや移行期における切れ目のない支援、家族支援、発
26 達障害に関する県民の理解促進等に取り組み、県内における発達障害者支援
27 体制の充実を図ります。

28
29 (3) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実

30 **基本目標**

31 就学前の乳幼児期は、子どもの人格が形成される重要な時期であり、子どもの
32 健全な成長が促されるよう就学前教育・保育の充実を図り、適切な教育・保育を
33 提供します。

34
35 **施策の方向性**

36 潜在的ニーズも含め早期に待機児童の解消を図り、教育・保育を必要とする子

1 どもが確実にこれらのサービスの提供を受けられるよう、認定こども園、保育所
2 および幼稚園の計画的な整備や地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅
3 訪問型保育および事業所内保育）の設置を促進します。また、認定こども園、保
4 育所および幼稚園における教育・保育の充実を図るため、また、障害のある子ど
5 もへのきめ細かな保育の実施が図られるよう、それらを担う人材の確保や資質
6 の向上を図ります。

8 **具体的取組**

9 **ア 就学前の教育・保育の提供**

10 **○ 待機児童の早期解消**

- 11 ・ 市町とともに保育所等の整備による保育の受け皿の拡大や、それを支える
12 保育人材の確保対策を強化し、待機児童の早期解消を図ります。
- 13
- 14 ・ 全市町参加の下で設置している待機児童対策協議会において、市町の取組
15 に対する支援を実効的なものとするため、また、広域的な観点から特に専門
16 性の高い施策について協議・検討を行い、保育現場の意見を踏まえた効果的
17 な待機児童解消のための取組を進めます。

19 **○ 親と子の育ちの場の提供**

- 20 ・ 認定こども園、保育所および幼稚園において、子どもの教育に関する相談、
21 子育てサークルへの支援や子育て講座、子育て中の保護者と子育て経験のある
22 保護者の交流や親子教室を行うなど、親が子育ての知識、考え方や問題解
23 決能力を身につけ、安心して子育てに取り組めるよう、親と子の育ちの場づ
24 くりを支援します。

26 **○ 認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の充実**

- 27 ・ 子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、認定こども園、保育所
28 や幼稚園において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指
29 針、幼稚園教育要領および滋賀県幼児教育推進の指針に基づき、集団生活や
30 遊びをとおして子どもの基本的な生活習慣や社会性などが育まれるよう、就
31 学前教育を充実します。
- 32
- 33 ・ 教育・保育において育まれまた資質・能力を踏まえ、小学校における生活
34 や学習へ円滑に移行できるよう、小学校の教師との意見交換や合同研究の機
35 会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど、
36 認定こども園、保育所および幼稚園と小学校との連携を推進します。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

- ・ 教育・保育の充実および認定こども園、保育所および幼稚園の教育・保育と小学校教育の円滑な接続のための教育・保育課程等のあり方について実践的研究を支援します。
 - ・ 認定こども園、保育所および幼稚園において、人権を大切にする心を育てる教育・保育の実践を推進します。
 - ・ 認定こども園、保育所および幼稚園等において、子どもが危険な場所や遊び方を認識し、災害や犯罪等の危険を回避するための行動のしかたを身に付けるため、安全教育を推進します。
 - ・ 認定こども園、保育所および幼稚園において、自然体験活動を積極的に取り入れるなど滋賀の豊かな自然環境や地域資源を活用した取組を推進します。
 - ・ 滋賀県環境学習の推進に関する条例に基づく推進計画により、認定こども園、保育所、幼稚園をはじめ家庭や地域で環境学習を推進し、身近な自然や暮らしの中でのさまざまな体験活動をとおして、“いのち”の大切さ、自然の大切さに対する理解を促し、自分で考え行動する力を育成します。
- **子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保**
- ・ 市町による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有などについて、市町と連携して取り組みます。
- イ **認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の場の充実**
- **潜在的な教育・保育ニーズに対応するための計画的な認定こども園、保育所および幼稚園等の整備支援**
- ・ 各市町の子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、潜在的な教育・保育ニーズを含めた必要量を定め、各市町における教育・保育施設⁸、地域型保育事業の計画的な整備・設置を支援します。

⁸ 【教育・保育施設】
認定こども園、保育所、幼稚園

1
2 ○ **認定こども園等の広域利用調整および認可等の円滑な推進**

- 3 ・ 認定こども園、保育所および幼稚園の広域利用ニーズの実態や市町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、県設定区域を設定し、市町の区域を越えた広域的な施設利用の調整を行うとともに、幼保連携型認定こども園および保育所の認可、保育所型・幼稚園型認定こども園の認定にかかる需給調整を行い、計画的な取組を推進します。

8
9 ○ **小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等の実施支援**

- 10 ・ 待機児童の多い地域などにおける保育ニーズに柔軟に対応できるよう、20人未満の小規模保育事業や、自宅等で少人数の乳幼児を保育する家庭的保育事業、事業所内保育事業等による受入れを支援します。

- 13
14 ・ 小規模保育事業、家庭的保育事業および事業所内保育事業等を利用する子どもが、教育・保育を継続して受けられるよう、認定こども園、保育所等の連携施設の確保を支援します。

17
18 ○ **保育の必要性が高い家庭への配慮**

- 19 ・ 市町において、児童虐待防止の観点から、保育が必要な子どもの保護者に認定こども園および保育所の利用申し込みを勧めるとともに、利用調整にあたって配慮するよう働きかけます。

- 22
23 ・ 認定こども園、保育所へのひとり親家庭の子どもの優先利用が進むよう、市町と連携・協力して取り組みます。

25
26 ○ **多様な保育ニーズへの対応の促進**

- 27 ・ 就労形態の多様化等によるさまざまな保育ニーズに対応し、多様な保育を充実するため、認定こども園、保育所における延長保育や夜間保育、休日保育などを促進します。

- 30
31 ・ 幼稚園における通常の教育標準時間を超えた時間帯や長期休業期間中の保育ニーズに応じ、幼稚園における一時預かり等を促進します。

33
34 ○ **病児保育の実施の促進**

- 35 ・ 子どもが病期中、または病気回復期のため集団保育が困難になる間、保育所・医療機関等において一時的に保育を行う病児保育の実施を促進します。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

ウ 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保および資質の向上【重点】

○ 保育士等の人材確保

・ 保育士・保育所支援センターにおいて、保育士養成施設の学生等の県内保育所等への就職促進や、潜在保育士への保育人材バンクによる就職あっせんや再就職支援を行うとともに、現任保育士のための相談窓口を設け就労継続をサポートするなど、県内保育所等に就労する保育士等の安定的な確保を図ります。

・ 保育士養成施設に通う学生に対する修学資金の貸付により、保育士資格の新規取得者を確保するとともに、潜在保育士に対する就職準備金の貸付や未就学児をもつ保育士等の子どもの保育料の一部貸付により、保育現場への再就職を支援するなど保育人材確保のための各種貸付事業を実施します。

・ 保育士・保育所支援センターの体制強化を図るとともに、保育士有資格者バンク登録制度による潜在保育士への再就職支援や、保育の魅力や特色ある保育所等の取組を情報発信するなど、保育現場の意見を反映した保育人材確保対策の充実を図ります。

・ 小規模保育事業や家庭的保育事業等の保育従事者の確保を図るための研修を実施します。

・ 保育士等が笑顔で働き続けられるよう、処遇の改善や働きやすい職場環境づくりの取組を促進します。

○ 幼稚園教諭免許および保育士資格の併有促進

・ 幼保連携型認定こども園の保育教諭の確保等を図るため、幼稚園教諭免許もしくは保育士資格のいずれかを有する者に対する当該免許・資格取得のための特例制度の利用を促進します。

○ 研修機会の充実等による保育士等の資質の向上

・ より質の高い幼児教育・保育を提供するため、保育士等の研修機会の充実や教育・保育指導員による保育技術指導を実施し、保育士等の資質の向上を図ります。

- 1 ・ 保育現場におけるリーダー的職員等の資質、専門性の向上を図るため、必要
2 な知識および技術の習得等のためのキャリアアップ研修を実施します。
- 3
- 4 ・ 幼稚園の教育課程の編成をはじめとして、幼稚園教育に関する内容、幼稚園
5 の運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議等を行うこと
6 により、幼稚園教諭の資質の向上を図ります。
- 7
- 8 **エ 認定こども園、保育所および幼稚園等における教育・保育の質の向上**
- 9 **○ 教育・保育情報の公表**
- 10 ・ 施設や事業者の透明性を図り、教育・保育の質の向上を促すため、施設設
11 備や職員の状況、施設の運営方針や教育・保育の内容などを県のホームページ等
12 を通じて公表します。
- 13
- 14 **○ 認定こども園、保育所等における第三者評価等の実施促進**
- 15 ・ 認定こども園、保育所において、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客
16 観的な立場から評価する第三者評価の実施を促進します。また、教育・保育
17 の質の確保・向上のため、認定こども園、保育所および幼稚園における自己
18 評価およびその内容の積極的な公表を働きかけます。
- 19
- 20 **○ 認可外保育施設の認可施設への移行促進と質の向上**
- 21 ・ 保育の安定的な供給や質の確保の観点から、認可保育所等による必要な受
22 け入れ枠の確保を基本に、質の高い認可外保育施設の認可保育所等への移行
23 を促進します。
- 24
- 25 ・ 認可外保育施設に対する適切な指導監督の実施により保育の質の確保に
26 努め、ホームページに施設の状況を掲載するなど情報を提供します。
- 27
- 28 **○ 滋賀の豊かな自然環境等を活用した取組の推進**
- 29 ・ 自然保育を中心とした幼児教育・保育を実践している「森のようちえん」
30 など、いわゆる幼児教育類似施設や認可外保育施設における滋賀の豊かな自
31 然環境や地域資源を活用した取組を推進します。
- 32
- 33 **オ 障害のある乳幼児への支援**
- 34 **○ 障害のある子どもの保育の推進**
- 35 ・ 認定こども園、保育所において、障害児を担当する専任保育士の加配や看
36 護師等の配置をすすめ、障害のある子ども一人ひとりの発達過程や障害の状

1 態に応じたきめ細かな保育の実施を推進します。

2
3 ・ 保育所等を利用する障害のある子どもが保育所等における集団生活に適
4 応できるよう、訪問支援員が専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」の実
5 施を促進します。

6
7 ・ 障害のある幼児の就園を促進するため、各私立幼稚園が行う特別支援教育
8 事業に対して助成します。

9 10 11 (4) 子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり

12 **基本目標**

13 子どもが事件や事故の被害にあわないよう、安全確保に努めるとともに、子ど
14 もたちが自らの身を守る力を育てます。

15 また、子どもや子育て家庭が安心して暮らせる環境をつくります。

16 17 **施策の方向性**

18 子どもや子育て家庭がゆとりと安心感を持って毎日の生活が送れるよう、住
19 宅、道路、公共施設などの生活環境全般にわたって、子育てにやさしい環境を整
20 備するとともに、子どもを事故や災害から守るための取組を推進します。

21 22 **具体的取組**

23 **ア 地域における安全の確保**

24 **○ 学校、通学路、園外活動時および地域における安全の確保**

25 ・ 学校における危機管理マニュアルの点検見直しや学校安全計画の作成を
26 とおして、各学校における安全管理体制を強化するほか、教職員を対象とし
27 た研修会の開催などにより、危機管理意識を高めます。

28
29 ・ 生活安全、交通安全および災害安全の三つの領域の安全教育を充実し、子
30 どもたちが事故や災害から自らの身の安全を守る力を育成します。

31
32 ・ スクールガード（学校安全ボランティア）、子ども安全リーダーの養成や
33 活動支援を行うなど、学校、家庭、地域、企業等が連携して、地域ぐるみで
34 子どもの安全を見守る体制づくりを進めます。

1 ・ 未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等の安全を確保
2 するため、歩道設置等の道路交通安全環境の整備や、交通安全対策や自動車
3 の運転手等に対する注意喚起など、散歩等の園外活動等の安全を確保するた
4 めの区域（キッズ・ゾーン）の設定、保育支援者等（キッズ・ガード）によ
5 る園外活動時の見守りなどを推進し、通園路や学校外・園外活動中の幼児・
6 児童の一層の安全確保を図ります。

7
8 ・ 子どもを対象とした犯罪を未然に防止するため、通学路などにおいて、P
9 TA等の学校関係者や子ども安全リーダー、自主防犯活動団体等とが連携し
10 たパトロール活動や「子ども 110 番の家」を設置するとともに、子どもに危
11 険予測・回避能力を身に付けさせるための防犯教育を推進します。

12
13 ・ 通学路における通学児童の交通安全の向上を図るため、県内の小学校区ご
14 とに、おうみ通学路交通アドバイザーを委嘱し、通学路点検、通学児童の保
15 護誘導活動、通学路に関する要望の集約、交通安全教育活動を支援します。

17 ○ 子どもを交通事故、犯罪等から守るための活動の推進

18 ・ 子どもを交通事故から守るため、地域ぐるみで交通安全意識を高めるとと
19 もに、全席でのシートベルトとチャイルドシートの着用、自転車乗車時のヘル
20 ムレット着用の普及啓発に取り組みます。

21
22 ・ 子どもが犯罪等の被害に遭わないよう、「なくそう犯罪」滋賀安全なまち
23 づくり条例や同条例に基づく防犯上の指針に基づき、県、市町、県民、事業
24 者等が一体となって、子どもの特性を踏まえた防犯活動を展開し、犯罪のな
25 いまちづくりを推進します。

26
27 ・ 犯罪発生情報の速やかな提供、犯罪に直面した際の対応を網羅した犯罪対
28 応マニュアルの作成・配布、地域安全マップの作成や地域に根ざした自主防
29 犯活動への支援などをおして、県民の自主防犯意識を高めます。

31 ○ 良質な住宅および良好な居住環境の確保

32 ・ 県営住宅の入居にあたっては、子育て世帯に対して収入基準の緩和を行う
33 とともに、多子世帯に対して優先入居を行うことにより、子育て期における
34 住宅確保を支援します。

- 1 • 住宅室内で建材や家具等から放散する化学物質が健康に悪影響を与える
2 シックハウス対策について、ホームページなどをおして情報提供します。
3 また、シックハウスに配慮した住宅の建て方、購入の仕方、建材・施工材の
4 選び方などについて相談を行います。

6 ○ 安心して外出できる環境の整備

- 7 • だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づき、子どもや妊産
8 婦、子ども連れにやさしいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進し
9 ます。
- 10
- 11 • 児童等に対する声かけやつきまとい等の前兆事案に対する先制的な指導
12 警告等の推進と、児童等が被害に遭わないための防犯環境の整備を継続して
13 推進します。
- 14
- 15 • 安心して安全な活動拠点(居場所)を確保し、地域全体で子どもを育てる環境
16 づくりを推進するため、放課後等の学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地
17 域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室や、児童館などの遊び場を充
18 実します。
- 19
- 20 • 子どもや親子が自然とふれあい、運動やレクリエーション活動を行うなど、
21 多様な活動の拠点として都市公園の整備を推進します。

23 ○ 子どもを災害から守る取組の推進

- 24 • 子どもを災害から守るため、地震が起きたときや大雨が降ったときに注
25 意することなどについて、わかりやすく広報します。
- 26
- 27 • 地先における河川などのはん濫や浸水の可能性を示す「地先の安全度マ
28 ップ」を作成・公表しており、認定こども園、保育所、幼稚園、学校、そ
29 の他子どもが利用する施設等における、命を守るための避難行動や備えに
30 ついて注意喚起を行います。
- 31
- 32 • 小学校教員向けに作成した「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」の
33 活用による学習を働きかけ、子どもの頃から「自らの身は自らで守る」と
34 いう意識を持ち、防災と防犯に関する理念を養う取組を推進します。

35

1 ・ 災害時において関係者が連携して、迅速、的確に対応できる体制の確立
2 と県民の防災意識の高揚を図るため、各防災機関、関係団体、企業、地域
3 住民および児童生徒等の参加のもと、総合防災訓練を実施します。

4
5 ・ 認定こども園、保育所および幼稚園の耐震化を促進します。
6

7 (5) 仕事と家庭の両立支援

8 **基本目標**

9 男女がともに子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合っていけ
10 るよう、仕事と家庭の両立ができる社会環境をつくります。
11

12 **施策の方向性**

13 長時間労働の抑制や育児休業の取得など個人の状況に応じて多様で柔軟な働
14 き方が選択できる社会環境づくりを進めるため、仕事と生活の調和（ワーク・ラ
15 イフ・バランス）の取組を促進します。

16 また、仕事と家庭の両立を支援する環境づくりを進めるとともに男性が積極
17 的に子育てに関わる機運を醸成し、子育て期の女性の就労継続や再就職を支援
18 します。
19

20 **具体的取組**

21 **ア ワーク・ライフ・バランスの実現のための取組**

22 **○ 仕事と生活の調和を推進するための意識づくり**

23 ・ 家庭、地域、職場などあらゆる場において、男女がともに子育てに関わり、
24 子育ての喜びや悩み、責任を分かち合う意識を育みます。

25
26 ・ 企業、労働者、地域、行政などの関係者が連携・協力して、働き方の見直
27 しなどワーク・ライフ・バランス推進に取り組みます。
28

29 ・ 次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した企業をワ
30 ーク・ライフ・バランス推進企業として登録し、県のホームページで取組を
31 紹介することにより、企業におけるワーク・ライフ・バランスを促進します。
32

33 **○ 女性の再就職支援**

34 ・ 出産や子育て等により離職後、再就職を希望する女性や仕事と子育ての両
35 立に悩む女性等を支援するため、滋賀マザーズジョブステーションにおいて、
36 仕事と子育ての両立に向けたアドバイスや保育情報の提供、託児の実施、就

1 労相談、求人情報の提供など一貫した就労支援をワンストップで行います。

2

3 イ 企業における子育て支援の取組の推進

4 ○ 男女がともに子育てに関わるための職場環境づくり

5 ・ 仕事と子育ての両立を支援するため、事業主や労働者に対し、関連法制度
6 や各種助成金制度等について周知するとともに、企業において育児休業や子
7 どもの看護休暇の取得促進、子育て期間中の勤務時間の短縮等の措置（短時
8 間勤務制度、所定外労働の免除、フレックスタイム制など）の導入が進むよ
9 う啓発を行います。

10

11 ・ 妻が専業主婦である男性労働者も育児休業の取得が可能であることを広
12 く普及するなど、男性の育児休業の積極的な取得についての啓発を行います。

13

14 ○ 多様で柔軟な働き方が可能な職場づくり

15 ・ 年次有給休暇の取得促進や所定外労働の削減を進めることにより、仕事と
16 生活のバランスが取れた働き方を実現し、男女がともに子育てに積極的に関
17 わることができる職場環境づくりを推進します。

18

19 ・ 企業における仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを推進するため、
20 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施が促進
21 されるよう働きかけます。

22

23 ・ 労働基準法に基づく産前産後休業等の母性保護規定や男女雇用機会均等
24 法に基づく母性健康管理に関する措置を周知します。

25

26 ・ 育児休業を取得予定または取得中の労働者を対象に休業期間中に必要な
27 生活資金の融資を行います。

28

29 ・ 事業所内保育施設について、複数の企業等が共同で設置することも含め、
30 理解が深まり、設置が促進されるよう働きかけるとともに、地域にも開かれ
31 た施設となるよう促します。

32

33 ○ 県の職場における職場環境づくりの推進

34 ・ 県の職場において、「次世代育成支援対策推進法」および「女性の職業生
35 活における活躍の推進に関する法律」に基づく特定事業主行動計画により、
36 率先して仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりに取り組みます。

3 子ども・若者の健やかな育ち

重点的取組 子ども食堂等の居場所づくりの推進

(1) 様々な主体の参画による子どもを地域で支え育む取組の推進

基本目標

社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深める取組を進めるとともに、安全で安心な子どもの居場所や活動拠点を確保し、地域全体で子どもを育てる環境をつくります。

施策の方向性

子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子どもの育成にもに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育むとともに、地域のかでの子どもたちの居場所や遊ぶ場の確保に取り組めます。

具体的取組

ア 子ども食堂等の居場所づくりの推進【重点】

- 子どもを真ん中に置いた地域づくり活動に対する立ち上げ支援、運営サポート、物資提供、事業への人的協力（ボランティア）などの様々な支援を公私協働で展開します。
- 遊べる・学べる淡海子ども食堂の展開にあたり、農業者との連携や地域の防災、歴史、文化を学ぶなど、地域の特性を生かし多世代が集える居場所となるよう進めます。
- 様々な事情から学校に行きづらくなっていたり、家庭の中で安らぎを感じられない状況にある子どもたちが安心してすごせる居場所づくりを公私協働で進めます。

イ 地域・企業がともに関わり支える地域づくり

- 子育てを応援するサービスの実施や、子育て中の親子が気軽に外出できる環境づくりなどの取組を広く企業や店舗に働きかけるとともに、その趣旨に賛同した企業等を応援団として登録し、その取組内容を紹介する淡海子育て応援団事業を推進します。

- 1
2 ・ 就学前における子育て支援の取組とも連携した保護者への読書啓発の働
3 きかけや、学校・図書館等の関係機関、ボランティア等と協力した取組を通
4 して、全ての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくりを進
5 めます。
- 6
- 7 ・ 子ども・若者の健全な育成や自立のための地域社会づくりに向け、家庭、
8 学校、地域等の連携・協力のもとに、青少年育成県民運動を推進します。
- 9
10

11 (2) 「生きる力」を育む学校教育等の充実

12 **基本目標**

13 基本的な生活習慣の定着など子どもの「学ぶ力」の向上を基盤に、子どもが確
14 かな学力、豊かな人間性や社会性を備え、個性的で創造性に富み、互いの人権を
15 尊重し、公の心を持って社会に貢献し、自ら未来を切り拓いていくことのできる
16 たくましさを身に付けます。

17

18 **施策の方向性**

19 子どもが社会の一員として個性を伸ばしながら成長し、自立していくための
20 基礎を身につけられるよう「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「滋賀の自
21 然や地域と共生する力」を育むため、学びや体験の機会を確保します。

22

23 **具体的取組**

24 ア 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む

25 ○ 「確かな学力」を育む

- 26 ・ 子どもの「確かな学力」を育むため、個に応じたきめ細かな学習指導を進
27 め、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、これらを活用して
28 課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成します。
- 29
- 30 ・ 子どもが社会の変化等に対応し、新しい時代を切り拓いていけるよう、英
31 語等の外国語能力を育成する教育や国際理解教育をはじめ、コミュニケーション能力、
32 情報活用能力、職業教育、理数教育、プログラミング教育、子ども読書活動の推進等、
33 必要となる知識・能力の育成を図ります。
- 34
35
36

1 ○ 「豊かな心」を育む

2 ・ 全ての子どもにとって居場所のある学級・学校づくり等を進める中で、先
3 人から受け継いだ「近江の心」に学びながら豊かな道徳性や社会性・創造性
4 を培い、互いの人権を尊重し、多様な人と共に生きていこうとする心と態度
5 を育みます。

6

7 ・ 子どもの豊かな情操や規範意識、自尊感情、社会性、人を思いやる心など
8 を育むため、道徳教育や体験活動等の推進を図ります。

9

10 ・ 子どもが社会性や思いやりの心を育み、人と人との絆を深め、豊かな人間
11 関係をつくることができるよう、子ども一人ひとりに、あらゆる教育活動を
12 通じて自己肯定感を感じさせるとともに、相手の気持ちを理解できる心の育
13 成を図ります。

14

15 ・ 児童生徒の自発的、自治的な活動を進めるとともに、全ての子どもにとっ
16 て居心地のよい学級・学校づくりを推進します。

17

18 ・ 子どもが人権の意義や人権問題について正しく理解するとともに、自分と
19 他者の人権をともに大切にし、実践的な行動を身に付けられるよう人権教育
20 を推進します。

21

22 ○ 「健やかな体」を育む

23 ・ 心身の健全な発達を促すため、学校体育の充実を図り、生涯にわたって運
24 動やスポーツに親しむ資質や能力を育てるとともに、体力の向上と健康の保
25 持増進の基礎となる力を培います。

26

27 ・ 食育や、生活習慣の改善について、学校、家庭、地域が連携協力しながら
28 各課題の解決ができるよう、支援体制の充実を図ります。

29

30 イ 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む

31 ○ 滋賀ならではの本物体験・感動体験の推進

32 ・ 滋賀ならではの本物体験や感動体験を通して、仲間とのつながりを実感で
33 きる活動を計画的に推進し、実践的な環境教育を充実させることで、主体的
34 に行動できる力の育成を目指します。

35

36

1 ○ 体験活動や環境教育等の推進

2 ・ 琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や身近な社会環境をフィールドと
3 して、「地域が学校、住民が先生」という考え方のもと、「しがこども体験学
4 校」の体験プログラムを充実し、さまざまな実体験をとおして子どもの豊か
5 な人間性や社会性を育みます。

6
7 ・ 子どもの体験活動の推進に寄与する県内の青少年団体等の活動を支援す
8 るとともに、青少年団体等のネットワーク化を図り、子どもの多様な活動の
9 場づくりを促進します。

10
11 ○ 情報活用能力の育成

12 ・ コンピュータ等を適切に用いて情報を得たり、問題を発見・解決したり、
13 自分の考えを形成し、発信・伝達する能力を高め、将来の予測が難しい社会
14 において、主体的に新たな価値を創造する能力の育成を目指します。

15
16 ○ 消費者教育の推進

17 ・ 成年年齢の引き下げやキャッシュレス化等、社会の変化に対応して消費者
18 教育を推進します。

19
20 (3) 若者の社会的自立・職業的自立の促進

21 **基本目標**

22 子ども・若者が、次代の社会の担い手として、他者や地域社会との関わりを自
23 覚しつつ、自立した個人として自信と誇りを持ち、社会の中で自らの持つ力を発
24 揮できることを目指します。

25
26 **施策の方向性**

27 社会の一員としての意識を育み、社会の中で自らの持つ力を発揮していける
28 よう、地域活動や社会貢献活動などへの主体的な社会参画を促すとともに、若者
29 が能力と適性に合った職業を選択し、職業人として自立していけるよう支援し
30 ます。

31
32 **具体的取組**

33 ア キャリア教育の推進

34 ○ 体系的・系統的なキャリア教育の充実

35 ・ キャリア・パスポートや「夢の手帖」（小学生版・中学生版・高校生版）
36 の活用、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等キャリア教育・進路指

1 導連絡協議会の開催により、各学校段階における系統的なキャリア教育を実
2 施します。

3
4 ・ 子どもが、社会人・職業人として自立していくことができるよう、中学生
5 の職場体験や高校生のインターンシップなど、子どもの発達段階に応じた系
6 統的なキャリア教育を展開します。

7
8 ・ コミュニケーション能力をはじめとする社会人・職業人に必要とされる基
9 礎的な能力の向上を図るなど、キャリア形成を支援します。

10
11 ・ 専門的な知識、技能、能力や態度を育成し、職業生活へ円滑に移行する準
12 備および自己の将来の可能性を広げていくことができるよう、地域の企業等
13 と連携しながら、取組の充実を図ります。

14 15 ○ 勤労観・職業観の養成

16 ・ 子どもの頃から「仕事」に興味を持ち、自分の将来に夢や希望、憧れなど
17 が持てるよう、「仕事体験」や「働く大人との出会い」などの体験活動を推
18 進します。

19 20 イ 若者の就職支援の充実

21 ○ 就職支援

22 ・ 若者の就労を支援するため、しがジョブパークにおいて、就職に関する相
23 談・職業紹介、求人情報の提供、就職に関するセミナーや就職説明会の開催
24 などをワンストップで行います。

25
26 ・ 就労が困難な若者の就職を促進するため、地域若者サポートステーション
27 において、カウンセリング、就労体験、交流サロン等を実施します。

28
29 ・ 実社会の基本的なルールや仕事のルール、基礎知識について記載したハン
30 ドブックを配布し、事前の理解不足による就職後の早期の離職防止を図りま
31 す。

32 33 ○ 職業に関する知識、技能の育成

34 ・ 県立高等技術専門校による若者の職業能力の開発や民間教育訓練機関を
35 活用した離職者委託訓練の実施や就職支援アドバイザーのキャリア・コンサル
36 ルティング等により、若者の就職活動の支援を行います。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

○ 若者の就業機会の拡大

- ・ 農林水産業や地域の地場産業等につく意欲を持つ若者や起業を目指す若者に対して、情報提供・相談、職業紹介、その他就業や事業実施に必要な支援を行います。

4 青少年の健全な成長

重点的取組 青少年活動の活性化による自立性や社会性を獲得する機会の充実

(1) 青少年の健全育成の推進

基本目標

青少年を取り巻く環境の整備や青少年の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から青少年を保護するとともに、青少年が自らのもつ力を発揮しながら、たくましく生きることができ環境整備をします。

施策の方向性

青少年が犯罪や事故などに巻き込まれないよう安全を確保するとともに、健やかに成長するための環境を整備します。

具体的取組

ア 青少年活動の活性化による自立性や社会性を獲得する機会の充実【重点】

○ 社会参画に向けての機会づくり

- ・ 子どもの権利条約の趣旨をふまえ、子どもの頃から、自らの考えを持って意見表明でき、社会の一員として積極的に社会参画する力を育むことができるよう支援します。
- ・ 学校や関係機関、NPO等と連携を図り、青少年が安心して自らの思いを伝えることができる環境づくりの一層の推進を図ります。
- ・ 青少年が国際的な視野で自らの役割を考え、行動する契機となるよう、国際理解や多文化共生について学ぶ機会を提供します。
- ・ 地域の青少年が地域の活性化に取り組んだり、地域のもつ課題の解決への主体的な取組や様々な地域の青少年が協働する活動にスポットをあて、県内の資源も活用しながら、青少年の地域活動や社会貢献活動の普及促進を図ります。

○ 主体的な社会参画の促進

- ・ 青少年が自主的に社会とつながりをもって生活し、活動できるようにするため、企業やNPOなどの参画も得ながら、自立性や社会性を獲得する機会を提供します。また、こうした取組をとおして、青少年の自立を支援する団体のネットワークづくりを推進します。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

- ・ 青少年の主体的な地域活動や社会貢献活動等を促進するため、県内の青少年団体等との連携を図り、地域・青少年団体のリーダーや青少年活動指導者の育成を推進します。

イ 青少年を健全に育成するための環境整備

○ 思春期保健対策の充実

- ・ 医療、教育、母子保健の関係機関によるネットワークづくりを推進し、関係機関の連携のもとに性に関する健全な意識の育成、性や性感染症予防に関する相談や正しい知識の普及を図ります。

○ 健全な育成環境の整備

- ・ 危険ドラッグなどの薬物乱用防止を図るため、教育および保健、医療機関、関係団体が連携し広報啓発を行うほか、中学校、高等学校での薬物乱用防止教室など継続的な啓発活動を推進します。

- ・ 地域を中心として、行政、警察、学校、民間企業等と緊密に連携・協力を図り、青少年の健全育成に関する条例に基づき、健全な育成を阻害するおそれのある性、暴力、犯罪助長などに関する過激な情報の発信元となる有害図書等の規制、排除に努めます。

- ・ 健全な育成を図るうえで有益であると認められる図書、興業などを積極的に推奨することにより、青少年の健全な育成に優良な社会環境づくりを推進します。

○ 安心・安全なインターネット利用

- ・ 学校において、発達段階に応じて、インターネット上のトラブル等に関して被害者にも加害者にもならないよう情報活用能力や情報モラル等の育成を図ります。

- ・ 青少年をインターネット上のトラブルから守るために、「フィルタリングの利用」、「家庭における利用のルールづくり」、「保護者のインターネット・リテラシー向上および確実な管理・監督」を3本柱とし、官民連携して広報啓発などに取り組みます。

- 1 ・ 青少年の性に関する問題に対応するため、インターネットに係る児童買
2 春や「自撮り被害」を含む児童ポルノ事犯などの取り締まりのほか、S
3 NSなどの適切な利用方法や有害サイト利用に伴う危険性に関する広報啓
4 発、情報発信、被害者相談などの取組を強化します。

6 (2) いじめの加害者や非行少年等への対応

7 基本目標

8 いじめの加害や非行を行った子どもを、福祉的な支援が必要な要保護児童と
9 捉えて、関係機関が連携して適切に対応します。また、非行などの課題がある青
10 少年への立ち直り支援や社会生活上の困難を有する子ども・若者への切れ目な
11 い支援を行います。

13 施策の方向性

14 いじめの加害者や非行少年に対して、その背景にある、子どもや家族の抱える
15 問題を把握するために関係機関が情報共有したうえで、適切な役割分担を行い、
16 必要な支援に取り組みます。

17 また、非行などの課題がある青少年が、命の大切さを学び、自分自身を見つめ
18 直し、自立に向け健やかに成長していけるよう、関係機関との連携のもと、生活
19 習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりなど、青少年の立ち直りを支援しま
20 す。

21 さらに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して、多
22 様な機関が連携して、切れ目ない支援を行います。

24 具体的取組

25 ア 学校等との連携

- 26 ・ いじめや非行問題への対応にあたって、学校や教育委員会と適切な連携を
27 図るために、普段から情報を共有する体制を構築します。
- 29 ・ いじめの背景には児童の非行や家庭の抱える困難等様々な要因が考えら
30 れ、要保護児童として対応することも想定されることから、相談等があった
31 場合は要保護児童対策地域協議会において情報を共有するよう努めます。
- 33 ・ 学校等との連携の一つとして、必要に応じて子ども家庭相談センターが研
34 修の講師を派遣します。

1 イ 家庭裁判所との連携

- 2 ・ いじめの加害者について、市町、学校等の関係者から相談があった場合や、
3 触法少年として警察から子ども家庭相談センターに通告があった場合等に
4 相談等の内容を検討し、必要に応じて家庭裁判所へ送致します。

6 ウ 非行少年等の立ち直り支援の充実

7 ○ 青少年の犯罪や非行を防止する活動の推進

- 8 ・ 青少年の非行防止と健全育成を推進するため、少年センターや少年補導
9 員による街頭補導活動、相談活動を展開します。また、警察署・少年サポ
10 ートセンターによる不良行為少年等やその保護者への継続指導、被害少年
11 の保護の充実を図ります。

- 12
13 ・ 学校における生徒指導体制を強化するため、生徒指導緊急特別指導員を学
14 校に適時派遣し、問題行動を起こす子どもへの指導や支援のあり方を助言す
15 るなど、警察、少年センターなどの関係機関と連携して支援を行います。

17 ○ 非行少年等の立ち直り支援

- 18 ・ 県内9か所に設置している青少年立ち直り支援センター（あすくる）にお
19 いて実施している支援プログラム（自分探し支援、生活改善支援、就労支援、
20 就学支援、家庭支援）を充実させ、非行少年等の立ち直り支援を、より効果
21 的に推進できるよう努めます。

- 22
23 ・ 行政、警察、学校、地域等の関係機関・団体等との連携協力を強化するこ
24 とにより、情報の共有化を図るとともに、青少年立ち直り支援センター（あ
25 すくる）職員を対象とした研修会を実施し、技能の向上を図り、円滑な立ち
26 直り支援活動の取組を推進します。

- 27
28 ・ 青少年立ち直り支援センター（あすくる）において、非行少年等の立ち直
29 り支援活動をより充実させるため、活動をサポートする県民や企業による
30 ボランティア（青少年支援サポーター、支援協力企業）の拡大、協力を促進
31 します。

- 32
33 ・ 子ども・若者の多様なニーズに応えられるよう、青少年の立ち直りを支援
34 するNPO等の活動を広く県民に紹介し、青少年の立ち直り支援の輪を広げ
35 ます。

1
2 **エ 社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援**

3 **○ 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援体制**

4 ・ ニート、ひきこもり、不登校、発達障害などにより、悩みを抱え、生きに
5 くさを感じるなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を
6 支援するため、多様な機関・団体の連携強化、ネットワークづくりを進めま
7 す。

8
9 ・ 不登校や様々な課題を抱える児童・生徒等の情報を関係機関で共有し、必
10 要な支援に繋げることは、ひきこもりの未然防止だけでなく、様々な生きづ
11 らさを抱えた子ども達一人ひとりに寄り添うために必要な取組であり、対
12 象の児童・生徒等の範囲や情報共有のあり方、その後の対応等について、効
13 果的な支援の仕組みができるよう検討を進めます。

14
15
16 **○ 心の問題を抱える青少年に対する支援**

17 ・ 子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）において、虐待、いじ
18 め、不登校、非行、進路など、子どもに関わるあらゆる問題について相談に
19 応じ支援します。

20
21 ・ 思春期における心身症、不登校、ひきこもりなどの心の問題に対応するた
22 め、県立精神保健福祉センターや保健所における思春期相談など、地域にお
23 ける専門相談体制の充実を図ります。

24
25 ・ 心に悩みを抱える子ども・若者の自殺予防を図るため、こころのほっと相
26 談(対面型相談)や自殺対策推進センターによる自殺予防電話相談、SNSの
27 活用による相談窓口の周知など若年層への対策を強化します。

28
29 ・ 県立精神保健福祉センター内のひきこもり支援センターにおいて、本人や
30 家族からの相談を受け、必要に応じてアウトリーチ(訪問活動)を行うとと
31 もに、当事者の会や家族交流会など、同じ思いを抱えた人々と出会える場、
32 悩みなどを相談し合える場を提供したり、市町等が支援する困難事例への
33 技術的助言を行います。

34
35 ・ ひきこもり支援センターに設置している「滋賀県子ども・若者総合相談窓
36 口」において、小学生まで対象を広げ、教育や福祉、医療、保健、雇用など

1 の関係機関によるネットワークを構築し、ワンストップでの相談対応により、
2 本人だけでなく家族も含めた総合的な支援を早期に行います。
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

5 社会的養護の推進

重点的取組 未然防止に有効な子育て支援の充実

保健・医療・福祉・教育等の連携による早期発見と支援

(1) 児童虐待の未然防止

基本目標

児童虐待によって子どもが傷つくことがないように、子どもや保護者が必要な支援につながる取組により、児童虐待を起こさない地域づくりを進めます。

施策の方向性

児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもを見守り、育てていくことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成を進めます。

児童虐待は、①保護者の養育能力や社会的未熟、②経済的困窮や育児の過重負担、③親族、地域との関係の希薄化に伴う社会的な孤立、④保護者から見た子どもの育てにくさなど、これらが複雑に絡み合っ生じることが多いことから、児童虐待を起こさない社会の実現に向けて、子育ての負担感、不安感を少なくするため、多様なニーズに応え、きめ細かな子育て支援の推進を図り、子育てを地域の様々な関わりの中で支えていきます。

具体的取組

ア 児童虐待防止に向けた県民意識の醸成

○ 県民へのオレンジリボンを活用した啓発活動

- ・ 社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を育むため、市町、関係機関、団体および企業などと協働し、オレンジリボンを活用した啓発活動を実施します。

- ・ 児童虐待防止へ理解を深め、県民の主体的な行動につなげることを目的として学校、企業、および地域への出前講座を実施します。

○ 要保護児童対策連絡協議会による総合的な対策の推進

- ・ 福祉、保健、医療、教育、警察、司法などの関係機関で構成する滋賀県要保護児童対策連絡協議会において、関係機関における児童虐待防止のための取組の充実と連携の強化を図ります。

- 1 イ 子ども自らの人権意識の向上
- 2 ○ 児童虐待防止に関する学習・啓発
- 3 ・ 子どもが権利擁護に関する意識を高め、子ども自らが暴力から身を守る力
- 4 をつけるプログラム（CAP等）の普及を促進します。
- 5
- 6 ○ 権利擁護の取組
- 7 ・ 滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子ども権利擁護部会による実
- 8 地調査を行い、子どもが施設等で安心して生活できるよう支援します。
- 9
- 10 ・ 児童養護施設等に措置等となった子どもに対し、「子どもの権利ノート」
- 11 を活用し、子どもが守られる権利を学べるよう支援します。
- 12
- 13 ・ 児童養護施設、里親等の代替養育を受けている子どもを対象に、施設や里
- 14 親等のもとでの暮らしに関するアンケートを実施します。
- 15
- 16 ・ 子ども家庭相談センターは、代替養育に関する措置や施策の利用の決定に
- 17 あたっては、子どもに丁寧に説明をし、意見を聴取するとともに方針決定に
- 18 できるだけ反映させるよう努めます。
- 19
- 20 ・ 当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌みとる方策、子どもの権利
- 21 を代弁する方策については、国の調査研究の結果を踏まえながら検討してい
- 22 きます。
- 23
- 24 ○ 子どものための相談窓口による支援
- 25 ・ 子どもの「助けてサイン」を受け止めるため、子ども・子育て応援センタ
- 26 ー（こころんだいやる）において、子どもの悩み相談に応じるとともに、必
- 27 要に応じて、適切な支援を受けることができるよう関係機関につなぎます。
- 28
- 29 ウ 未然防止に有効な子育て支援等の充実【重点】
- 30 ○ 思春期からの健康教育の実施
- 31 ・ 望まない妊娠や性感染症等思春期の子どもたちを取り巻く様々な健康問
- 32 題、少子化、核家族化等による育児不安の増加などから、生命の尊厳の理念
- 33 に基づいた健康教育の実施や、思春期からの健康の保持増進および妊娠や子
- 34 育てに関する正しい知識について普及啓発を行います。
- 35
- 36

- 1 ・ 予期せぬ妊娠をして1人で抱え込むことがないように、妊娠期からの相談
2 窓口について、周知を図ります。

3
4 ○ 母子健康施策を通じた虐待予防等の推進

- 5 ・ 母子健康手帳交付、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、予防接種、新生児
6 訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの機会をとおして、地域とつながり、地
7 域の支えの中で保護者が育児をできるように相談指導の充実を図ります。
8
9 ・ 産後うつの予防や乳児への虐待予防を図るため、産婦健康診査事業や産
10 後ケア事業を実施する市町の増加に向けた支援を行います。
11
12 ・ 妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見・早期
13 対応を図るため、医療機関と市町の連絡体制の再構築を行い、市町の取組
14 を強化します。

15
16 ○ 地域における子育て支援の推進

- 17 ・ 子育ての不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援、子育て中の
18 保護者同士の交流の場の提供やネットワークづくりなどにより、子育ての不
19 安感、負担感、孤立感を軽減するための支援を充実します。
20

21 ○ ショートステイ・トワイライトステイの充実

- 22 ・ 育児に過重な負担がかかる時期の家庭や複雑な事情を抱える家庭等が、定
23 期的または一時的に子どもを預けて子育ての負担の軽減につながる支援を
24 受けられる体制を整えるため、市町に対しショートステイ・トワイライトス
25 テイの実施を促進します。
26

27 ○ 子育てのための相談窓口による支援

- 28 ・ 子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）において、電話相談や
29 面談により子育てに関する悩み相談等に応じるとともに、必要に応じて、適
30 切な支援を受けることができるよう、関係機関につながります。
31
32 ・ 若年層をはじめとした多様な方が、気軽に相談できて、適切な支援につな
33 がるようSNSの活用を検討します。
34
35
36

1
2 (2) 児童虐待の早期発見・早期対応

3 **基本目標**

4 保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、早期発見と早期対応に取り組
5 み、児童虐待の重篤化を防ぎます。

6
7 **施策の方向性**

8 保健・医療・福祉・教育等の子どもに関わる機関は、養育環境に何らかの問題
9 を抱え、養育が困難な状況に陥る家庭を早期に把握していく必要があります。

10 このため、市町とも情報を共有しながら、このような状況にある家庭の養育に
11 関し、助言・指導等を行うことにより適切な養育の確保を図ります。

12
13 **具体的取組**

14 **ア 保健・医療・福祉・教育等の連携による早期発見と支援【重点】**

15 ○ 妊娠期からの切れ目のない支援

16 ・ 母子健康手帳交付、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪
17 問、乳児家庭全戸訪問事業などの機会をとおして、地域とつながり、地域の
18 支えの中で保護者が育児をできるよう相談指導の充実を図ります。(再掲)

19
20 ・ 産後うつの予防や乳児への虐待予防を図るため、産婦健康診査事業や産
21 後ケア事業を実施する市町の増加に向けた支援を行います。(再掲)

22
23 ・ 妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見・早期対
24 応を図るため、医療機関と市町の連絡体制の再構築を行い、市町の取組を強
25 化します。(再掲)

26
27 ○ 要支援児童・特定妊婦に関する医療機関から市町への情報提供

28 ・ 医療機関に対し、出産前も含め早期に養育支援を行うことが必要であると
29 判断した家庭について、市町へ情報提供し、情報を共有していくよう働きか
30 けます。

31
32 ○ 産後の母子等を支援する仕組み

33 ・ 妊娠・出産・産褥期は母子の愛着形成やその後の子どもの健全な発達に重
34 要な時期であることから、市町や関係機関と連携し、産後の母子やその家族
35 への支援を推進します。

- 1 イ 配偶者等からの暴力（DV）による子どもへの心理的虐待の予防
- 2 ○ 広報啓発・再発防止
- 3 ・ 子どものいる家庭におけるDVは、直接子どもに向けられた行為ではなく
- 4 ても、子どもに深刻な影響を与える児童虐待となることについて広く啓発す
- 5 るとともに、通告があった際には、個別に指導を行い、再発防止に取り組み
- 6 ます。
- 7
- 8 ○ 市町への周知
- 9 ・ 児童虐待相談を担当する部署と、DV相談を担当する部署が連携し、情報
- 10 交換を行い、早期に相談対応するよう徹底していきます。
- 11
- 12 ○ 配偶者暴力相談支援センターとの連携
- 13 ・ 子ども家庭相談センターにおいて、配偶者暴力相談支援センターと連携
- 14 し、必要に応じて、子どもに対する心理的なケアを行います。
- 15
- 16 ウ 特に養育の支援が必要な家庭に対する支援
- 17 ○ 市町要保護児童対策地域協議会における情報共有、支援連携
- 18 ・ 保護者や子どもの状況を把握し、要保護児童対策地域協議会において情報
- 19 を共有し、構成機関の役割分担のもと、要支援児童・特定妊婦がいる家庭へ
- 20 の訪問や家事援助などの支援を促進します。
- 21
- 22 ○ 乳幼児健康診査未受診者、未就園児、不就学児等の把握
- 23 ・ 要保護児童対策地域協議会において関係機関が情報を共有し、連携して
- 24 対応します。また、子ども家庭相談センターは市町と連携し、虐待発生とそ
- 25 の深刻化を予防するため、常に状況把握に努めます。
- 26
- 27 ○ 認定こども園・保育所の利用申込みの勧奨および保育所等入所選考での考慮
- 28 ・ 児童虐待防止の観点から、市町に対して、認定こども園・保育所等での保
- 29 育が必要な子どもの保護者に利用申込みを勧め、入所選考にあたって配慮さ
- 30 れるよう働きかけます。
- 31
- 32 ○ ショートステイ・トワイライトステイの充実（再掲）
- 33 ・ 育児に過重な負担がかかる時期の家庭や複雑な事情を抱える家庭等が、定
- 34 期的または一時的に子どもを預けて子育ての負担の軽減につながる支援を
- 35 受けられる体制を整えるため、市町に対しショートステイ・トワイライトス
- 36 テイの実施を促進します。

1
2 (3) 子どもの保護・ケア

3 **基本目標**

4 社会的養護を必要とする子どもに、安全・安心で人権の尊重された生活の場を
5 提供します。

6
7 **施策の方向性**

8 家庭養育優先原則に基づき、家庭における養育が困難な場合は、特別養子縁組
9 または「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホー
10 ムへの委託を進めます。

11 また、子どものニーズに応じてできる限り良好で家庭的な環境で生活できる
12 よう、児童養護施設の小規模かつ地域分散化を進めます。

13 なお、児童養護施設は、日常的に専門的なケアを必要とする子どもへの支援や、
14 子どもの情緒や行動上の問題の解消・軽減を図りながら、早期の家庭復帰、ある
15 いは養子縁組、里親委託へとつなげていく役割も担っていることから、本県では
16 里親および児童養護施設の双方による社会的養護を推進します。

17
18 **具体的取組**

19 **ア 虐待事案への迅速かつ適切な対応**

20 **○ 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護の実施、解除**

21 ・ 一時保護やその解除を行う際には、子どもに丁寧に説明をするとともに、
22 子どもの意見を聴取するよう配慮します。

23
24 ・ リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には、子どもの安全確保を
25 最優先に躊躇なく一時保護を実施します。

26
27 ・ 一時保護の解除や施設入所措置の解除などにより、子どもに対する支援
28 に変化が生じた際に、切れ目のない支援が行えるよう、市町や警察等との
29 情報共有を徹底します。

30
31 **イ 一時保護機能の充実**

32 **○ 一時保護所の機能充実**

33 ・ 一時保護やその解除を行う際には、児童福祉司による社会診断だけでな
34 く、児童心理司による心理診断、一時保護所における行動診断、医師による
35 医学診断など総合的な診断により、アセスメント機能を十分に高めます。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

○ 子どもへの支援

- ・ 一時保護を行う子どもへの対応においては、発達の状態や心理的ケアの必要性等、子どもの状況に応じたきめ細やかな対応ができるよう、一時保護所の個室整備を行います。
- ・ 社会生活を営んでいく上で、対人関係等を上手く結べるようソーシャルスキルトレーニングを実施していく等、学習支援の充実を図ります。
- ・ 子どもの在籍校や教育委員会等と連携し、子どもの状況や特性、学力に配慮した学習支援を行います。

○ 児童養護施設等における一時保護受入体制の強化

- ・ 施設への一時保護委託においては、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境は双方への影響が大きいことから、地域分散化により本体施設に空いたスペースを活用するなど、施設における一時保護受入体制の強化を支援します。

ウ 児童養護施設、里親委託等の受入体制の整備

○ 里親委託の推進および里親支援の強化

- ・ 代替養育が必要となった場合は、家庭養育優先原則に基づき、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を積極的に推進します。
- ・ 里親支援機関や市町等と連携しながら、里親制度の普及啓発や新規里親の開拓など里親のリクルートを戦略的に実施し、里親制度の認知を高めるとともに、子どもの養育の受け皿となる里親の登録数を増やします。
- ・ 包括的な里親支援業務（フォスタリング業務）の実施体制を早期に構築し、里親が子どもに最善の養育を提供するために適切な支援を受けられるよう、里親支援を強化します。
- ・ 里親が地域において社会的につながりを持ち、子どもを養育することが一時的に困難となった家庭への支援ができる仕組みを検討します。

1 ○ **特別養子縁組の推進**

- 2 ・ 特別養子縁組は永続的で安定した家庭での養育を保障することから、家庭
3 再統合が極めて困難な場合など特別養子縁組が適当と考えられる子どもに
4 ついて、県内の民間あっせん機関とも連携しながら、特別養子縁組を推進し
5 ます。

6
7 ○ **児童養護施設の高機能化および小規模かつ地域分散化**

- 8 ・ 施設に入所する子どもが地域において家庭的な環境で生活体験を積むこ
9 とができるよう、各児童養護施設にヒアリングを行い、状況や課題を把握し
10 ながら、できる限り良好で家庭的な環境である地域小規模児童養護施設や分
11 園型小規模グループケアの設置を推進します。

- 12
13 ・ 特にケアニーズの高い子どもに対しては、本体施設内でできるだけ少人数
14 の生活単位において、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が可
15 能となるよう支援します。

16
17 ○ **乳児院および児童養護施設の高機能化・機能転換**

- 18 ・ 各地域におけるニーズを踏まえつつ、施設にヒアリングを行い、状況や課
19 題を把握しながら、施設による一時保護受入体制の整備や里親支援機能の強
20 化、市町と連携した在宅支援・特定妊婦への支援の強化などの施設の高機能
21 化・機能転換を支援します。

22
23 ○ **子どもへの支援**

- 24 ・ 子どもの在籍校や教育委員会等と連携し、子どもの状況や特性、学力に配
25 慮した学習支援を行います。(再掲)

26
27 **エ 子どもの権利擁護の推進・被虐待児等へのケアの充実**

28 ○ **権利擁護の取組（再掲）**

- 29 ・ 滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子ども権利擁護部会による実
30 地調査を行い、子どもが施設等で安心して生活できるよう支援します。

- 31
32 ・ 児童養護施設等に措置等となった子どもに対し、「子どもの権利ノート」
33 を活用し、子どもが守られる権利を学べるよう支援します。

- 34
35 ・ 児童養護施設、里親等の代替養育を受けている子どもを対象に、施設や里
36 親等のもとでの暮らしに関するアンケートを実施します。

- 1
- 2 • 子ども家庭相談センターは、代替養育に関する措置や施策の利用の決定に
- 3 あたっては、子どもに丁寧の説明をし、意見を聴取するとともに方針決定に
- 4 できるだけ反映させるよう努めます。
- 5
- 6 • 当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌みとる方策、子どもの権利
- 7 を代弁する方策については、国の調査研究の結果を踏まえながら検討してい
- 8 きます。
- 9

10 (4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援

11 **基本目標**

12 社会的養護のもとにある子どもとその保護者の絆の再構築に取り組むととも

13 に、将来にわたって自立した生活ができる社会をつくります。

14

15 **施策の方向性**

16 施設への入所や里親委託は、子どもへの支援の最終目標ではなく、子どもの将

17 来を見据えて、子どもとその保護者との関係の修復に取り組んでいきます。

18 また、措置を解除となった子どもが、安定した社会生活を送ることができるよ

19 うに、関係機関が連携・協力して子どもの自立を支援していきます。

20

21 **具体的取組**

22 **ア 親子関係の修復・家庭復帰**

23 **○ 家庭復帰に向けた取組**

- 24 • 子ども家庭相談センターは、対応チームの編成や職員の専門性の向上を図
- 25 り、児童養護施設等や市町と連携して、親子関係の修復・家庭復帰（家族の
- 26 再統合）の取組を進め、家庭復帰にあたっては、市町、関係機関と連携し、
- 27 地域で子どもを見守り、支援していきます。
- 28
- 29 • 家庭復帰にあたって、子ども家庭相談センター、市町、関係機関等と意見
- 30 が異なる場合等は必要に応じて社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措
- 31 置審査部会に意見を求めます。
- 32
- 33 • 対応が困難な保護者に対しては、情報を共有し、施設と子ども家庭相談セ
- 34 ンターが連携して対応していきます。
- 35
- 36

1 ○ 再発防止に向けた保護者指導の強化

- 2 ・ 児童虐待の再発を防止するため、保護者の育児不安や子どもの発達課題な
3 ど虐待に至った要因に対し、医学的または心理的所見を求めながら、市町と
4 連携し、保護者への指導を行うとともに、専門性の確保の観点から研修の充
5 実を図り、児童福祉司の更なる資質向上に努めます。

6
7 イ 子どもの自立支援

8 ○ 施設、里親、行政の連携による自立支援の仕組みづくり

- 9 ・ 児童養護施設等、里親、ファミリーホームに措置等されている子どものア
10 フターケアも含めた自立支援の仕組みづくりのため、施設、里親、行政によ
11 る協議会を開催します。

12
13 ○ 退所後の自立に向けた就労や社会生活面を支援する仕組みづくり

- 14 ・ 児童養護施設等で生活する子どもの自立に向け、退所前から退所後を通じ
15 て就業や社会生活の学習、相談、相互交流などを行い、自立に向けた仕組み
16 づくりを進めます。

- 17
18 ・ 児童養護施設等、里親、ファミリーホームに措置等されている子どもにつ
19 いて、企業、団体等との就労支援の仕組みづくりを進めます。

20
21 ○ 児童自立生活援助事業の支援

- 22 ・ 児童養護施設等を退所した子どもに日常生活上の支援および職業指導等
23 を行う児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の支援に取り組みます。

24
25
26 (5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化

27 **基本目標**

28 子ども家庭相談センターの組織としての対応力を強化するとともに、市町や
29 関係機関との積極的な連携を図り、児童虐待への対応を強化します。

30
31 **施策の方向性**

32 子ども家庭相談センターが、組織としての高い専門性を発揮できるよう、機能
33 強化を図るとともに、市町や関係機関と積極的な連携を図り、県全体の子ども家
34 庭相談体制の強化を図っていきます。

1 **具体的取組**

2 **ア 子ども家庭相談センターの機能強化**

3 **○ 子ども家庭相談センターの体制強化**

4 ・ 児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、児童福祉司、児童心理司
5 の増員等、子ども家庭相談センターの体制強化を図っていきます。

6
7 ・ 子ども家庭相談センターの更なる体制強化に向けて、管轄区域の見直し等、
8 子ども家庭相談センターのあり方を検討します。

9
10 ・ 他の自治体における取組も参考にしながら、子ども家庭相談センター業務
11 の外部委託の可能性について検討します。

12 13 **○ アセスメント機能の充実**

14 ・ 社会診断、心理診断、行動観察等を実施し、子どもの状況を見極め、それ
15 らをもとに適正な援助方針を決定していきます。

16
17 ・ きょうだいがいる家庭で虐待が発生した場合は、虐待の対象となっていな
18 い子どもも虐待を受ける危険度が高いことから、虐待の対象となっていない
19 子どもについてもアセスメントを行うなど、適切な対応を行います。

20 21 **○ 保健・医療・福祉関係機関との連携**

22 ・ 母子保健機関、産科や小児科をはじめとする医療機関と市町および子ども
23 家庭相談センターが、早期発見・早期対応に向けて円滑に連携ができるよう、
24 情報共有を図ります。

25 26 **○ 介入的な対応を的確に行うための体制整備**

27 ・ 一時保護等の介入的対応を行う職員と支援を行う職員を分けるなど、子ど
28 も家庭相談センターの機能分化を行います。

29 30 **○ 法的対応の強化**

31 ・ 子ども家庭相談センターに付与されている法的権限を適時適切に行使す
32 るために、各子ども家庭相談センターへの弁護士の配置や家庭裁判所への弁
33 護士による代理人申請について、滋賀弁護士会と文書による取決めを行いま
34 す。

35
36 ・ 臨検・捜索等に係る研修を警察と合同で実施し、法的対応力の更なる向上

1 に努めます。

2
3 ○ 医療機能の強化

- 4 ・ 医療的な機能強化を図るため、虐待の診断などについて医療機関との連携
5 を図ります。

6
7 ○ 社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会の活用

- 8 ・ 施設入所措置や措置解除などが子どもや保護者の意向と一致しない場合
9 や市町、関係機関等と意見が異なる場合において、専門家の意見を聴取する
10 ため、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会を積極的に活用
11 します。

12
13 ○ 重症事例の検討

- 14 ・ 児童虐待の重症事例が発生した場合は、市町と協議し、社会福祉審議会児童
15 福祉専門分科会児童虐待事例検証部会による検証を行い、再発防止に努めま
16 す。

17
18 ○ 人材確保・育成

- 19 ・ 児童虐待防止対策体制総合強化プランを踏まえ、児童福祉司や児童心理司
20 等の配置・育成に取り組みます。

- 21
22 ・ 児童相談に関するスーパーバイズ機能を強化し、チームとしての総合力が
23 発揮されるようスーパーバイザーの育成に力を入れます。

24
25 イ 市町との連携

26 ○ 子ども家庭相談センターの専門性を活用した援助

- 27 ・ 市町の個別ケース検討会議において、児童福祉司や児童心理司が、当該ケ
28 ースに関するアセスメントの結果や支援計画について専門的な見地からの
29 助言指導を行うことにより、市町の援助活動が円滑に進むよう、市町を支援
30 します。

31
32 ○ 県子ども家庭相談室と連携した日常的な支援

- 33 ・ 家庭児童相談室を持たない町の児童虐待対応等を支援するために、子ども
34 家庭相談センターの研修に県子ども家庭相談室職員が参加するなどし、県子
35 ども家庭相談室の資質の向上を図り、町主担当ケースの効果的な支援を促進
36 します。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

○ **子ども家庭相談センターと市町との個別定期協議の実施**

- ・ 子ども家庭相談に係る組織体制も含めた市町の状況を把握し、それに基づいた市町と子ども家庭相談センターの連携を進めるとともに、効果的な市町への助言指導を実施するために、市町ごとに効果的な支援方策や連携上の課題を話し合う場を設けます。

○ **スーパーバイザー派遣の充実**

- ・ ソーシャルワークに精通したスーパーバイザーを市町に派遣し、市町の取組に対する支援の充実を図ります。

○ **在宅支援共通アセスメント・プランニングシートの普及と役割分担の明確化**

- ・ 子ども家庭相談センターと市町等関係機関において、共通のツールである「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート」の普及を促進し、共通理解や円滑な情報共有を図り、適切な役割分担を行います。

○ **市町職員等の専門性を高めるための研修会の開催**

- ・ 市町の子ども家庭総合支援拠点の職員や要保護児童対策調整担当者のほか、幅広く子ども家庭福祉に携わる者を対象に、資質向上を目的とした研修を実施します。

○ **子ども家庭総合支援拠点の設置促進**

- ・ 市町における相談体制を強化するため、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市町子ども家庭総合支援拠点」について、2022年度までに全市町で設置されるよう情報提供や助言等の支援に努めます。

○ **中核市の児童相談所設置に向けた取組**

- ・ 中核市における児童相談所の設置について、中核市である大津市に必要な情報を提供するとともに、大津市が設置を検討する場合には、必要な支援を行います。

ウ **関係機関の役割と連携**

○ **里親、乳児院および児童養護施設との連携**

- ・ 施設・里親担当の児童福祉司を配置して、施設・里親による子どもの養育状況を詳細に把握し、きめ細かい助言指導に努めるなど、措置等児童への支

1 援を充実させます。

2

3 ○ **里親支援機関との連携**

- 4 ・ 家庭における養育環境と同様の養育環境を提供するため、里親支援機関と
5 ともに新規里親の登録に向けた取組を進めるとともに、未委託里親への委託
6 促進を進めます。

7

8 ○ **性的虐待に関する専門機関との連携**

- 9 ・ 性的虐待については、発見からその後のケア、法対応に至るまで、医療機
10 関、警察等の関係機関の協力を得ることが不可欠であることから、これら専
11 門機関との連携を深めます。

12

13 ○ **家庭裁判所、地方検察庁および少年鑑別所との連携**

- 14 ・ 家庭裁判所、地方検察庁・少年鑑別所（法務少年支援センター）と子ども
15 家庭相談センターとが情報交換しながら、連携を進めます。

16

17 ○ **児童家庭支援センターとの連携**

- 18 ・ 虐待の発生や深刻化を防ぐために、市町と連携した妊産婦の支援等につい
19 て、重要な役割を担う児童家庭支援センターの機能強化を図ります。

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

6 子どもの貧困対策

重点的取組 学校と福祉等関係機関等との連携強化

(1) 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援

基本目標

学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口とした福祉関係機関との連携や経済的支援を通じた教育費負担の軽減を図ります。

施策の方向性

貧困の連鎖を防ぐため幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、子どもが小中学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、保幼小連携を推進します。また、子どもの貧困の背景にある原因を把握・分析し、学校や地域での放課後学習の取組、福祉関係機関との連携など、学校を拠点とした子どもの貧困対策の展開や教育費負担の軽減に取り組みます。

具体的取組

ア 学校と福祉等関係機関等との連携強化【重点】

○ 学校を窓口とした福祉関係機関等との連携

- 福祉等の関係機関と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える小学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校、市町教育委員会や県立学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣します。また、児童生徒の感情や情緒面を支援するため、小中学校や県立学校にスクールカウンセラーを配置・派遣します。

- 家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組により、保護者に対する家庭教育支援をサポートします。

○ 学校教育における「学ぶ力」、確かな学力の向上

- 学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの基本的な生活習慣の定着を図る取組を推進します。

- 小中学校において個に応じた指導の充実や基礎基本の定着を図る放課後学習を支援します。

○ 地域による学習支援

- 放課後子ども教室等の地域学校協働活動の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実します。また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

1 の設置により、地域による学習支援等の充実を図るとともに、導入に向けた
2 周知や啓発を実施します。

3
4 ○ **高等学校等における就学継続のための支援**

5 ・ キャリアノート「夢の手帖」(小学生版・中学生版・高校生版)の作成や、
6 小学校・中学校・高等学校キャリア教育・進路指導連絡協議会の開催により、
7 各学校段階における体系的なキャリア教育を実施します。(再掲)

8
9 ・ 高等学校等中退者等について、学校がハローワーク等に対して情報を共有
10 する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供を充実します。

11
12 ・ 学習面の課題や経済的理由、妊娠など様々な事情により就学継続が困難な
13 生徒について、それぞれの事情に応じた適切な支援や教育上必要な配慮を
14 行います。

15
16 イ **貧困の連鎖を防ぐための就学前の教育・保育の質の向上**

17 ○ **保幼小連携の推進**

18 ・ 小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、幼稚園幼児指導要録
19 や保育所児童保育票録等による申し送りや、認定こども園、保育所および幼
20 稚園と小学校との交流や連絡会の開催などによる連携を推進します。

21
22 ○ **認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育にかかる負担軽減**

23 ・ 認定こども園、保育所および幼稚園への就園を促進するため、市町におけ
24 る、低所得世帯に対する利用者負担の軽減や、施設利用に伴う教材費等の費
25 用負担の軽減を図り、適切な教育・保育を推進します。

26
27 ○ **就学前の家庭教育支援**

28 ・ 就学前の子どもを持つ保護者に対し、家庭教育支援を充実するため、P T
29 Aや保護者会の代表を対象にした家庭教育学習講座の開催を支援します。

30
31 ウ **就学・修学支援の充実**

32 ○ **義務教育段階の就学支援の充実**

33 ・ 福祉等の関係機関と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える
34 小学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校、市町
35 教育委員会や県立学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣
36 します。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

○ **子どもの食事・栄養状態の確保**

- ・ 生活保護の教育扶助により、被保護世帯の小・中学校の給食費を支給します。
- ・ 県内で学校給食を実施している学校を対象とした学校給食実施状況調査を実施し、学校給食の普及・充実を図ります。
- ・ 食育の日の設定や研修会・講習会の実施、優れた実践校の表彰などにより、学校を中心に家庭・地域が連携した食育の推進を図ります。

○ **高等学校等における教育に係る経済的支援**

- ・ 保護者等の収入状況により、高等学校等における教育の経済的負担の軽減が必要な生徒に対し、授業料の支援を実施します。また、低所得世帯に対し、授業料以外の支援を実施します。
- ・ 私立高等学校を運営する学校法人に対し、授業料減免に関する支援を実施します。
- ・ 高等学校等に在学する高校生等が、経済的な理由で修学を断念することがないように、奨学資金を貸与します。
- ・ 特別支援学校へ就学している児童生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費を支給し、通学費、給食費および教科書費等の支援を実施します。
- ・ 高等学校等中退者が高等学校等に再入学し、「高等学校等就学支援金」の支給限度期間または支給限度単位数を超えた場合に、授業料の支援として卒業するまで（最長2年間）学び直し支援金を支給し、高等学校等における教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

○ **大学生・専門学校生等に対する経済的支援**

- ・ 大学等における就学の支援に関する法律に基づき、令和2年度（2020年度）より実施される授業料等減免と学資支給について、住民税非課税世帯等の対象者に広く周知します。

- 1 • 看護専門学校生に対し、免許取得後に一定の要件を満たせば返還が免除さ
2 れる資金を貸与します。
- 3
- 4 • 保育士、介護福祉士養成施設在学学生に対し、資格取得後一定の要件を満た
5 せば返還が免除される資金を貸与します。
- 6
- 7 ○ 学生のネットワークの構築
- 8 • 学生間のコミュニケーションスペースの設置や学生支援サポートスタッ
9 フ制度の実施により学生のネットワークの構築に努める県立大学に対し、そ
10 の取り組みを支援します。
- 11
- 12 • 看護学校の学生に対してカウンセリングを実施し、精神面でのサポートを
13 行います。
- 14
- 15 エ 生活困窮世帯等への学習支援
- 16 ○ 生活困窮世帯への学習支援
- 17 • 生活困窮世帯の子どもを対象とした学習・生活支援を実施します。
- 18
- 19 ○ 児童養護施設等で暮らす子どもに対する学習支援の推進
- 20 • 国の基準を超えて職員を配置している施設に対し、入所児童の学習支援等
21 にあたる職員の配置について支援します。
- 22
- 23 ○ ホームフレンドの派遣
- 24 • ひとり親家庭の子どもが気軽に相談できるホームフレンドの派遣を実施
25 します。
- 26
- 27 ○ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による教育相談体
28 制の整備充実
- 29 • 福祉等の関係機関と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える
30 小学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校、市町
31 教育委員会や県立学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣
32 します。また、児童生徒の感情や情緒面を支援するため、小中学校や県立学
33 校にスクールカウンセラーを配置・派遣します。(再掲)
- 34
- 35
- 36

1 ○ 放課後子ども教室等の推進

2 ・ 習熟度別指導などの少人数指導により個に応じたきめ細かな指導を推進
3 するとともに、小学校、中学校における放課後学習を支援します。

4 また、放課後子ども教室等の地域学校協働活動の取組を推進し、放課後等
5 の学習支援を充実します。

7 (2) 貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援

8 **基本目標**

9 相談事業等の充実を図ることなどにより、貧困の状況にある子どもが社会的
10 に孤立しないようにします。

12 **施策の方向性**

13 保護者が仕事と家庭の両立ができるよう、保育サービスの充実や、日常生活や
14 健康面のサポートを行うとともに、子どもの居場所づくりや進学・就労など、子
15 どもが安心して生活することができるよう、支援の充実を図り、関係機関の連携
16 や体制整備などを進めます。

18 **具体的取組**

19 ア 保護者の生活支援

20 ○ 保護者の自立支援

21 ・ 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援および家計相談支
22 援を実施します。

23
24 ・ ひとり親家庭が一時的に家事援助、保育等のサービスが必要になった際に、
25 家庭生活支援員を派遣して児童の世話等を行い、ひとり親家庭が安心して子
26 育てをしながら生活することができる環境整備を図ります。

28 ○ 保育等の確保

29 ・ 市町が実施する認定こども園、保育所、放課後児童クラブ等事業の充実を
30 図るとともに、保育所等への入所に関するひとり親家庭の優先的取扱いにつ
31 いて市町に対して情報提供し、市町における取扱いの充実を図ります。

32
33 ・ 共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人
34 材を育成するため、地域の実情に応じて、「新・放課後子ども総合プラン」
35 に取り組めるよう、市町福祉部局および市町教育委員会に対して、その考え
36 方等の周知に努めます。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

○ **保護者の健康確保**

- ・ ひとり親家庭に対し、当事者ニーズに応じた母子・父子自立支援員による相談支援や、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場の提供を行います。
- ・ 個別事例に応じて、福祉事務所、市町保健センター、保健所等関係機関と連携し、健康面を含めた支援を行います。
- ・ 市町における新生児訪問や乳幼児健診等において、乳幼児や保護者の健康状態の確認が行われることを支援します。
- ・ 市町における乳児家庭全戸訪問および養育支援訪問において、妊婦等による養育が適切に行われるよう、相談、指導、助言等が行われることを支援します。

○ **母子生活支援施設等の活用による地域での生活の支援**

- ・ 母子生活支援施設の保育機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の児童に対し保育サービスを提供します。

イ **子どもの生活支援**

○ **児童養護施設等の退所児童の支援**

- ・ 退所児童等に対し、就職・生活に関するアドバイスやスキルアップ講座等の支援を実施します。また、退所児童等が就職や住居を借りる際、施設長等が身元保証人になることの支援を実施します。

○ **食育に関する支援**

- ・ 保育所等に対しては指導監査等を通じ、適切な食事提供の指導・助言を行います。また、児童養護施設に対しては、定期監査時に入所児への必要な栄養指導が行われているかの確認を実施します。

○ **生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもの居場所作りに関する支援**

- ・ 生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもに対し、居場所づくりを含む学習・生活支援を実施します。

- 1 ・ 市町が実施する認定こども園、保育所、放課後児童クラブ等の充実を図る
2 とともに、保育所等への入所に関するひとり親家庭の優先的取扱いについて
3 市町に対して情報提供し、市町における取扱いの充実を図ります。(再掲)
4
5 ・ 共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人
6 材を育成するため、地域の実情に応じて、「新・放課後子ども総合プラン」
7 に取り組めるよう、市町福祉部局および市町教育委員会に対して、その考え
8 方等の周知に努めます。(再掲)
9

10 **ウ 関係機関との連携等**

11 **○ 児童養護施設の体制整備、子ども家庭相談センターの相談機能強化**

- 12 ・ 家庭での保護者による安定的な養育が困難な子どもに対して、家庭的な養
13 育環境を提供するために、里親の拡充と施設の小規模化を図ります。
14
15 ・ 里親支援機関との連携により、里親に関する情報共有を推進します。
16
17 ・ 養育里親認定研修、児童虐待相談等関係職員研修を実施し、里親や施設職
18 員の資質向上に取り組みます。
19
20 ・ 子ども家庭相談センターの機能を強化し、里親や施設で暮らす子どもへの
21 ケアを充実します。
22

23 **○ 相談職員の資質向上**

- 24 ・ 生活保護世帯の支援にあたるケースワーカーの資質向上を図るため、また
25 ひとり親家庭が抱える課題に対応するため、母子父子自立支援員、市町担当
26 職員およびひとり親家庭福祉推進員に対する研修を実施する等、市町の相談
27 支援体制をバックアップします。
28
29 ・ さまざまな悩みを抱えている子どもたちの相談に応じることのできる職
30 員を子ども・若者総合相談窓口等に配置し、定期的に研修を実施します。
31

32 **エ その他の生活支援**

33 **○ 妊娠期からの切れ目ない支援等**

- 34 ・ 医療機関と市町が早期から連携できるよう、県全体でハイリスク妊産婦、
35 新生児援助事業を実施します。
36

1 ・ 子育て・女性健康支援センターにおいて、妊娠・出産・子育てに関し、電
2 話、来訪、訪問による相談を実施します。

3
4 ・ 個別事例に応じて、福祉事務所、市町保健センター、保健所等関係機関と
5 連携し、健康面を含めた支援を行います。

7 ○ 住宅支援

8 ・ 住宅困窮度の高いひとり親世帯に対する県営住宅の優先入居を実施する
9 とともに、子育て世帯等に対する民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。

10
11 ・ ひとり親家庭に対して住宅資金および転宅資金の貸付を実施します。

12
13 ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失またはそのおそ
14 れのある者が安心して求職活動に専念することができるよう、住居確保のた
15 めの支援を実施します。

17 (3) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援

18 基本目標

19 貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、保護
20 者および子どもに対する就労支援を行い、就労機会の確保を図り、経済的自立を
21 目指します。

23 施策の方向性

24 保護者に対しては、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況
25 に応じた自立支援計画の策定や学び直し、困難を有する子どもに対しては、学校
26 と就労支援機関との連携により、希望に応じた就職支援を進めます。

28 具体的取組

29 ア 保護者に対する就労の支援

30 ○ 親の就労支援

31 ・ 生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員等による支援、就労活動
32 促進費の支給や就労自立給付金の支給を実施します。

33
34 ・ ひとり親家庭に対して自立支援プログラムを策定し、就業を軸とした自立
35 支援を図ります。また、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、民間
36 教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施し、就労の促進を図ります。

- 1
2 ・ 母子家庭の母や出産や子育てを理由に離職し、再就職を希望する女性等を
3 対象に、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施し、就労の促進を図
4 ります。

5
6 ○ 親の学び直しの支援

- 7 ・ 職業経験がないひとり親家庭の親に対して、主体的な能力開発の取組を支
8 援するため、自立支援教育訓練給付金を支給し、学び直しの視点も含めた就
9 業支援を推進します。

- 10
11 ・ 生活保護受給中のひとり親家庭の親が高等学校に就学する際、高等学校等
12 就学費の支給を実施します。

13
14 ○ 就労機会の確保

- 15 ・ ひとり親の就業支援に関するリーフレットを配布するとともに、県の会計
16 年度任用職員の募集案内を母子家庭等就業・自立支援センターに提供し、ひ
17 ひとり親の就労機会の確保に努めます。

18
19 イ 子どもの就労支援

20 ○ 希望に応じた子どもに対する就労支援

- 21 ・ ひとり親家庭の就労を希望する子どもに対し、母子家庭等就業・自立支援
22 事業を通じ、就労を支援します。

- 23
24 ・ 児童養護施設の退所児童等に対して、それぞれの希望に応じた就職・生活
25 に関するアドバイスやスキルアップ講座等の支援を実施します。

- 26
27 ・ 中卒や高校中退、定時制高校に通学する子ども等全日制高校に通学してい
28 ない子どもに対しても、それぞれの希望に応じ、学校とハローワークのジョ
29 ブサポーター等との連携による求人開拓を行うといった支援を実施します。

- 30
31 ・ しがジョブパークにおいて、就職に関する相談・職業紹介、求人情報の提
32 供、就職に関するセミナーや就職説明会の開催などをワンストップで行うと
33 ともに、就労が困難な若者の就職を促進するため、地域若者サポートステー
34 ションにおいて、カウンセリング、就労体験、交流サロン等を実施します。

1 (4) 世帯の生活を下支えするための経済的支援

2 **基本目標**

3 生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み
4 合わせた経済的支援を進め、世帯の生活の基礎を下支えします。

6 **施策の方向性**

7 ひとり親に対する児童扶養手当、福祉医療費助成、母子父子寡婦福祉資金の貸
8 付や養育費確保支援、生活保護世帯に対する教育扶助等などの経済的支援を行
9 い、生活の安定を図ります。

11 **具体的取組**

12 **ア ひとり親家庭に対する支援**

13 **○ 児童扶養手当の支給**

- 14 ・ 市町と連携して、制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配慮
15 するなど、適正な支給事務を行います。

17 **○ 福祉医療費の助成**

- 18 ・ 病気やけがなどで必要となる医療費について、ひとり親家庭の負担を軽減
19 し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、医療費の一部助成を行いま
20 す。

22 **○ 母子父子寡婦福祉資金の貸付**

- 23 ・ 市町と連携して制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配慮す
24 るなど、適正な貸付事務を行います。

26 **○ 養育費確保の支援**

- 27 ・ 子どもと別居している親にも子どもの扶養義務があり、養育費は扶養義務
28 を履行するものであるとの認識を広めるとともに、ひとり親家庭が養育費に
29 ついての理解を深められるよう、NPO等と連携した講座を開催するなど、
30 養育費の重要性を周知します。
- 31
32 ・ 養育費に関する相談を引き続き行っていくとともに、養育費の確保を促進
33 する支援策を検討します。

- 1 ○ ひとり親家庭に対する調査
2 ・ ひとり親家庭への就業支援や経済的支援等の状況把握のため、実態調査
3 (5年に1回)を実施します。
4
5 イ 生活保護世帯に対する支援
6 ○ 教育扶助の支給方法
7 ・ 生活保護における教育扶助について、目的とする費用に直接充てられるよ
8 う、学校等からの要請に応じて、学校の長に対して直接支払うことを実施し
9 ます。
10
11 ○ 生活保護世帯の子どもの進学時の支援
12 ・ 高等学校等に進学する際、入学料、入学検査料等を支給します。また、高
13 校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる
14 場合は、収入として認定しない取扱いとします。
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

7 ひとり親家庭への支援

重点的取組 支援が届きにくい家庭への対応強化

(1) 自立のための就労支援

基本目標

ひとり親家庭の自立や生活の安定、向上に向け、その就業を支援し、就業により十分な収入を安定的に確保します。

施策の方向性

ひとり親が自分らしいと思える生活の実現をめざして、経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定などの就労支援を進めます。また、子どもの成長に伴い変化する働き方に対する希望にも柔軟に対応できるよう企業に対するひとり親の理解促進を図ります。

具体的取組

ア ニーズに対応した就業相談の充実

○ 母子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援

・ 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて求人等の情報提供や技能講習の案内等必要な助言を行い、求職活動を支援します。

・ ひとり親家庭の親を対象に、家庭や就労、求職の状況や課題を把握し、就業に向けた支援、職業能力開発へのアドバイスなど個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細かな就労支援を行います。

○ 関係機関と連携した就業支援（滋賀マザーズジョブステーション）

・ 滋賀マザーズジョブステーション・近江八幡は、母子家庭等就業・自立支援センター、マザーズ就労支援相談、ハローワークおよび福祉事務所等が連携し、求人情報の提供や職業紹介、託児など一括したワンストップの就労支援を行います。また、滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前においても母子家庭等就業・自立支援センターが定期的な出張相談を行い、就業相談の充実を図ります。

・ ひとり親を対象とした就職説明会を、企業と連携して開催し、就業機会の拡大を図ります。

1 ○ 支援機関と連携した相談窓口

- 2 ・ ひとり親家庭を市町や様々な支援機関と連携させるコーディネート機能
3 をもった相談機関である「ひとり親家庭総合サポートセンター」において、
4 ひとり親家庭に寄り添った総合相談を行います。

5
6 イ 自立を目指した能力開発の支援

7 ○ 多様な能力開発への支援

- 8 ・ ひとり親の円滑な就業準備や転職を支援するための講習会や就労に必要な
9 な知識を身につけるための職業訓練、学び直しへの支援などを実施し、幅広い
10 知識・技能の習得と能力開発への支援や公共職業安定所（ハローワーク）
11 と連携した就業支援を行うことにより、就労の促進を図ります。

12
13 ○ 講座等の受講のための経済的な支援

- 14 ・ ひとり親が就職やキャリアアップにつながる資格や技能を習得できるよ
15 う、訓練費用の助成や給付金による生活の負担軽減などの経済的支援を行い、
16 受講の促進を図ります。

17
18 ウ ひとり親が働きやすい職場環境づくり

19 ○ 雇用促進のための企業等への啓発の推進

- 20 ・ 就業後の状況把握や求人開拓を目的とした企業訪問を通じ、企業・団体等
21 に対し、ひとり親家庭特有の事情等について理解を得るとともに、積極的に
22 就業機会が創出されるよう働きかけを行い、また子育てに配慮した働きやす
23 い職場などの情報提供を行います。

24
25 ○ 仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりに向けた広報・啓発

- 26 ・ 仕事と子育てを両立し、健康状態や子どもの年齢に応じた働き方ができる
27 よう、仕事と生活の調和のとれた働きやすい職場環境づくりに向けた広報・
28 啓発を推進します。

29
30 (2) 安心・安全な子育て・子育てのための生活支援

31 **基本目標**

32 ひとり親が安心して子育てができるよう多様な保育サービスや日常生活面の
33 支援の充実、教育環境の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支えます。

34
35 **施策の方向性**

36 ひとり親が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応

1 する延長保育、病児保育および一時預かりなどの子育て支援策や、家事援助など
2 生活面のサポートなどを着実に推進します。

3 また、子どもの健やかな育ちを支えるため、学習支援、進学のための資金貸付
4 などの経済的支援により、教育環境の充実を図ります。

5 6 **ア 仕事と子育ての両立を図る子育て・生活支援の充実**

7 **○ 多様なニーズに応じた保育サービス**

8 ・ 保育所等および放課後児童クラブの充実を図り、多様なニーズに対応する
9 ための延長保育、休日保育、夜間保育、病児保育の実施を支援します。

10
11 ・ 保育所等や放課後児童クラブへのひとり親家庭の子どもの優先入所ある
12 いは優先的利用について引き続き市町と協力して実施します。

13 14 **○ 日常生活面での支援**

15 ・ 病気、仕事の都合等による一時的な家事、育児の援助など、親が困ったと
16 きの支援について、子どもの一時預かりや、日常生活への支援、ホームフレ
17 ンドの派遣などを市町と協力して推進します。

18 19 **イ 子どもの学習・居場所づくりをサポートする支援**

20 **○ 子どもの学習・生活支援**

21 ・ ひとり親家庭の子どもの悩みや相談に応じたり、居場所づくりや学習を支
22 援したりするために、地域や団体、市町等と連携しながら取組を進めていき
23 ます。

24 25 **○ 子どもの進学のための経済的支援**

26 ・ 教育費の負担軽減を図るため、子どもが高等学校や大学などに就学・修学
27 するために必要な入学金・授業料などの資金の貸し付けを行うとともに、制
28 度の周知を図ります。

29 30 **ウ 面会交流の普及・啓発**

31 ・ 面会交流の必要性や心構えに関する講座の開催や、ホームページなどによ
32 る広報・啓発を行うとともに、面会交流にかかる相談など促進に向けた支援
33 を行います。

1 (3) 生活の安定と自立のための経済的支援

2 **基本目標**

3 経済的支援によりひとり親の生活の安定と経済的自立を目指します。

5 **施策の方向性**

6 ひとり親家庭となり不安を抱える中、県営住宅の入居など生活基盤確保の支
7 援や各種手当などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。

8 また、離婚にあたって、養育費負担の取決めを行うことなどについて、広報・
9 啓発活動を行っていきます。

11 **具体的取組**

12 **ア 生活基盤となる住宅の確保のための支援**

13 ○ 公営住宅による生活支援

- 14 ・ 県営住宅の入居にあたっては、ひとり親世帯に対して優先入居を行うこと
15 により、住宅確保を支援します。

17 ○ 住宅確保のための支援

- 18 ・ 民間住宅については、子育て世帯等が生活の基盤である住宅を円滑に確保
19 できるよう、住宅情報の提供などの支援に努めます。

21 **イ 生活の安定を図るための経済的支援**

22 ○ 児童扶養手当の支給（再掲）

- 23 ・ 市町と連携して、制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配慮
24 するなど、適正な支給事務を行います。

26 ○ 福祉医療費の助成（再掲）

- 27 ・ 病気やけがなどで必要となる医療費について、ひとり親家庭の負担を軽減
28 し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、医療費の一部助成を行いま
29 す。

31 ○ 母子父子寡婦福祉資金の貸付（再掲）

- 32 ・ 市町と連携して制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配慮す
33 るなど、適正な貸付事務を行います。

35 **ウ 養育費確保のための支援**

36 ○ 養育費確保の支援（再掲）

- 1 ・ 子どもと別居している親にも子どもの扶養義務があり、養育費は扶養義務
2 を履行するものであるとの認識を広めるとともに、ひとり親家庭が養育費に
3 ついての理解を深められるよう、NPO等と連携した講座を開催するなど、
4 養育費の重要性を周知します。
- 5
- 6 ・ 養育費に関する相談を引き続き行っていくとともに、養育費の確保を促進
7 する支援策を検討します。

10 (4) きめ細かな相談体制と情報提供

11 基本目標

12 ひとり親家庭が抱える生活、就業等に関する様々な悩みについて、相談体制や
13 情報提供の充実を図り、ニーズに合ったきめ細やかな支援を提供します。

15 施策の方向性

16 ひとり親家庭の子育てをはじめとした様々な悩みに対し、特に支援を必要と
17 しているひとり親家庭に情報や支援が行き届くよう、広報誌やホームページを
18 活用した情報提供や相談窓口の周知を図るとともに、母子・父子自立支援員や就
19 業支援員などによる情報提供や相談体制を充実します。

21 具体的取組

22 ア 支援が届きにくい家庭への対応強化【重点】

23 ○ 母子・父子自立支援員・ひとり親家庭福祉推進員による活動

- 24 ・ 母子・父子自立支援員、ひとり親家庭福祉推進員の活動をとおして、ひと
25 り親家庭に対して支援施策等に関する情報を積極的に提供します。また、支
26 援を必要としている方に情報を届けることができるよう、時代に即した提供
27 方法を市町とともに検討していきます。

- 28
- 29 ・ 母子・父子自立支援員がひとり親家庭の自立支援に向け、適切かつ効果的
30 に相談を行えるよう、研修や意見交換を実施し、ひとり親家庭の個々の状況
31 に応じて支援施策や関係機関等へ適切につなぐ相談体制を充実します。

33 ○ 母子家庭等就業・自立支援センター、電話相談窓口での相談対応

- 34 ・ 就業支援員やプログラム策定員の研修や母子・父子自立支援員との意見交
35 換を実施し、支援施策および関係機関等へ適切につなぐ相談体制を充実しま
36 す。

- 1
2 • 育児や虐待に対する電話相談や養育費確保等に対する法律相談を行います。
3
4
5 ○ **支援機関と連携した相談窓口（再掲）**
6 • ひとり親家庭を市町や様々な支援機関と連携させるコーディネート機能
7 をもった相談機関である「ひとり親家庭総合サポートセンター」において、
8 ひとり親家庭に寄り添った総合相談を行います。
9
10 ○ **ひとり親ふれあい交流事業の推進**
11 • ひとり親がいきいきと日常生活を営めるように、ひとり親家庭の集いの場
12 を設けて、情報の交換や相談の機会を提供し交流を深めます。
13
14 イ **ひとり親家庭への情報提供の充実**
15 ○ **相談窓口の周知**
16 • 母子家庭等就業・自立支援センターでの離婚問題や養育費確保等に対する
17 法律相談や育児や虐待等の電話相談など相談窓口の周知を行います。
18
19 ○ **広報誌やホームページ等の活用**
20 • 必要な情報が必要とする人に十分行き届くよう、ホームページ等を活用し、
21 情報が届きにくいひとり親家庭にも配慮しながら情報提供を充実します。
22
23 ウ **ひとり親家庭への理解を促進するための広報・啓発**
24 ○ **地域の団体等との連携**
25 • 児童委員や地域の団体等に対し、研修会等の様々な機会を通じて、地域が
26 ひとり親に対する理解を深め、地域全体でひとり親家庭を見守り支えていく
27 環境がつくられるよう働きかけを行います。
28
29 • NPO等地域団体の活動は極めて重要であり、こうした地域団体活動を支
30 援します。
31
32 ○ **企業に対する理解促進**
33 • 企業や団体への訪問等を通じて、就業後の状況把握や求人開拓を行い、ひ
34 とひとり親家庭特有の事情等について理解を得るとともに、積極的に就業機会が
35 創出されるよう働きかけを行います。
36

数値目標一覧

指 標	現 状	目 標
	平成30年度 実績	令和6年度
基本施策① 社会全体で子育て・子育てを応援		
1 家庭教育支援チームを組織する市町数	6市町	12市町
2 放課後等デイサービス事業所数	2,187人 [平成31年3月サービス提供分]	滋賀県障害者プランによる (2,625人 令和2年度)
3 「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合（特別支援学級および特別支援学校を除く。）	小学生78.5% 中学生75.5% 高校生87.4%	小学生100% 中学生100% 高校生100% (令和5年度)
基本施策② 安心・安全な子育て環境		
4 周産期の死亡児数 (出産1,000人あたり人数)	3.2人 [平成29年]	H29～R4の平均値が全国平均より低い(R5目標)
5 認定こども園等利用定員数		
3歳以上の認定こども園（教育標準時間認定）、幼稚園利用定員数	24,444人 (利用児童数16,851人)	20,149人
3歳以上の認定こども園（保育認定）、保育所利用定員数	20,631人 (利用児童数20,848人)	24,591人
3歳未満の認定こども園（保育認定）、保育所、小規模保育等利用定員数	13,487人 (利用児童数12,260人)	16,760人
6 一時預かり事業の実施		
一時預かり事業（幼稚園型）提供体制	182,681人 (利用者数)	308,277人
一時預かり事業（幼稚園型以外）提供体制	47,019人 (利用者数)	81,690人
7 延長保育提供体制	7,778人 (利用者数)	13,994人
8 病児保育提供体制	16,858人 (利用者数)	23,590人

1
2
3
4

指 標		現状	目標
		平成30年度 実績	令和6年度
9	利用者支援事業実施か所数		
	基本型	22か所	39か所
	特定型	6か所	12か所
	母子保健型	26か所	27か所
10	地域子育て支援拠点事業拠点数	88か所	90か所
11	子育て短期支援事業提供体制 (ショートステイ)	214人 (利用者数)	698人
12	子育て短期支援事業提供体制 (トワイライトステイ)	165人 (利用者数)	235人
13	ファミリー・サポート・センター事業 提供体制	17,319人 (利用者数)	19,506人
14	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 利用定員数	17,041人 (H30.5.1 利用児童数)	23,678人
15	乳児家庭全戸訪問事業実施率	81.9%	100%
16	養育支援訪問事業訪問数	5,036人	6,062人
17	妊婦健診提供体制	139,799回 (平成29年度 延べ受診回数)	155,703回
18	産前・産後サポート事業の取組市町数	15市町	全市町
19	産後ケア事業の取組市町数	15市町	全市町
20	認定こども園等従事者数(幼稚園教諭・保育士等)	9,744人	11,933人
21	ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数 (従業員数100人以下の企業)	555社	730社
22	男性の育児休業取得率	4.1%	6.0%

1
2
3
4

指 標	現 状	目 標	
	平成30年度 実績	令和6年度	
基本施策③ 子ども・若者の健やかな育ち			
23	遊べる・学べる淡海子ども食堂開設数	115か所	300か所
24	淡海子育て応援団等の地域協力事業所数	1,795店舗	2,120店舗
25	しがこども体験学校参加団体数	155団体	200団体
基本施策④ 青少年の健全育成			
26	しが若者ミーティング参加者数	-	300人
27	青少年立ち直り支援センター（あすくる）での支援プログラム終了率	82.7% (H26～30の平均約75%)	80.0%
28	滋賀県青年大会参加者数	375人	500人
29	住んでいる地域の行事に参加したことがある児童・生徒の割合 （「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合の合計）	全国平均（小：68.0%、 中：50.6%）を上回る 小学生 77.2% 中学生 58.7%	全国平均を上回り、か つ 小学生 80.0% 中学生 70.0%
30	携帯電話等フィルタリング設定率	52.9%	65.0%
基本施策⑤ 社会的養護の推進			
31	里親のもとや児童養護施設等において、「子どもの権利ノート」の内容を知っている子どもの割合	37.6%	100%
32	里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができている。」と感じている子どもの割合	-	100%
33	養育支援訪問事業で家事支援をメニュー化している市町数	10市町	全市町
34	産婦健康診査事業の取組市町数	2市	全市町

1
2
3

		現状	目標
		平成30年度実績	令和6年度
35	里親等委託率	34.3%	48.3%
	3歳未満	28.6%	52.2%
	3歳以上就学前	25.0%	46.2%
	学童期以降	35.7%	48.2%
36	養育里親の新規登録者数（世帯）	19世帯	20世帯/年
37	中学校区別の養育里親登録率	68.0%	100%
38	里親のもとや児童養護施設等で暮らす子どもの進学率および就職率	83.1%	100%
39	乳児院および児童養護施設における一時保護専用施設数	1箇所	3箇所
40	小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の定員数（本体施設から地域へ移行する定員数）	36人（6箇所）	78人（13箇所）
41	市町子ども家庭総合支援拠点設置数	4市	全市町
基本施策⑥ 子どもの貧困対策			
42	ひとり親家庭の親の就業率（正社員）	母子：41.3% 父子：67.5%	母子：44.0% 父子：77.8%
43	スクールソーシャルワーカー（SSW）の支援学校数およびスクールカウンセラー（SC）の配置・派遣率	【SSW】 SSWが支援した学校数：184校 【SC】 SCの配置・派遣率：95.6%	【SSW】 SSWが支援した学校数：200校 【SC】 SCの配置・派遣率：100%
44	就学援助制度に関する周知状況	進級時 89.5% 入学時 94.7% [平成29年度]	進級時 100% 入学時 100%
45	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.2% [平成28年度]	99.2%
46	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	6.3% [平成28年度]	1.10%

1
2
3

		現状	目標
		平成30年度 実績	令和6年度
基本施策⑦ ひとり親家庭への支援			
47	母子家庭等就業・自立支援センターの取組による就業者数（累計）	130人	750人 （R2年度～6年度累計）
48	ひとり親家庭の子どもの進学率（大学等への進学率）	61.4%	71.4%
49	養育費を受け取っている母子家庭の割合	33.3%	50.0%
50	母子家庭の暮らし向きに対する意識：（たいへん）苦しいの割合	65.2%	国民生活基礎調査における児童のいる世帯の生活意識の状況 「大変苦しい」「やや苦しい」の計（R5年） 参考：H30年 62.1%

1
2
3
4
5
6
7

V プランの推進について

2

3 この計画を実効性のあるものにするためには、行政はもとより、家庭、学校、
4 企業をはじめ、県民一人ひとりがそれぞれの立場で役割と責任を果たし、お互い
5 に連携・協力しながら、積極的かつ主体的に取り組んでいくことが必要です。

6

7 1 それぞれが果たす役割

8 (1) 県の役割

9 県は、本計画に基づき、子育てや子どもの健やかな育ちを支援するため、総合
10 的かつ計画的に施策を推進します。施策の推進にあたっては、行政のみならず、
11 家庭、学校、企業などの取組が重要な役割を果たしており、それぞれの役割が十
12 分果たされるよう、必要な支援、情報提供を行います。

13 また、経済的な問題や社会的孤立の問題等さまざまな理由で、健やかに成長し、
14 自立していくことに困難を伴ったり、特別な支援を必要とする子ども・若者やそ
15 の保護者に対しては、個々の実情に応じたきめ細かい支援を行います。

16 市町に対しては、情報の共有化、技術的・専門的な助言や支援、子育て支援等
17 に関わる人材の育成等を通じて、市町が子育て支援施策を円滑に実施できるよ
18 う支援します。

19

20 (2) 市町の役割

21 市町は住民に最も身近な基礎的自治体として、関係機関・団体等との連携のも
22 と、子ども・子育て支援事業計画等に基づき、住民ニーズに対応したきめ細かな
23 施策を展開していくことが求められます。

24

25 (3) 家庭の役割

26 家庭は、社会を構成する最小単位の集団であり、基本的な生活習慣やコミュニ
27 ケーション能力、思いやりの心、倫理観など、子どもたちが生きていくうえで必
28 要な能力や規範を身につける場として、極めて重要な役割を担っています。子育
29 てについては保護者が第一義的な責任を有するとの認識のもとに、家庭生活を
30 通じて、コミュニケーションを深め、子どもの基本的な生活習慣や人間形成など
31 を育むとともに、男女がともに家事や育児を担うなど、家族のきずなを大切に
32 していくことが求められます。

33

34

1 (4) 認定こども園、保育所、幼稚園、学校の役割

2 ○ 認定こども園、保育所、幼稚園

3 乳幼児期の教育および保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要
4 です。子どもが健やかに成長できるよう適切な環境を整え、その心身の発達を助
5 長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことが必要です。

6 さらに、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円
7 滑な接続に向けた教育および保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上
8 を図ること等が求められます。

9 また、安全確保や見守り、虐待の未然防止・早期発見など地域と連携して子ど
10 もの育ちに関わることが必要です。

11 ○ 学校

12 子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための資質や能力を育む
13 場であり、また、集団生活をとおして、集団の一員としての自覚を持ちながら、
14 望ましい人間関係を育成し、社会規範意識を習得する場でもあります。子どもが
15 学び育つ場として、家庭や地域と連携しながら、心身ともに健やかに育つ環境づ
16 くりを進めることが求められます。

17 (5) 企業の役割

18 企業は、職業生活と子育てなどの家庭生活の両立を実現していくうえで、大き
19 なる役割と責任を担っています。次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主
20 行動計画の策定・実施、育児休業制度の定着、働き方の見直しなど、子育てをし
21 ながら安心して働くことができる職場環境の整備を積極的に推進することが求
22 められます。

23 また、親と子が利用しやすい設備の充実、子育てを応援するサービスの実施、
24 職場体験の受け入れなど、企業の専門性を活かして、地域や学校等で行われる
25 様々な子育て支援活動や教育活動に対して積極的に参画することが期待されま
26 す。

27 (6) 県民の役割

28 子ども・若者の時期は、人生の中で最も大切な成長期であることから、子ども・
29 若者の人権を重んじ、その幸せを第一に考えるという視点に立って、子ども・若
30 者の利益が最大限尊重されるよう県民一人ひとりが配慮し、子育てや子ども・若
31 者の育ちや自立に関わりながら、ともに育ち、支えていくことが求められます。

1 (7) 地域の役割

2 地域においては、近隣や自治会、子育てサークルや青少年の健全育成に携わる
3 団体などが相互に連携し、子育て家庭や子ども・若者の育ちに積極的に関わると
4 ともに、多様な活動の場の提供や居場所づくり、安全対策など、みんなで子ども・
5 若者の育ちを支え、応援していくことが期待されます。

6 また、児童虐待防止の観点からも、子育て家庭が孤立することのないよう、地
7 域全体で子育て家庭に関わることは大切であり、虐待を受けたと思われる児童
8 を発見した場合には、関係機関に通告する義務を果たすことが求められます。

9 10 2 計画の推進体制

11 (1) 県における推進体制

12 子育てや子ども・若者の健やかな育ちを支え、多様化する県民のニーズや課題
13 に対応するためには、教育・医療・福祉・労働などあらゆる分野で幅広く連携し
14 ながら取り組むことが必要です。県では、関係部局が相互に連携し、総合的な取
15 組を進めます。

16 17 (2) 企業や民間団体等との連携

18 企業において、一般事業主行動計画等に基づく、仕事と子育ての両立支援の取
19 組や若い世代の雇用が一層促進されるよう、労働局や経済団体、企業等と連携・
20 協力して積極的な啓発活動を進めます。

21 また、社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性を踏
22 まえ、企業や民間団体等の専門性や機動力を活かした子育て支援活動や協働に
23 よるネットワークづくりなどの取組が、各地域で積極的に展開されるよう協力・
24 連携します。

25 26 (3) 国および市町との連携

27 本県の子ども・若者育成支援施策を着実に推進するため、国予算の重点配分や
28 今後に向けた制度創設、制度改正に向け、国に対して、本県の経験や課題を踏ま
29 えた、より良い政策づくりに向けた提案を行います。

30 また、市町において、子ども・子育て支援事業計画等に基づく取組が円滑に推
31 進されるよう、情報の共有化、広域的な観点からの調整、市町に対する技術的・
32 専門的な助言や支援、子育て支援等に関わる人材の育成や資質向上などを推進
33 します。

3 点検評価・進行管理・計画の見直し

(1) 点検評価・進行管理

計画の推進にあたっては、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善）の考えに基づき、毎年度、計画に基づく施策の実施状況、数値目標の達成状況、施策の効果や課題等について、滋賀県子ども若者審議会において点検評価を受けます。

また、その結果を広く県民に公表するとともに、子育て当事者などからの意見を踏まえて翌年度以降の施策に反映させ、社会経済情勢の変化などに対応した実効性のある計画を推進します。

(2) 計画の見直し

国の制度改正や社会経済の情勢、滋賀県の子ども・若者育成を取り巻く状況の変化に対応するため、計画の内容について、必要に応じて見直しを行うとともに、見直し結果を施策に適切に反映します。

淡海子ども・若者プランにおける主な施策の推進

(補):市町への補助事業

資料4



■子ども・若者・保護者への直接的な支援

■妊娠期からの切れ目ない支援体制の整備

■不妊に悩む方への支援の推進

■妊婦健診・産婦健診を受けられる体制の確保、
■周産期医療体制の充実・強化
■産後うつなど個別に対応が必要な妊産婦に対する支援の充実

■乳幼児医療費助成

■乳児家庭全戸訪問事業(補)

■放課後児童クラブ(補)

■思春期保健対策の充実
■健全な育成環境の整備

■若者の就職支援の充実
■青少年の主体的な社会参画の促進

■「生きる力」を育む学校教育等の充実

■子育て短期支援事業(補)
■養育訪問支援(補)

■高等学校等における教育に係る経済的支援
■大学生、専門学校生等に対する経済的支援

■乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の把握

■非行少年等の立ち直り支援
■心の問題を抱える青少年に対する支援

■発達障害に対するライフステージに応じた切れ目ない支援

■子ども、若者のための相談窓口による支援

■児童虐待の未然防止、■児童虐待の早期発見・早期対応

■児童扶養手当の支給、■福祉医療費の助成

■保護者の就労支援、■保護者の生活支援、■養育費確保の支援

■母子・父子自立支援員、ひとり親家庭福祉推進員による活動

□地域・社会環境づくりなど間接的な支援

□子を生き育てる機運の醸成

□保育の受け皿拡大(補)
□保育人材の確保
□保育の質の向上

□放課後児童クラブの設置促進(補)
□放課後支援員等の資質向上

□学校を窓口とした福祉関係機関等との連携
□スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による教育相談体制の整備充実

□市町における子育て世代包括支援センターの整備、相談機能の充実に向けた取組の推進

□放課後等デイサービス等の充実

□地域子育て支援拠点の充実(補)

□学校、通学路、園外活動時および地域における安全の確保

□子ども食堂等の居場所づくりの推進

□ワーク・ライフ・バランスの推進、□男女がともに子育てに関わるための職場環境づくり